

法科大学院認証評価

自己評価書

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

平成19年6月

千葉大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	22
	第4章 成績評価及び修了認定	35
	第5章 教育内容等の改善措置	58
	第6章 入学者選抜等	63
	第7章 学生の支援体制	77
	第8章 教員組織	89
	第9章 管理運営等	101
	第10章 施設、設備及び図書館等	113

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

(2) 所在地 千葉県千葉市

(3) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数 112 人

教員数 18 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻（法科大学院）は、平成 16 年 4 月に、主に首都圏において市民生活を支える法曹養成のための教育を行うことを目的として開設された法科大学院である。本研究科は、1 学年 50 名という比較的小さな入学定員ではあるが、首都圏において小規模ではあっても充実した高い水準の法曹教育の実現を目指している。

また、本研究科は、小規模校のメリットを活かし、首都圏を中心に粒揃いの意欲ある学生を集めることにより、学生相互の切磋琢磨及び学生と教員との緊密な対話を通じた研鑽の場を提供している。また、その立地条件・環境を活かし、広大なキャンパスにおいて伸び伸びとした学習環境を提供するとともに、教員その他のヒューマン・リソースや法律問題を多面的に考える機会を確保している。

本研究科の教育上の主眼は、日々の現実の中にある法律問題を鋭く認識し、その公正な解決を図るために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができる柔軟な法的思考能力を有する人材の養成にあり、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を輩出したいと考えている。これを実現するために、本研究科では以下のような特徴ある教育体制を整えている。

第 1 に、少人数教育を徹底している。法律基本科目の受講者数は、1 学年（定員 50 名）を 2 分して、1 クラス 25 名（実員数は年度により異なるが、20 名から 30 名）を原則とし（「インテンシブ科目」と称している。）、その他の授業科目においても、例外はあるが、履修者の分散もあり、同程度ないしはそれ以下の人数を受講者とする教育を行っている。

第 2 に、授業科目の配置について、1 年次においては基礎科目を配置し、2 年次には法律基本科目をインテンシブ科目として配置し、少人数教育を実施している。2 年次及び 3 年次には実務基礎科目及び先端・展開科目を配置し、また、基礎法学・隣接科目はいずれの年次においても履修できるように配置している。

第 3 に、基本科目の教育を重視し、特に 2 年次ではほとんどの授業科目をインテンシブ科目として少人数による双方向・多方向的な授業展開を通じて法的思考・議論の能力の練磨に努めている。

第 4 に、法律実務の基礎的素養を涵養するために、2 年次には民事及び刑事の実務基礎科目を少人数教育として実施し、3 年次には千葉県弁護士会の協力を得てエクスターンシップ（ローヤリング及びクリニックの要素を併有する。）科目として「実践リーガルライティング」を配置している。

第 5 に、生活者の日常的な問題と深くかかわる法分野を重視し、「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の 6 科目から 2 科目を選択必修として履修させることにより、市民生活を支える法曹の養成に肝要な科目を重視している。

II 目的

- 1 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする法科大学院である。
- 2 柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の育成を目指している。
- 3 このような本研究科の教育目的及び理念を実現する上で、多様な方面で活躍する有為な法曹人材の育成に努めることはもちろんであるが、とりわけ首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹を養成することが、本研究科の最も重要な任務であると考えている。
- 4 このような教育目的・理念を掲げる本研究科にとっては、多彩な学問的・社会的背景を有する学生が集い、それぞれの実社会における経験に根ざしながら、狭い意味での法律学にとどまらない自由闊達な発想を受容することが極めて重要な意義を有する。1学年定員の30%を3年在学予定者とし、多様なキャリア・バックグラウンドを有する学生を受け入れようとする入学者選抜上の基本方針は、かかる趣旨に基づくものである。
- 5 また、本研究科では、その目的を達成するために、以下のような教育方針・方法を採用している。
 - (1) 1学年50名という少人数教育を行う。この学生数は、法科大学院として理論と実務を架橋する質の高い専門職教育を実践し、かつ、すべての学生の勉学状況に目配りがきく適正規模と考えている。
 - (2) 教育方法として、法律基本科目においては、定員50名の学生を2クラスに分け、1クラス25名編成による教育指導を行い（当該科目を「インテンシブ科目」という。）、双方向・多方向的な討論を通じた法的思考・議論の能力の鍛錬を重視する。具体的な事例の検討を通して、抽象的な法の理念にとどまらない実践的な法技術を涵養するとともに、紛争や問題を抱えた当事者の痛みに対する感性に配慮した教育に努める。
 - (3) 法科大学院で開設される多様な授業科目の中において、一般市民にとって最も身近な法的紛争に関する科目として、「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の6科目から2科目を選択必修科目として履修を義務付けることにより、生活者の視点及び当該法分野の基本的理解を習得するとともに応用能力を育成する。
 - (4) 法律実務の基礎的な素養を涵養するために、民事及び刑事の実務基礎科目をインテンシブ科目として設置するとともに、千葉県弁護士会の全面的協力を得てエクスターンシップ（ローヤリング及びクリニックの要素を併有する。）科目として「実践リーガルライティング」を開設している。
 - (5) 実定法にとどまらない視野の広い法学的素養と洞察力を身に付けさせるために、「法哲学」や「英米法」等の基礎法学科目を選択必修科目として配置し、いずれの年次においても履修できる編成としている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)によれば、法科大学院は法曹養成のための基幹的な高度専門教育機関として、①法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得及び豊かな人間性の涵養・向上、②専門的な法知識の確実な習得及び創造的な思考力・法的分析能力や法的議論の能力等の育成、③先端的な法領域についての基本的な理解と法曹としての責任感や倫理観の涵養という基本的理念を統合的に実現するものとされている。そして、本基準は、正にこの基本的理念を受けたものと考えられる。

本研究科は、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を輩出することを教育の理念及び目的としているが、これは、上記の意見書にいう法科大学院の基本的理念を踏まえ、本研究科が養成したいと考える法曹像を端的に提示したものである。そして、この理念を実現するために、基本を重視した少人数教育により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施する体制を構築している。具体的には、第2章以下において詳述するが、ポイントを整理すると、次のとおりである。

第1に、授業科目として、1年次においては基礎科目を配置し、2年次には法律基本科目を「インテンシブ科目」(1クラス25名の少人数授業)として開設し、少人数教育を実施している。2年次及び3年次には、法律実務基礎科目及び展開・先端科目を配置し、また、基礎法学・隣接科目はいずれの年次においても履修できるように編成している。

第2に、授業において少人数教育を徹底しており、1年次は定員が15名であり、2年次のインテンシブ科目の受講者数は1クラス25名(定員上)であり、また、その他の授業科目においても、通常、履修者が分散することから、最大でも同程度の人数である。

第3に、基本科目を重視しており、特に2年次においては、ほとんどの授業科目について少人数による双方向・多方向的な討論を通じた法的思考・議論の訓練により、基本となる各法分野の学識と応用能力を培っている。

第4に、法律実務の基礎的素養を涵養するための民事及び刑事の法律実務基礎科目

についても2年次に少人数で実施し、また、エクスターンシップ（ローヤリング及びクリニックの要素を併有する。）科目として、「実践リーガルライティング」を3年次に千葉県弁護士会の協力の下に実施している。

第5に、生活者の日常的な問題とかかわりが深い法分野を重視し、「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の6科目から2科目を選択必修としている。

第6に、厳格な成績評価を可能にするための基盤として、1クラス10人以下の学生から構成されるクラスの担任制度を実施し、学生と教員（延いては法科大学院）の間のコミュニケーションと信頼関係が強固となるような仕組みを設けている。

開講科目の多様性や科目数において、なお改善の余地はあるものの、法曹としての実務に不可欠な専門的知識の修得と創造的な思考力・法的分析能力や法的議論の能力の養成のために必要な教育課程は整っており、加えて、法律実務基礎科目についても段階的・体系的に実施している。《資料1 教育理念を示す資料》

《資料1 教育理念を示す資料》

○志願者募集用パンフレット

「生きている一人ひとりのために——一人はみな、日常を暮らす生活者としての面をもっています。欠陥商品、隣人とのトラブル、病気、老後の生活保障……。こうした問題が適切に解決されることが、暮らしやすい社会の必須条件です。千葉大学法科大学院は、最先端の分野で活躍する弁護士であっても、公的立場から正義の実現に携わる裁判官、検察官の立場にあっても、つねに生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家を輩出したいと願っています。」

《出典：パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」（設置認可申請中の平成15年7月作成）》

○本研究科ウェブサイト（<http://www.le.chiba-u.ac.jp/lis/>）

上記志願者募集用パンフレットと同内容

○履修案内

「千葉大学法科大学院は、学生諸君が弁護士となって最先端の分野で活躍する場合も、公的立場から正義の実現をめざす裁判官、検察官等の職にある場合も、常に生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家となってくれることをめざしてカリキュラムを構成しています。

以下で説明するカリキュラムにおいても、展開・先端科目の中でも生活者を取りまく法事象にかかわる労働法、環境法、医事法、土地・住宅法、消費者法の5科目^(注)を選択必修科目第1群と定め、その中から2科目以上の履修を必要とするほか、基本六法に行政法を加えた基本的実定法の訓練に多くの時間を割き、どのような応用分野にも柔軟に対応できる基礎能力の涵養に重点を置いています。」

《出典：別添資料「平成19年度履修案内」1頁》

(注) 平成19年度履修案内作成後に、「ジェンダーと法」が選択必修科目第1群に追加され、合計6科目となっている。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本研究科は、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家を輩出する」という明確な理念及び目的の下に設置されており、こうした法曹像に適った教育環境と教育課程を整備し、実施しているところであり、これまでのところ、所期の成果を上げつつあると考えている。

本研究科の教育課程の全体像を図示すると、資料 2 (カリキュラムの概念図) のとおりであり、1 年次においては基礎科目を、2 年次には法律基本科目をインテンシブ科目として、それぞれ配置し、さらに、2 年次及び 3 年次に法律実務基礎科目及び展開・先端科目を配置し、また、基礎法学・隣接科目はいずれの年次においても履修できるように編成している。そして、各年次の教育目標は、志願者募集用パンフレットや履修案内の「カリキュラム」図中に明確に示されている。《別添資料 志願者募集用パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために (2006-2007)」、「平成 19 年度履修案内」4 頁》

法律基本科目や民事・刑事の法律実務基礎科目をインテンシブ科目として開講することにより、双方向・多方向的な討論中心の授業を円滑に実施することができており、法的思考・議論の能力を鍛錬し、実践的な法技術を修得する上で大きな効果を上げている。

展開・先端科目のうち、生活者にとっての法務サービスの必要性が高い「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の 6 科目を選択必修科目第 1 群として指定し、2 科目以上の履修を義務付けており、これらの科目の受講者比率は相対的に高くなっている。このほかの授業科目の履修については、極力、複数の科目を同一時限に配置しないように工夫することにより、受講者の自由度を高めている。また、「市民生活法務」、「企業法務」及び「公共法務」の三つの履修モデルを提示しているが、各自の関心・志望に応じた選択が可能になっている。

現時点では、教育の理念・目的の達成度を分析するための修了者の進路等に関する資料等は十分得られていないが、学生の学業成績や学習意欲等から判断する限り、これまでのところ、所期の成果を上げつつあると考えている。これは、開設当初の入学者が法曹志望の動機が明確で学習意欲に富んでいたことにも負うところが大きいと思われる。しかし、平成 17 年度前期において単位を修得できない学生が初めて出たことにも示されているように、学生間に能力や意欲には格差があるようにも見受けられる。今後、本研究科のアドミッション・ポリシーに照らし、法曹志望の動機や意欲が明確な入学者を公正に選抜し、上記の教育理念に沿った法曹教育を着実に実施することが肝要であると考えている。

なお、平成 18 年度に実施された第 1 回新司法試験においては、本研究科修了者 26

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の優れた点として、少人数による基本重視の教育ということを第一に挙げることができる。それを可能にしているのは、小規模であること、立地条件等から粒揃いの意欲ある学生を集めることができていることにもあると思われる、今後もこの特徴を活かし、発展させることが重要であると考えている。

また、生活者の日常的な需要に対応した市民生活上の法務を重視していることも優れた点として挙げることができる。もちろん、本研究科のすべての学生が市民生活法務を専門とする法曹を目指すというわけではないが、最先端の分野で活躍する弁護士であっても、公的立場から正義の実現に携わる裁判官、検察官の立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家であることが前提となる。そうした法曹を養成することが本研究科の理念であり、目的である。

こうした本研究科の理念及び特徴は、社会的な必要性に応えるものとして意義のあるものであり、これを更に発展させていくことが必要かつ適切であると思われる。そうした発展のために、次のような点の改善が必要であると考えている。

第1に、少人数教育の一層の徹底である。法律基本科目及び法律実務基礎科目については、そのすべてをインテンシブ科目とすることを早期に実現する必要がある。また、他の授業科目を含め、単に受講者数が少数という形式面だけでなく、少人数だからこそできる授業を追求していくことが不可欠であり、科目にもよると思われるが、この面では改善が必要である。

第2に、生活者の需要が強い法務サービスに関連する科目の一層の充実である。開設科目の拡充という量的な面はもとより、実務法曹との連携・協力、関連諸科学との協働による内容的（質的）な面での充実が重要である。

第3には、実務法曹との協力による実践的な教育の拡充である。現行の「法曹倫理」や「実践リーガルライティング」を拡充し、法曹としての技能や倫理等を修得するための多様な授業科目を提供することが必要である。

第4には、以上のような改善を進めるためにも、教員の陣容について一層の拡充を図る必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本研究科では、法曹養成に特化した専門職大学院に相応しい教育課程を編成するため、以下の諸点に配慮している。第1点は、理論的教育と実務的教育の架橋を段階的に行うことであり、第2点は、理論的教育と実務的教育を完結的に行うことであり、第3点は、学部における法学教育との連携に留意することである【解釈指針2-1-1-1】

第1点について、1年次には、法律基本7科目の基礎科目を必修科目として配置している。また、法律実務基礎科目として「リーガルリサーチ」を1年次前期の選択科目としてきたが、平成19年度からは、当該科目を発展させる科目として「法情報基礎」を1年次前期の必修科目として配置している。法学未修者に対して、基本7法分野の基本構造を理解させる理論的教育を行う一方で、このような実務指向的な科目を置くことで、法科大学院での学習期間にとどまらず実務に就いてから後も絶えず必要とされる法情報収集能力を養成している。

2年次では、法律基本7科目並びに「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」を「インテンシブ科目」（1学年定員50名を2クラスに分け、少人数教育を行う科目）として必修配置し、双方向・多方向の議論を取り入れた少人数教育を行っている（ただし、「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」並びに「刑事訴訟法」については、教員の授業負担等の事情のため、年度によってはインテンシブ科目として実施されていない。）。双方向・多方向の議論の中で、(比較的単純な)事例について、適用すべき法規範を発見する理論的な能力と、そのために必要な要件事実等を見出す実務的な能力とを、共に進化させるのがこの年次の目標である。双方向・多方向型教育によって、思考力、分析力、表現力の向上を目指していることは言うまでもない。

3年次では、2年次までに原則として法律基本7科目を修了することを踏まえて、法律実務基礎科目として「法曹倫理」及び「実践リーガルライティング」を必修科目として配置しているほか、展開・先端科目の履修に重点を置いている。加えて、公法・民事法・刑事法分野の演習科目及び「民刑事法総合演習」を配置し、実務的教育の補強を図っている。「法曹倫理」においては、法曹三者のそれぞれの立場にある実務家教員により、厳しい問い掛けを行う授業が展開されている。そのほか、実務家教員の担当する科目においては、(当該授業科目としては“雑談”といえるかもしれないが)教

員の具体的な経験がしばしば語られるようであり、法曹としての責任感、倫理感の涵養としては非常に有益であると考えられる。さらに、平成19年度からは、民事法及び刑事法分野の総合演習科目の内容をより実務に近いものに改め、また「民刑事法総合演習」を「民事実務基礎」の発展科目として位置付け得る「法律実務総合演習」に改め、いずれも法律実務基礎科目としての性格を一層明確にするとともに、公法分野の総合演習科目については、現段階では行政訴訟などの実務に関連した教育を行うことはやや時期尚早と考えられることから、これを「公法演習」として法律基本科目という位置付けに変更するというカリキュラム改正を実施している。

また、各年次を通じて、「法哲学」等4科目の基礎法学科目を選択必修科目として配置している。

以上の科目配置により、理論的教育と実務的教育の架橋を段階的くさび型に実施している。《別添資料 「平成19年度履修案内」4～6頁、同資料3（授業科目一覧）37～39頁、同資料4（授業科目の年次別・期別配当表）41頁》【解釈指針2-1-1-1】

第2点については、上記の科目配置により、本研究科3年間において理論的教育及び従来の司法研修所前期修習段階における実務的教育を完結する体制を構築している。この点は、既述の「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の内容充実及び「法律実務総合演習」の新設により、平成19年度以降、一層の充実を図っているところである。《別添資料 「平成19年度履修案内」4～6頁、同資料3（授業科目一覧）37～39頁、同資料4（授業科目の年次別・期別配当表）41頁》【解釈指針2-1-1-1】。

第3点の学部における法学教育との関係に関しては、学部カリキュラムのコース編成及び法学既修者の取扱いについて配慮している。千葉大学法経学部法学科では、本研究科の設置に際してカリキュラムの再編成を行い、法学基礎科目教育に重点を置くこととし、本研究科における教育が屋上屋となることのないように意を用いている。すなわち、学部教育段階では、学生が卒業後に企業・公務員・教育界等の多方面への就職及び進学を目指すことを念頭に、法学の素養を有する社会人として実務で活躍し得る人材の育成に重点を置いた教育を行っている。《資料1 「法学科卒業所要単位数」（平成19年度法経学部履修案内）29頁、資料2 「学科内コースの概要について」（同30頁）》《別添資料 「千葉大学法経学部法学科 2007」3～4頁》【解釈指針2-1-1-1】

さらに、豊かな人間性の涵養という面では、本研究科の教育理念及び教育目的である「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成する観点から、お互いに顔の見える少人数での切磋琢磨を通じた研鑽を積み重ねる教育を基本とし、また、生活者にとって最も必要になる法分野を選択必修とするなど、当該理念の実現を目指す教育課程を編成している。《資料4 教育課程に関する基本的考え方》

《資料1 「法学科卒業所要単位数」》

普 遍 教 育 科 目						専 門 教 育 科 目		自 由 選 択 科 目	卒 業 単 位 数
外国語科目		情 報 リ テ ラ シ ー 科 目	ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目	教 養 コ ア 科 目	教 養 展 開 科 目	専 門 基 礎 科 目	専 門 科 目		
英 語 科 目	初 修 外 国 語 科 目							2	1～2
4～6	4								
8～10		26				90			

(出典：「平成19年度法経学部履修案内」29頁)

《資料2 「学科内コースの概要について」》

「(3) 学科内コースの概要について

- 1) 平成16年度入学生より、「法学・政治学コース」と「経済学・政策学併修コース」とに分かれます。「法学・政治学コース」は、主として法律関係専門職や公務員、企業などの就職を志望する者のコースであり、「経済学・政策学併修コース」は、法学・政治学の授業科目のほか、一定程度の経済学・政策学の授業科目をも履修して、企業（法務・経理関係）、公務員（国際公務員等）、税務・会計関係専門職、NPO・アナリスト（シンクタンク研究員、ジャーナリスト等）等の就職を志望する者のコースです。「経済学・政策学併修コース」を志望する学生は、2年次の履修登録の際に、自分の志望するコースを届け出る必要があります。志望者が20名を超えたときには、その志望を制限することがあります。」

(出典：「平成19年度法経学部履修案内」30頁)

《資料3 教育課程に関する基本的考え方》

「千葉大学法科大学院は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができるだけでなく、常に生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家の養成を目的としています。

以下で説明するカリキュラムにおいても、展開・先端科目の中でも生活者をとりまく法事象にかかわる労働法、環境法、医事法、土地・住宅法、消費者法の5科目を選択必修科目第1群と定め、その中から2科目以上の履修を必要とするほか、基本六法に行政法を加えた基本的実定法の訓練に多くの時間を割き、どのような応用分野にも柔軟に対応できる基礎能力の涵養に重点を置いています。」

(注)平成19年度から選択必修科目第1群に「ジェンダーと法」を加え、6科目の中から2科目を選択必修としている。

(出典：別添資料 「平成19年度履修案内」の「はじめに」(1頁)より抜粋)

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科における授業科目の開設状況は, 次のとおりである。なお, 本研究科では, 授業科目の編成をより段階的かつ体系的なものとするために, 平成 19 年度にカリキュラムの部分的な改訂を行っており, その内容については関係箇所において触れている。《資料 1 科目区分別・開講年次別授業科目単位数 (平成 16 年度～平成 18 年度及び平成 19 年度), 資料 2 平成 19 年度カリキュラム改訂一覧》

法律基本 7 科目については, 将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を確保すべく, 3 年 (法学未修者) コースの 1 年目に基礎科目として配置するとともに, 3 年コースの 2 年目又は 2 年 (法学既修者) コースの 1 年目である 2 年次に原則としてインテンシブ科目として配置している。1 年次には, 法律基本 7 科目の基本構造を学ぶための必修科目として, 公法系 3 科目, 民事法系 7 科目, 刑事法系 3 科目の合計 13 科目 26 単位を配置するほか, 自由選択科目として「基礎法律学演習」を設けている。また, 2 年次では, 双方向・多方向授業にウエイトを置いて展開することを旨とし, 学生が自ら学び修得したことを適時, 適切かつ妥当に議論展開できるようにすることを重視している。2 年次の法律基本 7 科目として, 公法系 3 科目, 民事法系 9 科目, 刑事法系 3 科目の合計 15 科目 30 単位を配置しており, これらはいずれも必修科目である。《別添資料 「平成 19 年度履修案内」 4～7 頁, 同資料 2 (本研究科規程別表) 34～35 頁, 同資料 3 (授業科目一覧) 37～39 頁, 同資料 4 (授業科目の年次別・期別配当表) 41 頁, 「平成 19 年度授業科目シラバス集」 1～76 頁》

なお, 2 年次の法律基本科目とされていた「民法 4」及び「民法 5」については, 2 年次の授業負担を軽減するため, 平成 19 年度から 3 年次前期に開講時期を移しているが, インテンシブ科目とすることは, これまでと同様である。また, 平成 19 年度から, 学生が公法系分野をより深く系統的に学習できるようにするために, 「行政救済法」及び「公法演習」を法律基本科目に位置付けている (いずれも自由選択科目)。《別添資料 「平成 19 年度履修案内」 6 頁, 同資料 2 (本研究科規程別表) 34 頁》【解釈指針 2-1-2-1】

法律実務基礎科目については、2年次に「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」をインテンシブ科目として配置しており、当該科目の担当教員はすべて実務経験を有する教員（裁判官、弁護士、検事経験者）で構成されている。3年次には、必修科目として、「法曹倫理」（教員はすべて実務経験者）及び「実践リーガルライティング」を配置している。「実践リーガルライティング」では、事前・事後の指導を専任の研究者教員が担当し、実地研修においてはすべて千葉県弁護士会会員である弁護士による法律事務所における指導を受ける。その他、自由選択科目として、「企業法務」（弁護士2名による輪講）、総合演習科目を配置し、法律実務に携わることへの導入を図っている。

これらの法律実務基礎科目については、平成19年度から、要件事実及び事実認定に関する基礎的な理解を高める観点から次のような改善を図ったところである。まず、2年次の「民事実務基礎」を拡充し、「民事実務基礎1」（前期・必修）と「民事実務基礎2」（後期・選択）に分けて実施することとした。また、3年次の総合演習科目についても、教育内容として現段階ではやや時期尚早と思われる公法系の「公法総合演習」を廃止し、法律基本科目としての「公法演習」とする一方、「民法総合演習」及び「刑法総合演習」を後述のように充実させるほか、これまで「民刑事法総合演習」の名称で民事・刑事両分野を対象としていた科目を、「民事実務基礎1」及び「民事実務基礎2」の発展的な内容を扱う「法律実務総合演習」として組み直している。内容的にも、「民法総合演習」及び「刑法総合演習」をより実務的なものとするため、実際の事例に関する起案あるいは事実認定（例えば、刑事判決書の「罪となるべき事実」）の訓練を加え、さらに最近の法実務に関する実務家講師の講演等を含めるなどの改善を図っている。また、従来、自由選択科目として、1年次に「リーガルリサーチ」（専任の研究者教員による輪講と実習）を設けていたが、平成19年度から「法情報基礎」と改称し、1年次の必修科目としている。この他、商法の発展的な科目である「企業法務」の配当年次を2年から3年に変更した。《別添資料「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34頁、同資料3（授業科目一覧）37～39頁、「平成19年度授業科目シラバス集」77～95頁》【**解釈指針2-1-2-2**】

基礎法学・隣接科目については、1・2・3年次の共通科目として、「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」の4科目を選択必修科目第2群として配置し（原則として他の授業科目を開講しない時限に配置している。）、1科目2単位以上を選択必修としている。これらの科目を履修することにより、法に対する理解の視野を広げるとともに、人間や社会の在り方に対する思索を深めることが可能になるように配慮している。また、平成19年度からは、基礎法学科目として（これまで法律実務基礎科目として区分されていた）「法律英語」が加わったほか、隣接科目として「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」が開講されている。これらの基礎法学・隣接科目は、いずれも選択必修科目として位置付けられ、2科目4単位以上を履修することを修了要件としている。《別添資料「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34頁、同資料3（授業科目一覧）38～39頁、「平成19年度授業科目シラバス集」96～113頁》【**解釈指針2-1-2-3**】

展開・先端科目については、従来、2年次に「行政救済法」及び「刑事訴訟法特論」

の2科目、2・3年次に「労働法」、「独占禁止法」、「国際私法」等8科目、3年次に「憲法訴訟論」、「環境法」、「消費者法」等13科目を配置していた。これらのうち、「労働法」、「環境法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の5科目を選択必修科目第1群として指定し、2科目4単位以上の履修を義務付けていた。本研究科の理念である市民生活を支える法曹の養成に密接な関連を有する科目として、これらの授業科目を位置付けていることによる。そして、その他の科目については自由選択科目としていた。

しかし、平成19年度から、2年次配当の展開・先端科目をすべて2・3年次配当に改め、合計で9科目が2・3年次配当、12科目が3年次配当としている（なお、受講者数が極めて少なかった「租税法」及び「経済刑法」の両科目を廃止するとともに、行政法の応用的科目として「行政法特論」を新たに開設している。）。併せて、上述の「労働法」から「消費者法」までの5科目の選択必修科目第1群に新たに「ジェンダーと法」を加え、合計6科目の中から2科目4単位以上を選択必修とし、また、その他の科目をすべて選択必修科目として、選択必修科目第1群の2科目4単位を含め、6科目12単位以上の修得を修了要件とした。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34頁，同資料3（授業科目一覧）39頁（「ジェンダーと法」については修正用紙による。），「平成19年度授業科目シラバス集」114～161頁》【解釈指針2-1-2-4】

本研究科では、法律基本科目に実質的に該当する科目を基礎法学・隣接科目あるいは展開・先端科目等において開設してはいない。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料3（授業科目一覧）37～39頁，同資料4（授業科目の年次別・期別配当表）41頁》【解釈指針2-1-2-5】

なお、本研究科では、1年次に導入科目として、「基礎法律学演習」（2単位・選択）を設置している。「基礎法律学演習」は、入学後に初めて法律学を学び始めた法学未修者を対象に、初学者が理解しにくい問題を取り上げ、民刑事法への基礎的な導入をねらいとする科目であり、基準2-1-2の4つの科目分類には正確には当てはまらないが、本研究科としては、当該科目も法律基本科目として扱っている。なお、平成18年度までは「裁判法」（2単位・必修）も導入科目として設置していたが、1年次の「基礎民事訴訟法」並びに2年次の「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」を充実させることとし、これを廃止している。《別添資料 「平成19年度授業科目シラバス集」75～76頁》

《資料1 科目区分別・開講年次別授業科目単位数》

(平成16年度～平成18年度)

		1年次	2年次	2・3年次 (注1)	3年次	合計
法律 基本 科目	公 法	6	6	—	—	12
	民 事 法	14	18	—	—	32
	刑 事 法	6	6	—	—	12
	導入科目	4	—	—	—	4
法律実務基礎科目		2	6	2	12	22
基礎法学科目(注2)		8				8
展開・先端科目		—	4	16	26	46
合 計		40	40	18	38	136

(注1)「2・3年次」とは、2年次と3年次のいずれの年次に履修することもできる科目をいう。

(注2)「基礎法学科目」、いずれも1・2・3年次開講科目であり、単位数は1年次として計算している。

(平成19年度)

		1年次	2年次	2・3年次 (注1)	3年次	合計
法律 基本 科目	公 法	6	6	2	2	16
	民 事 法	14	14	—	4	32
	刑 事 法	6	6	—	—	12
	導入科目	2	—	—	—	2
法律実務基礎科目		2	6	—	12	20
基礎法学・隣接科目(注2)		16				16
展開・先端科目		—	—	18	24	42
合 計		46	32	20	42	140

(注1)「2・3年次」とは、2年次と3年次のいずれの年次に履修することもできる科目をいう。

(注2)「基礎法学・隣接科目」は、いずれも1・2・3年次開講科目であり、単位数は1年次として計算している。

《資料2 平成19年度カリキュラム改訂一覧》

(平成18年度)

授業科目	科目区分	必修・選択の別	履修年次
公法総合演習	法律実務基礎科目	自由選択	3
行政救済法	展開・先端科目		2
物権法	法律基本科目	必修	2
契約法1			
契約法2			
不法行為法			
家族法			
裁判法			
リーガルリサーチ	法律実務基礎科目	自由選択	1
民事実務基礎		必修	2
H18 開講なし			
企業法務	法律実務基礎科目	自由選択	2
民刑事法総合演習			3
法哲学	基礎法学科目	選択必修2	1・2・3
日本法制史			
法社会学			
英米法			
法律英語	法律実務基礎科目	自由選択	2・3
H18 開講なし			
刑事訴訟法特論	展開・先端科目	自由選択	2
環境法		選択必修1	3
倒産処理法			3
独占禁止法基礎		自由選択	2・3
知的財産法特論			
特許法			
国際法			
国際私法基礎			
憲法訴訟論			
H18 開講なし			
独占禁止法	展開・先端科目	自由選択	2・3
国際私法			選択必修
情報法			
社会保障法			
ジェンダーと法			
民事執行法			選択必修1
少年法			選択必修
租税法			展開・先端科目
経済刑法	展開・先端科目	自由選択	3

(平成19年度)

授業科目	科目区分	必修・選択の別	履修年次
公法演習	法律基本科目	自由選択	3
行政救済法			2・3
民法1	法律基本科目	必修	2
民法2			
民法3			
民法4			
民法5			
廃止			
法情報基礎	法律実務基礎科目	必修	1
民事実務基礎1		必修	2
民事実務基礎2	法律実務基礎科目	自由選択	2
企業法務	法律実務基礎科目	自由選択	3
法律実務総合演習			3
法哲学	基礎法学・隣接科目	選択必修2	1・2・3
日本法制史			
法社会学			
英米法			
法律英語	基礎法学・隣接科目	選択必修	1・2・3
政治学	基礎法学・隣接科目	選択必修	1・2・3
経済学			
社会制度論			
刑事訴訟法特論	展開・先端科目	選択必修	2・3
環境法		選択必修1	
倒産法		自由選択	2・3
独占禁止法基礎			
知的財産法1			
知的財産法2			
国際法			
国際私法基礎			
憲法訴訟論		3	
行政法特論		展開・先端科目	選択必修
独占禁止法	展開・先端科目	自由選択	3
国際私法			選択必修
情報法			
社会保障法			
ジェンダーと法			
民事執行法			選択必修1
少年法			選択必修
廃止			
廃止			

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

法律基本科目に関する科目配置は、次のとおりである。公法系科目として、1年次及び2年次に各3科目6単位、合計6科目12単位を配置している。したがって、標準単位数を2単位上回る。民事系科目としては、1年次に7科目14単位、2年次に9科目18単位、合計16科目32単位を配置し、標準単位数と同数である(平成19年度から、2科目4単位の配置を2年次から3年次に移しているが、総科目数・総単位数は従来どおりである)。刑事系科目として、1年次及び2年次に各3科目6単位、合計6科目12単位を配置しており、標準単位数と一致する。また、平成18年度までは、1年次に裁判法(2単位)を必修科目として配置していたので、標準単位数(54単位)より4単位増となっていたが、解釈指針2-1-3-1(8単位増をもって必修総単位数の上限とする。)の範囲内にあり、平成19年度からは、「裁判法」の廃止により標準単位数の2単位増にとどまることとなった。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2(本研究科規程別表)34~35頁、同資料3(授業科目一覧)37~39頁》【解釈指針2-1-3-1】

法律実務基礎科目として、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目として「法曹倫理」(2単位)を3年次の必修科目としている。また、要件事実及び事実認定に関する民事訴訟実務の基礎科目として「民事実務基礎」(2単位。平成19年度からは「民事実務基礎1」)を2年次の必修科目としている(なお、平成19年度から「民事実務基礎2」を自由選択科目として開講し、法律実務基礎科目の充実を図っている)。事実認定に関する刑事訴訟実務の基礎科目として「刑事実務基礎」(2単位)を2年次の必修科目としている。これらにより、解釈指針2-1-3-2(1)に掲げる授業科目6単位が必修とされている。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2(本研究科規程別表)34~35頁、同資料3(授業科目一覧)37~39頁、同資料5(時間割)43~44頁、「平成19年度授業科目シラバス集」79~86頁》【解釈指針2-1-3-2(1)】。

法曹としての倫理観や責任感を涵養するための独立した授業科目として「法曹倫理」(2単位)を開設しているほか、法律基本科目、基礎法学科目及び展開・先端科目の授業においても法曹としての倫理に留意した教育を行うよう努めている。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2(本研究科規程別表)34~35頁、資料3(授業科目一覧)37~39頁、「平成19年度授業科目シラバス集」(特に96~104頁)等》【解釈指針2-1-3-2(2)】

法情報調査に関する科目として、従来、1年次に「リーガルリサーチ」(2単位)を

自由選択科目として配置していたが、平成19年度からは「法情報基礎」として必修とした。また、法律基本科目の授業においても、法令、判例等の検索、判例の読み方等の法情報の入手・調査・分析に関する指導を行っているほか、図書室職員や利用可能なデータベースの専門インストラクターによるガイダンスを随時開催し、検索・利用方法を習得する機会を提供している。その他、「英米法」及び「法律英語」の授業科目においては、英米法に関するリーガルリサーチの習熟を大きな内容としている。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34～35頁，資料3（授業科目一覧）37～39頁，「平成19年度授業科目シラバス集」103～106頁等）》【解釈指針2-1-3-2（3）ア】

また、法文書作成に関する科目として、3年次に「実践リーガルライティング」（2単位）を必修科目としている。さらに、3年次配当の総合演習科目において法的文書作成の基本的技能の訓練を添削指導等の手法を通じて行っているほか、法律基本科目においても試験答案等の添削指導も行い、法文書作成の基本的技能の修得に意を用いている。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34～35頁，同資料3（授業科目一欄）37～39頁，「平成19年度授業科目シラバス集」87～88頁，91～95頁等）》【解釈指針2-1-3-2（3）イ】

この他、本研究科独自の法律実務基礎科目として、「企業法務」（2単位）や総合演習科目を3年次の選択科目として開講している。《別添資料 「平成19年度授業科目シラバス集」89～95頁》

法律実務基礎科目として平成23年度までに4単位相当を必修又は選択必修とすることを要求されている科目のうち、既に「実践リーガルライティング」（2単位）を3年次必修科目としており、当該科目はクリニック及びエクスターンシップを兼ねる科目であるが、更に2単位相当の科目を平成23年度までに配置・整備する必要がある。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34～35頁，同資料3（授業科目一欄）38頁，「平成19年度授業科目シラバス集」87～88頁》【解釈指針2-1-3-2（4）】

展開・先端科目として「憲法訴訟論」（2単位）を3年次の選択必修科目として設置しているが、当該科目は公法系の諸問題に係る訴訟実務科目として捉えることも可能である。また、一般市民にとって最も身近な法的紛争に関する法分野として「労働法」、「環境法」等6科目を展開・先端科目の選択必修科目第1群としているが、労働法や医事法等の専門的訴訟領域の実務に関する科目を今後開設することを検討する予定である。《別添資料 「平成19年度履修案内」資料2（本研究科規程別表）34～35頁，同資料3（授業科目一欄）37～38頁，「平成19年度授業科目シラバス集」135～136頁》【解釈指針2-1-3-2（5）】

基礎法学・隣接科目については、平成18年度までは「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」の4科目を全年次共通の選択必修科目として配置していたが、平成19年度から、このほかに「法律英語」、「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」を選択必修科目として追加し、これらの中から2科目4単位以上を履修することを修了要件とした。《別添資料 「平成19年度履修案内」11頁，同資料2（本研究科規程別表）34頁～35頁，同資料3（授業科目一覧）39頁》【解釈指針2-1-3-3】

展開・先端科目としては、平成18年度までは23科目46単位、平成19年度においては21科目42単位を配置しているが、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成する観点から、生活者の需要が高いと考えられる法分野を重視している。平成18年度までは、展開・先端科目のうち、「労働法」、「環境法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の5科目を選択必修科目第1群として、2科目4単位以上の履修を修了要件としていたが、平成19年度から、次の2点の改定を行った。第1に、選択必修科目第1群を上述の5科目に「ジェンダーと法」を加えた6科目としたこと、第2に、選択必修科目第1群のほかに展開・先端科目の15科目を選択必修科目とし、その中から6科目12単位以上の履修を修了要件としたことである。これにより、選択必修科目第1群の6科目から選択した2科目4単位以上を含む6科目12単位以上を展開・先端科目の中から修得することを修了要件としている。《別添資料「平成19年度履修案内」11頁、資料2（本研究科規程別表）34～35頁、同資料3（授業科目一欄）39頁（ただし、「ジェンダーと法」の選択必修科目第1群への指定については訂正用紙による。）》【解釈指針2-1-3-4】

以上のとおり、本研究科においては、法律基本科目を重視しつつ、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を含めた4つの授業科目分類の科目をバランスよく開設し、段階的に配置するとともに、「心」ある法曹の養成という教育理念に沿って生活者のための法律ニーズに応える科目を選択必修としている。また、多様な授業科目を幅広く選択する機会を確保する観点から、時間割において複数の授業科目が同時に開講されることを極力少なくしている。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本研究科では、全科目について、1回90分、15回の授業をもって2単位としている。また、授業時間割において、各年次につき同一日に3科目までしか受講することのないように工夫している。これにより、学生が教室外で学習する時間を含めて1科目45時間を確保できるようにしており、大学設置基準第21条の要求を満たしている。さらに、授業期間は、各セメスターで15週として実施しており、いずれの授業科目もセメスターを単位として開講されているので、大学設置基準第23条の要求を満たしている。

期末試験の実施期間は、授業期間とは別に設定されており、15週の授業期間に補講期間、試験期間、試験講評期間を含めて各セメスターで18週を割り当てており、授業を行う期間は年間36週となるので、大学設置基準第22条が求める年間35週を満たしている。《別添資料 「平成19年度履修案内」2007年度カレンダー・授業日程、表紙裏見開き、同資料5（時間割）43～44頁、同資料6（平成19年度年次別時間割・教室）45～47頁》

休講については、原則として行わないことを研究科として申し合わせており、やむを得ない事情により休講とする場合には、補講を行うことを義務付けている。休講等に関する情報は、ウェブ上の授業情報掲示板に速やかに掲示することにより、学生に支障が生じないようにしている。《資料1 補講届、資料2 平成18年度の休講・補講状況》

《資料1 補講届》

<p style="text-align: right;">平成19年10月9日</p> <p>学務委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">補 講 届</p> <p>科目名 <u>基礎行政法</u> 教員名 <u>鈴木育夫</u></p> <p>次の授業について補講をすることとしたいので、ご承認願います。</p> <p>休講日 → 補講日</p> <p>10月27日(木) → 10月29日(金)</p>	<p style="text-align: right;">平成19年 / 月 27日</p> <p>学務委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">補 講 届</p> <p>科目名 <u>基礎商法2</u> 教員名 <u>遠藤夏志</u></p> <p>次の授業について補講をすることとしたいので、ご承認願います。</p> <p>休講日 $\frac{1}{2}$ → 補講日 $\frac{2}{1}$ (2019年)</p> <p>10/27(木) → 10/29(金)</p> <p>(11:50-14:10)</p> <p>(N/A)</p>
--	---

《資料2 平成18年度の休講・補講状況》
(平成18年度前期開講科目)

科目	休講数	補講数
基礎憲法1		
基礎民法1		
基礎民法3		
基礎商法1		
基礎刑法1		
裁判法	1	1
リーガルリサーチ		
法哲学		
英米法		
日本法制史		
憲法1		
行政法	1	1
物権法		
契約法1	1	1
会社法1	1	1
刑法1		
刑事訴訟法	1	1
民事実務基礎		
労働法	1	1
独占禁止法	1	1
知的財産法特論		
国際私法	2	2
法曹倫理	1	1
実践リーガルW		
公法総合演習		
民事法総合演習		
刑事法総合演習		
憲法訴訟論		
租税法		
社会保障法	1	1
環境法		
医事法		
民事執行法		
経済刑法		
少年法		
計	11	11

(平成18年度後期開講科目)

科目	休講数	補講数
基礎憲法2	2	2
基礎行政法		
基礎民法2		
基礎民法4		
基礎商法2		
基礎民事訴訟法	1	1
基礎刑法2		
基礎刑事訴訟法		
基礎法律学演習		
法社会学	2	2
憲法2		
不法行為法		
契約法2		
家族法	2	2
会社法2		
民事訴訟法1		
民事訴訟法2		
刑法2		
刑事実務基礎		
法律英語		
企業法務	1	1
行政救済法		
刑事訴訟法特論		
特許法		
国際法		
独占禁止法基礎		
国際私法基礎		
民刑事法総合演習		
情報法	1	1
ジェンダーと法	1	1
土地住宅法		
消費者法	2	2
倒産処理法		
計	12	12

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の教育内容における最も優れた点は、2年次配当の法律基本科目のほとんど及び2年次配当の主要な法律実務基礎科目である「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」について、インテンシブ科目として2クラスに分けて少人数教育を実施し、双方向・多方向の授業展開に意を用いていることである。

教育内容における「特色ある取組」としては、3年次配当の法律実務基礎科目である「実践リーガルライティング」を必修とし、千葉県弁護士会の全面的協力により、同弁護士会会員弁護士事務所において少人数による個別実務教育研修を全員に行っていることを挙げることができる。この授業科目との関連で、平成16年度から平成18年度まで文部科学省の法科大学院形成支援補助金による支援を受けてきている(なお、平成19年度以降の補助金を獲得できるかどうかは、本研究科の今後の実務教育運営にとって極めて重要な課題となっている。)

本研究科の教育内容について、平成18年度に多面的な検討を行い、成案を得た部分を平成19年度のカリキュラムを改正する中で実施に移しているが、引き続き以下の点について検討する必要があると考えている。

第1に、法律実務基礎科目として、平成23年度までに法曹としての技能・責任等の修得を内容とする科目4単位相当を必修又は選択必修とすることが必要である。【解釈指針2-1-3-2(4)】

第2に、公法系訴訟実務科目及び専門的訴訟実務科目を充実させる方途を検討することが必要である。【解釈指針2-1-3-2(5)】

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

法律基本科目については、基準3-1-2で詳述するように、1年次においては19名(平成19年度の場合)というごく少人数の授業であり、2年次の必修科目のほとんどがインテンシブ科目として20名と21名(平成19年度の場合)の2つのクラスに分けて開講され、双方向・多方向的な濃密な授業が展開されている。【解釈指針3-1-1-1】

法律実務基礎科目のうち、2年次必修科目の「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」についても、インテンシブ科目として2クラスに分けて開講されている(インテンシブ科目については、基準2-1-1, 基準3-1-2参照)。これに対して、3年次必修科目の「法曹倫理」は、3年生52名(平成19年度の場合)が対象であり、人数的には若干多いが、双方向的な授業の実施には支障のない規模である。また、同じく3年次必修科目の「実践リーガルライティング」は、受講生が2名程度ずつに分かれて各受入先弁護士事務所で現場実習を受けるものであり、当該科目の性質と内容に応じて適切に実施されている(基準3-2-1で詳述する。)。【解釈指針3-1-1-1】

基礎法学・隣接科目や展開・先端科目については、すべて選択必修科目であるため、科目ごとに受講生の数にバラツキが生じているが、最大でも40名程度にとどまっており、適切な規模に維持されている。《資料1 インテンシブ科目以外の必修科目(1年次科目を除く。)及び選択必修科目の学生数(平成19年度)》【解釈指針3-1-1-1】

また、平成19年度においては、法律基本科目のうち、2年次科目の「会社法1」、「民事訴訟法2」、「刑法2」についてそれぞれ2名、「会社法2」について4名の再履修者がいるが、授業規模に与える影響は小さく、特に問題はない。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本研究科の授業科目の履修は予定されておらず、本研究科規程にそれらに関する規定は設けられていない。【解釈指針3-1-1-2】

《資料1 インテンシブ科目以外の必修科目（1年次科目を除く。）及び選択必修科目（第1群又は第2群に含まれるものに限る。）の学生数（平成19年度）》

必修科目	学生数	選択必修科目 第1群	学生数	選択必修科目 第2群	学生数
法曹倫理	52	労働法	20	法哲学	4
実践リーガル ライティング	52	環境法	10	日本法制史	2
		ジェンダーと法	39	法社会学	17
		医事法	30	英米法	28
		土地・住宅法	39		
		消費者法	40		

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目のうち1年次配当科目については、1年生19名(平成19年度の場合)が対象であり、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うのに適当な規模ではあるが、未修者が対象であるため、おおむね講義形式と併用する方法で実施されている。

《別添資料 「平成19年度授業科目シラバス集」 1～6頁, 22～37頁, 63～68頁, 75～76頁》【解釈指針 3-2-1-2】

2年次又は3年次必修の法律基本科目については、どのような応用分野にも柔軟に対応できる基礎的能力の涵養に重点を置いて実施されるというその重要性にかんがみ、インテンシブ科目として位置付けられている。ここでインテンシブ科目とは、当該年次の学生(定員50名)を2つに分けた少人数のクラスで、一般的原理と具体的事例とを行き来しつつ、双方向・多方向的な質疑応答形式で授業が進行する科目をいう。具体的には、2年生41名(平成19年度の場合)を20名と21名の2クラスに分け、原則として、各クラスに対して同一教員が同一曜日の2時限及び4時限に授業を行い、2科目が表・裏の関係になるように時間割が組まれている。こうした少人数教育により、受講生の緊張を保ちつつ、具体的事例に基づく質疑応答や議論を繰り返すことを通して、問題発見能力・思考力・表現力を十分に鍛練することができている。

ただし、「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」並びに「刑事訴訟法」については、本研究科設立当初、専任の研究者教員がいないという事情があり、インテンシブ科目として実施することが難しい状況にあったことから、対外的にこれらの科目をインテンシブ科目として開設する旨表明してきていない。しかし、これらの授業科目もインテンシブ科目として開設することが適切であることは言うまでもなく、可能な限り、インテンシブ科目として実施することとしている。すなわち、民事訴訟法については、平成17年度には「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」を、平成19年度には「民事訴訟法2」を、インテンシブ科目として開講している。平成18年度から担当教員が代わり、後任の教員が着任する後期に上記両科目を同時開講しなければならなかったため、同教員の負担にも配慮し、インテンシブ科目として開講しなかったものであり、同様の事情から平成19年度には、まず「民事訴訟法2」についてインテンシブ科目化を実現するものである。また、「刑事訴訟法」については、平成16年度及び平成17年度にはインテンシブ科目とされなかったが、平成18年度及び平成19年度にはインテンシブ科目として開講している。《資料1 「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」並びに「刑事訴訟法」の学生数》《別添資料 「平成19年度履修案内」 7頁, 同資料3(授業科目一覧) 37～38頁, 同資料5(授業時間割) 43～44頁, 同資料6(平成19年度年次別授業時間割・教室) 45～47頁》【解釈指針 3-1-2-1】

この他、平成19年度から法律基本科目として位置付けられている「行政救済法」及び「公法演習」(いずれも自由選択科目)の学生数は、それぞれ75名及び51名である。

以上のとおり，法律基本科目については，年次による特殊な事情がある場合を除いて，1クラス25名から30名で開講しており，50名を大きく超えて開講されることはない。

《資料1 「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」並びに「刑事訴訟法」の学生数》

	民事訴訟法1		民事訴訟法2		刑事訴訟法	
平成16年度	29		29		29	
平成17年度	28	29	28	29	57	
平成18年度	54		54		27	27
平成19年度	41		20	21	20	21

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 授業科目の性質に応じた適切な授業方法

本研究科の教育課程は、(a) どのような応用分野にも柔軟に対応できる基礎能力の涵養に重点を置く法律基本科目、(b) 実務家教員により法適用の場面を受講生に迫体験させる「民事実務基礎」や「刑事実務基礎」等の法律実務基礎科目、(c) 法制度・法概念の背景にある歴史や思想などに触れ視野を広げるための基礎法学・隣接科目、(d) これらの知識を基盤として応用的・先端的な法領域について学ぶ展開・先端科目で構成されている。各授業科目において、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、適切な教材や具体的な事件記録に基づく事例を使用し、授業科目の性質に応じた授業方法を採用している。

それぞれの法分野で法曹に必要とされる法知識を確実に修得させるため、基本を重視した教育課程及び内容としており、また、受講生は、指定された教科書や配布された判例等の教材を基に十分な予習をし、法知識の基本的部分については相当程度の準備をした上で授業に臨んでおり、授業においては法知識の定着を確認することに重点を置いている。

また、インテンシブ科目(基準 3-1-2 参照)においては、双方向・多方向的な質疑応答を中心とする授業方法を用い、事例の分析能力とともに法的議論の能力を育成することに力点を置いている。現実の法律問題を解決できる能力を養成するために、ほとんどの授業では判例又は設例という具体的事例を取り上げており、法的分析能力の研鑽を行っている。なお、演習科目においても、事例問題を出題し、受講者にまず考えさせ(答案を書かせ)、その上で、双方向・多方向的に検討している点で同様である。《別添資料 「平成 19 年度履修案内」 7, 9 頁》【解釈指針 3-2-1-2】【解釈指針 3-2-1-3】

具体的な教材の選択、判例分析の分量・方法の選択などは、基本的に各授業科目の担当教員の判断に委ねて、当該教員が最も得意とする方法を採用することとしているが、教育方法に関する以上のような基本的考え方については、すべての教員が認識を

共有し、適切に実施し、また、継続的に改善できるような措置を講じている（具体的には、基準5-1-1参照）。

なお、教育方法について特殊な配慮を要する「実践リーガルライティング」について、その対応内容を以下に特記する。

「実践リーガルライティング」（法律事務所において文書の起案・作成を実習する3年次必修科目）においては、関係法令の遵守や、知り得た情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠であるため、十分なオリエンテーションを行い、守秘義務の遵守について受入先の担当弁護士が要請する場合には誓約書を提出させている。その上で、選定された派遣先の担当弁護士が、事件受任者としての責任において学生を指導・監督し、法令違反・法曹倫理違反の行為が発生しないように必要な措置を採っている。《資料1-1「守秘義務に関する協定書（抜粋）」、資料1-2「誓約書様式（抜粋）」、資料1-3「実践リーガルライティング実施要領（抜粋）」、資料1-4「実践リーガルライティング」平成19年度受入先一覧、資料1-5「実践リーガルライティング」シラバス（抜粋）》《別添資料「実践リーガルライティングに伴う守秘義務に関する協定書」、「秘密保持に関する誓約書様式」、「実践リーガルライティング実施要領」》【解釈指針3-2-1-4】

さらに、万が一にも重大な違反行為により被害が発生した場合には、大学からの退学を含む処分もあり得るほか、受講生を「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に加入させ、万一の場合に備えている。《別添資料 案内パンフレット「法科大学院生教育研究賠償責任保険」》【解釈指針3-2-1-4】

《資料1-1 「守秘義務に関する協定書（抜粋）」》

千葉県弁護士会を甲、千葉大学大学院専門法務研究科を乙として、「実践リーガルライティング」に伴う、学生の守秘義務に関して以下のように合意した（中略）。

第1条 乙は、甲の指定する弁護士事務所において乙の学生が指導を受けるに際して、研修期間中に弁護士事務所において知りえた秘密については、研修期間中及びその後において漏洩してはならないことを十分に指導する。（中略）

2 上記指導においては、秘密を漏洩した場合には、乙において懲戒処分を行うことを十分に指導する。

第2条 乙は、その所属する学生が上記秘密を漏洩したことによって甲の所属する弁護士に対して損害賠償義務が発生した場合に備えて、学生を「臨床教育等損害賠償責任保険」に加入させる。

第3条 乙は、上記研修を担当する弁護士が、別紙記載の誓約書を担当の学生及び保証人から徴することに異議を述べない。

（出典：別添資料「実践リーガルライティングに伴う守秘義務に関する協定書」）

《資料1-2 「誓約書様式（抜粋）」》

1 私は、千葉大学大学院専門法務研究科の授業の一環である「実践リーガルライティング」の研修期間及び研修期間後に、貴事務所において知ることのできた秘密についていかなる第三者に対しても漏洩しないことを誓約いたします。

2 上記誓約に違反して、貴殿及び貴事務所に対してご迷惑をおかけした場合には、一切の責任を負担することを誓約いたします。

（出典：別添資料「秘密保持に関する誓約書」）

《資料1-3 「実践リーガルライティング実施要領（抜粋）」》

もっとも重要なのは、守秘義務の厳守です。これが守られないと、当該の事務所に迷惑がかかるだけでなく、このプロジェクトの継続にも支障が発生します。そして、重大な違反・被害発生に対しては、大学からの退学を含む処分、被害者からの賠償請求、弁護士先生からの求償、法曹資格を得た後での懲戒などがあります。この義務は、専門法務研究科在学中だけでなく、社会に出てからも継続するものであることを銘記して下さい。

法的枠組みとしては、千葉大学大学院専門法務研究科と千葉県弁護士会との間の協定書が結ばれます。また、各弁護士先生との関係で学生が提出する「秘密保持に関する誓約書」の書式ができています。担当の弁護士先生によっては、誓約書に保証人を要請される場合もあります。そのことも書式では予定しています。求められたらきちんと対応して下さい。

秘密保持の基本ルールとして、

- a 千葉大学大学院専門法務研究科以外の者（家族も）とは、自分が関わっている事件について一切話さないようにしましょう。i-netへの書き込みなどは厳禁です。
- b 専門法務研究科の学生内部で事件のことについて議論する場合には、個別の情報が漏れないように、抽象的な形で事件の法的・社会的側面についての経験を交換する、という態度を堅持しましょう。居酒屋などで事件のことを声高に議論することも慎んで下さい。

（出典：別添資料「実践リーガルライティング実施要領」）

《資料1-4 「実践リーガルライティング」平成18年度受入先一覧》

- ・酒井正利法律事務所
- ・松本・山下法律事務所
- ・レークス法律事務所
- ・鈴木牧子法律事務所
- ・県民合同法律事務所
- ・リバーシティ法律事務所
- ・眞田・伊藤綜合法律事務所
- ・京葉まちかど法律事務所
- ・長谷川法律事務所
- ・おおぞら法律事務所
- ・千葉綜合法律事務所
- ・千葉マリン法律事務所
- ・佐野綜合法律事務所
- ・門山綜合法律事務所
- ・清田法律事務所
- ・千葉第一法律事務所
- ・プライム法律事務所

《資料1-5 「実践リーガルライティング」シラバス（抜粋）》

授業科目名：実践リーガルライティング

担当教員名：事前・事後指導：嶋津格，実習指導：眞田範行ほか弁護士教員
（内容）事前指導

教室において、科目の意図と実施方法を説明し、現場において配慮すべき事項等について注意を促す。特に、依頼者・相談者の痛みに配慮し、懇切に対応すべきことを伝える。（後略）

【成績評価】

現場実習における学生の対応と、その直後に学生が作成して担当弁護士に提出した文書を資料として、まず、担当弁護士が評価を行う。（中略）

続いて、事前・事後指導担当教員が、学生の提出する文書を評価する。

（中略）

担当弁護士の評価と事前・事後指導担当教員の評価を総合評価とする。

（出典：「平成19年度授業科目シラバス集」87頁）

(2) 学生に対する情報の周知

授業の方法、履修登録、履修支援、成績評価・単位認定等の履修上の共通事項については、「履修案内」に詳細に説明されている。また、各授業科目における「授業の内容と方法」及び「成績評価の基準と方法」については、あらかじめ定めた様式によるシラバスを作成し印刷製本した「授業科目シラバス集」を授業開始直前に行うオリエンテーションにおいて配布し、説明している。さらに、これらに関する追加・変更等の情報については、随時、ウェブ上の授業情報掲示板に迅速に掲載するとともに、学生向けに掲示する方法により周知している。【解釈指針3-2-1-1】、【解釈指針3-2-1-2】

(3) 授業時間外学習への対応

授業の効果を十分に上げるべく授業時間外における学習を充実させるため、学生の自習時間に配慮して授業時間割が作成されている（例えば、2年次の必修科目（インテンシブ科目でもある。）は、原則として2・4時限に配当し、授業の前後に予習・復習の時間を確保できるようにしている。）。また、個々の学生の学習を支援するため、各教員がオフィスアワーを設定し、きめ細かく対応している。《別添資料 「平成19年度履修案内」9頁》【解釈指針3-2-1-5（1）】

学生にはシラバスを配布し、授業科目ごとに、科目のねらい、授業の方法等、教材等、成績評価の基準と方法、各回の具体的内容等を事前に詳細に提示している。また、多くの授業科目では、授業で用いる教材を印刷製本した教材集として事前配布しており、あるいは、次回用の教材を授業で配布する等の方法を採用している。《別添資料 「平成19年度授業科目シラバス集」》【解釈指針3-2-1-5（2）】

また、各回の授業に際しては、予習の内容が事前に詳細に指示されるとともに、必要に応じ、復習すべき点が指示されている。担当教員は、学生の理解度を把握するため、授業の進行の合間に小テスト等を実施するなど理解度をきめ細かくチェックし、理解が不十分と確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置が採られている。また、担当教員は、授業の前後のほか、専用のウェブページ（学外者には非公開としている。）や受講生のメーリングリスト等を通じて、授業とその予習・復習に関する情報の提供や、受講生からの質問等への回答を行っている。《資料3 「授業情報提供ウェブページ（抜粋）」》【解釈指針3-2-1-5（3）】

自習環境として、授業の予習・復習を快適に行うことができるよう、当研究科学生専用の自習室を設け、土日を含め、24時間常時利用が可能な態勢を採用している。自習室には在学生の総数分の仕切り付きの個別机が設置され、集中して学習に取り組むことができる。また、各自がパソコンを学内LANに接続してウェブの閲覧、メールの送受信ができるようになっており、必要なときに即座に情報収集や連絡ができる。従来、総合研究棟2階、4階及び附属図書館1階に自習室が、総合研究棟3階に法科大学院図書室が、法経学部棟7階に法学科資料室が分散して位置し、また、講義室が大学院棟に所在するなど、不便であったが、平成19年6月から、当研究科専用の自習室及び法科大学院図書室が総合校舎A号館4階に移転した（講義室は同5階）。在学生全員に固定机席が用意されていること、そこからインターネットへの接続が可能で

あること、自習室、図書室とも24時間の利用が可能であることなど、基本的条件は同一であるばかりでなく、一つの建物の同一階にすべての機能を集約したことにより、学生にとっての利便性は格段に向上したと考えている。《別添資料 「平成19年度履修案内」13頁》【解釈指針3-2-1-5(4)】

また、「先行聴講制度」については、平成19年度からこれを廃止しているところ、詳細は、次の基準3-3-1に係る状況において説明する。

なお、「実践リーガルライティング」は科目の性質上、現場実習が7月頃から集中的に実施されるが、それ以外の授業科目について集中講義の方法は用いていない。《別添資料 「平成19年度授業科目シラバス集」》【解釈指針3-2-1-6】

《資料3 「授業情報提供ウェブページ(抜粋)」》

授業科目：刑法1 担当：林陽一

【次回の授業について】

5月9日は、「第6回 被害者の同意」を扱います。資料集、判例を読んで、設問を考えて来ててください。

【レポート課題】

中間試験に代えて、次のとおりレポートの提出を求めます。

- ・課題：設問5-9(ある程度、結果無価値を考慮する必要があるでしょう。)
- ・期限：5月30日授業において提出
- ・分量：1000~2000字。あるいは、ワープロでA4判1~2枚

友人と議論したうえで作成して構いません。ただし、執筆は各自が自分の言葉で行ってください。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、学生の授業時間外の予習・復習時間を十分に確保し、密度の高い授業を行うことができるように、単位上限制度を採用している。具体的には、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、1年次及び2年次には36単位、3年次には44単位である。これは、文部科学省告示第53号（平成15年3月31日）第7条に沿ったものであり、かつ、3年次に限り多様な展開・先端科目の履修を促すという趣旨で上限単位数を増加させたものである。《別添資料 「平成19年度履修案内」7～8頁》【解釈指針3-3-1-1】、【解釈指針3-3-1-2】

単位上限制度に関連して、本研究科では、平成16年度後期から平成18年度までの間、2年次生を対象とする「先行聴講制度」を設けていたが、平成19年度からこれを廃止した。以下、その経緯等を説明する。

「先行聴講制度」は、特定の授業科目について、3年次において履修することを前提として、その授業を2年次の段階で聴講し、期末試験の受験を認める制度として設けられたものである。本研究科においては、特に2年次では基本的実定法の訓練に重点を置いており、平成18年度までのカリキュラムでは2年次に必修科目が17科目(34単位)配置されていた。しかし他面では、多様な分野について幅広い法知識を身に付けさせるために、ある程度早い段階から多様な法分野の授業に触れておくことが有益であること、特に新司法試験の選択科目については学生にも早くからこれに取り組みたいとの希望があり、これを実現することが学生の学習意欲を高めることに繋がると考えられたことから、この制度を導入したものである。《資料1 「先行聴講制度(抜粋)」、資料2 先行聴講科目の受講者数と学生1人当たりの登録科目数》

《資料1 「先行聴講制度(抜粋)」》

(2)「先行聴講制度」とは、「翌年度に正式に履修するが、当年度に先行して受講できる」制度であり、具体的には次の要領にて実施する。(中略)

②登録は、3科目(6単位)までとする。

(中略)

③先行聴講科目については、翌年度に正式に履修登録を行い、期末試験を受けることを単位認定の条件とする。ただし、先行聴講者には、当年度に行う期末試験を受験することを認め、翌年度の単位認定においては、良好な成績の試験結果を基に最終評価を行う。

④先行聴講制度の対象科目は、司法試験7科目の隣接科目(企業法務、行政救済法、刑事訴訟法特論)又は選択科目の対応科目とする。

(出典：別添資料「先行聴講制度について」)

《資料2 先行聴講科目の受講者数と学生1人当たりの登録科目数》

対象科目名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
企業法務		40	23
行政救済法	23	44	42
刑事訴訟法特論	12	33	24
知的財産法特論	(対象外)	7	5
特許法	8	8	6
労働法	(対象外)	10	24
独占禁止法	12	0	0
独占禁止法基礎		11	11
国際法	2	1	2
国際ビジネス法	0		
国際私法	10	0	0
国際私法基礎		8	20
計	75	162	157
学生1人当たりの平均科目数	2.59	2.84	2.91

しかしながら、この制度によると、正規の履修科目として学習する科目のほかに先行聴講により学習する科目についても予習・復習が必要であることになり、十分な予習・復習時間を確保するための履修科目登録単位上限制度の趣旨に反することとなるおそれがある。そこで、平成19年度のカリキュラム改革において、2年次の必修科目であった「不法行為法」及び「家族法」を（科目名をそれぞれ「民法4」及び「民法5」と改めた上で）3年次前期に開講することとし、2年次における履修科目選択の幅を拡大する措置を採ることと併せて、先行聴講制度を廃止したものである【解釈指針3-3-1-1】

なお、平成18年度までに先行聴講制度を利用して特定の授業科目を聴講し、その科目の期末試験を受験して相当程度の成績を挙げた学生については、同制度の利用を前提として在学中の学習計画を組み立てているものと考えられる。その場合に、先行聴講制度を廃止したからといって、既に期末試験において一定の成績を収めている授業科目についても形式的に未履修として取り扱うことは、本研究科のカリキュラムに対する学生の信頼を裏切るものであって、過度に形式的な制度運用との誹りを免れないおそれがある。そこで、同制度に基づいて科目履修に必要な学習努力を既に行ったと認められる学生については、平成19年度に履修登録して授業に出席することにより、当該科目の単位を修得できるものとする過渡的な措置を講ずることとした。《資料3 「先行聴講制度の廃止に伴う科目履修の特例に関する申合せ」》

《資料3 「先行聴講制度の廃止に伴う科目履修の特例に関する申合せ」》

先行聴講制度の廃止に伴う科目履修の特例に関する申合せ

平成19年4月教授会決議

平成19年度から先行聴講制度を廃止したことに伴う科目履修の特例について、次のとおり申し合わせる。

平成18年度に、先行聴講が認められていた科目について先行聴講を申請し、当該科目を受講（必要な回数出席し、必要な課題を提出するなど、科目履修の要件のうち期末試験受験以外のものをすべて満たすことをいう。）した学生から、特に申請があったときは、次のとおり取り扱う。

- 1 平成18年度に当該科目の期末試験を受験して「可」以上の暫定評価を得た学生が、平成19年度に当該科目の履修登録をして授業に出席したときは、平成19年度に、当該暫定評価と同じ評価を得て当該科目を履修したものとみなす。
- 2 前項に定める学生が、平成19年度に期末試験を受験したときは、平成18年度に得ていた暫定評価と平成19年度の期末試験により得た評価の優劣の如何を問わず、平成19年度の期末試験により得た評価を当該科目の評価とする。
- 3 平成18年度に当該科目の期末試験を受験しなかった学生については、この申合せの適用においては、当該科目の先行聴講をしなかったものとみなす。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の教育方法における「優れた点」として、特に次の2点を挙げる事ができる。

第1に、インテンシブ科目という制度による少人数教育の実現である。2年次必修の法律基本科目並びに法律実務基礎科目のうち「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」をインテンシブ科目として位置付け、1クラス25名という少人数の受講生に対して、一般的原理と具体的事例とを行き来しつつ双方向・多方向的な質疑応答形式による授業を実施することで、どのような応用分野にも柔軟に対応できる基礎能力の涵養を十分に実現できる態勢が採られている。

第2に、自習環境として、授業の予習・復習を快適かつ十分に行えるよう、本研究科学生専用の自習室が設けられ、休日を含め24時間常時利用が可能な態勢が採られている。

他方、改善を要する点として、次の2点を考えている。

第1に、インテンシブ科目として開講することが予定されている授業科目を毎年度安定してインテンシブ科目として開講していくことである。これまで（基準3-1-2に係る状況において説明したとおり）教員の異動等により十分な対応ができていなかった「民事訴訟法1」、「民事訴訟法2」及び「刑事訴訟法」の各科目について、近いうちに安定した2クラス開講が可能になるものと考えている。

第2に、授業情報ウェブページを、より幅広い授業科目において活用していくことである。ページ更新の頻度は科目ごとによりかなり違いがあり、学生への情報提供のために更に活用していく余地があると解されるからである。今後、利用方法についての授業担当教員の研修を含めて、対応を検討したい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価基準の設定と周知

本研究科における成績評価については、学生の能力や資質、そして努力が正確に反映されるようにするために、「成績評価に関する細則」（以下「成績評価細則」という。）を制定して具体的な成績評価の基準を定め、それに基づいて客観的で厳正な成績評価を行っている。成績評価細則を学生に掲示の形で公表しているほか、毎年配布する「履修案内」において、同細則の内容を成績評価の一般的な基準として明らかにしている。

《資料1「成績評価に関する細則」、資料2「平成19年度履修案内」10頁における成績評価に関する説明》

さらに、授業科目ごとの具体的な成績評価の基準については、毎年度配布する「授業科目シラバス集」において、特に「成績評価」の欄を設けて、具体的に明記している。成績評価については、学生にとって大変重要な情報であることから、毎年度当初に行われるオリエンテーションにおいて、学務委員長から一般的な基準と方法の説明を行うほか、各授業担当教員も自らの担当科目の説明において、成績評価の基準と方法について言及するなど、学生への周知に努めている。《別添資料「平成19年度授業科目シラバス集」の各授業科目の「成績評価」の項》

なお、成績評価細則に関しては、平成17年度末に、授業出席の要件について一部改正している。法科大学院における学習においては、予習してきたことを確認し、知識を定着させ、また、双方向・多方向の議論の中で法的思考・討論・表現の能力を訓練する上で、授業への出席が不可欠である。そのため、成績評価細則において、「少なくとも8割程度の出席」を単位修得の条件としていたが、「程度」という文言が存在するために、学生の中には出席が単位修得の条件であるとの認識を十分に持っていない者もみられたことから、基準をより明確化するために、「少なくとも8割の出席」に改めたものである。《資料1「成績評価に関する細則」第3条第2号》【解釈指針4-1

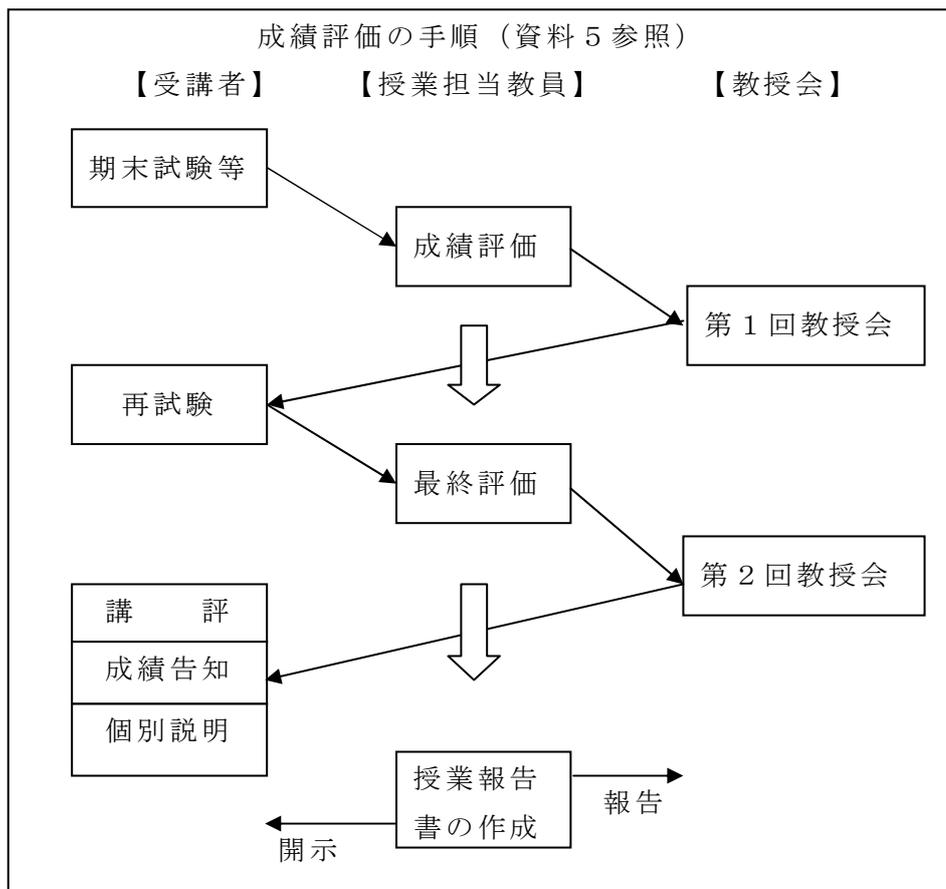
－ 1 － 1】

成績評価においては、最上位のおおむね5%を「秀」、それに次ぐ上位のおおむね15%を「優」と評価することを成績評価細則に定めており、受講者が少人数であるなど、それによることができない特段の事情がない限りは、おおむねこれにより評価を行っている。なお、評価素点をそのような基準に合致した評価に換算することについて技術的な困難をもつ教員のために、特に専用のソフトウェアを開発して、授業担当教員の利用に供しているところである。

また、複数の教員が担当する科目においては、成績評価について、各担当教員が話し合いながら採点し、適正な評価を行うような工夫を行っている科目（「民事実務基礎」など）がある。【解釈指針4-1-1-2（3）】

(2) 成績評価の手続

本研究科においては、成績評価が成績評価細則に従って客観的かつ厳正に行われることを確保するために、「進級基準等に関する細則」（以下「進級細則」という。）を制定しており、また、期末試験ごとに「期末試験等の実施及び成績評価について」の文書を各担当教員に配布し（その際には、成績評価細則及び進級細則を添付し、注意を喚起している。）、その手順に従って成績評価を行うことを義務付けている。成績評価の主な手順は、次のとおりである。



成績評価細則に従って各授業担当教員が行った成績評価の結果は、2度にわたり教授会に報告される。1回目の教授会では、専任教員に対して、当該教員が担当する授業科目の成績評価の具体的基準及び結果（成績分布を含む。）についての説明を求め、

成績評価細則に合致していない等の場合には、修正を求める等の対応を行っている。また、この教授会では、再試験の実施についても報告することとしている。第2回の教授会は、再試験の実施後に開催され、再試験の結果が報告され、また、最終的に、すべての受講者の成績評価が確定し、単位が認定される。これらの情報については、授業担当教員と学務委員及びクラス担任教員とが共有するようにしている。なお、専任教員以外の教員については、書面による報告を求めている。

また、授業担当教員は、学期末に授業科目ごとに「授業報告書」（学生授業評価アンケートに対するコメントその他の自己点検に関する報告書）を提出することが義務付けられており、その中で、担当授業科目の期末試験の採点結果、成績評価の結果について、成績分布を含め、説明することとしている。また、学期ごとの全授業科目の成績分布については、一定の時期にまとめられ、教授会で報告される。《資料3 「進級基準等に関する細則」、資料4 「期末試験等の実施及び成績評価について」、資料5 成績分布（平成18年度2年次必修科目）》【解釈指針4-1-1-2（3）】

（3）成績評価の結果の告知

成績評価の結果については、必修科目に関しては、期末試験終了後、試験解説・講評のための期間が設定されており、講評の際に、採点等の基準及び成績分布に関するデータが各授業担当教員から学生に明らかにされている。必修科目以外の科目に関しては、ウェブサイトの授業情報等を利用して、どのような成績評価が行われたかについて授業科目ごとに説明を行っている。また、個人的な説明・指導を希望する学生に対しては、オフィスアワー等を利用して行っている。さらに、成績分布データを含む上記の「授業報告書」を平成17年度後期分から学生に一定期間開示することとしている。《資料6 平成18年度後期期末試験講評時間割》【解釈指針4-1-1-2（1）】
【解釈指針4-1-1-3】

（4）期末試験の実施

授業期間の終了から一定期間を置いて期末試験期間を設定し、学生が科目全体にわたる復習の時間を確保できるようにしている。期末試験は、原則として試験期間中に行うこととし、学生によって試験科目による負担が異ならないよう配慮している。また、授業担当教員は、期末試験の結果、再試験が必要と認められる学生がいる場合には、教授会への報告を待つことなく、速やかに当該学生に対してその旨を告知し、的確な指導を行うこととしている。

再試験については、再試験期間を設けて再試験を行い、そこでは可・不可の2種類の判断のみを許すこととし（すなわち、再試験を受けたことにより、本試験で60点の評価を得た者よりも高い評価を受けることがないようにする。）、厳正に行っている。また、追試験については、学生の申出により、その理由が適切と判断された場合にのみ再試験期間中に行っている。追試験の学生に対しては、再試験を実施していない。これは、追試験受験者に再試験を実施する場合、追試験受験者が不当に期間の利益等を受ける可能性があること等の理由による。《資料7 平成18年度後期期末試験時間割、資料8 再試験実施状況（平成16年度～平成18年度）》【解釈指針4-1-1-4】

中間試験、期末試験を問わず、採点の公平性を確保するため、学籍番号以外の個人

識別情報を記載させない答案用紙を統一的に用いることとし、平成18年度から実施している。【解釈指針4-1-1-2(2)】

なお、平成18年度に実施した予備評価において、「一の授業科目における再試験について、期末試験と同一の出題がされているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。」との指摘がなされている点については、教授会において、指摘されたような再試験の出題を一切行わないことを各授業担当教員に徹底しており、それ以降、そのような問題は発生していない。【解釈指針4-1-1-4】

《資料1 成績評価に関する細則(平成16年4月1日制定,平成18年3月一部改正)》

第1条 この細則は、千葉大学大学院専門法務研究科規程第11条の規定に基づき、成績評価に関し必要な事項を定める。

第2条 成績評価は、科目の特性に応じて、出席状況、授業中の態度、小テスト、レポート及び期末試験等を総合して行う。

第3条 成績評価の評価項目とそのウエイトは、おおむね、次のとおりとする。

一 基本実定法科目については、おおむね、出席・発言状況を30%、小テスト・レポートを20%、期末試験を50%とし、その他の科目(1年次必修科目を含み、演習科目、民事実務基礎、刑事実務基礎及びリーガルリサーチを除く。)については、おおむね、期末試験を60%、その他を40%とする。

二 単位の修得のためには、少なくとも8割の出席を要するものとする。ただし、正当な理由がある場合を除く。

第4条 成績評価の具体的方法については、科目ごとに事前に公表する。

第5条 あらかじめ科目のねらいや最低到達目標を明確に示すことにより、受講者の意欲を高めるとともに、成績評価の客観性を確保する。

第6条 成績評価は、「秀」(100点満点で90点以上)、「優」(80点以上89点以下)、「良」(70点以上79点以下)、「可」(60点以上69点以下)及び「不可」(59点以下)の5段階に分ける方法により行う。

第7条 受講者のおおむね上位5%が「秀」、それに次ぐおおむね15%が「優」となるように評価する。ただし、受講者数が少ない科目にあっては、この限りでない。

第8条 「不可」の成績評価については、別に定める。

第9条 期末試験については、試験実施後、解説をし、成績分布を公表するものとする。

《資料2 成績評価成績評価に関する学生への説明》

①成績評価は、科目の特性に応じて、出席状況、授業中の態度、小テスト、レポート及び期末試験等を総合して行います。

②成績評価の具体的方法については、科目ごとに事前に公表します。本冊子Ⅲの「授業科目の概要」の「成績評価」の項に記載しています。

③授業に8割以上出席し討論等に積極的に参加することが、期末試験の原則的な受験資格となります。

④最低到達目標に達しないおそれがある受講者に対しては、途中段階で警告を発し努力を促すことがあります。

⑤成績評価は、「秀」(100点満点で90点以上:概ね5%)、「優」(80点以上89点以下:概ね15%)、「良」(70点以上79点以下)、「可」(60点以上69点以下)及び「不可」(59点以下)の5段階に分ける方法により行います。

⑥科目ごとの成績分布は、事後に公表することとしています。

(出典:「平成19年度履修案内」10頁)

《資料3 「進級基準等に関する細則」(平成16年4月1日制定)(抜粋)》

第3条 科目担当教員は、「不可」の成績評価をするおそれのある学生に対して注意を喚起し、適切な履修指導を行うとともに、当該状況をクラス担当教員及び学務担当教員に報告するものとする。

2 科目担当教員は、「不可」の成績評価を行う場合には、クラス担当教員及び学務担当教員に通知するとともに、教授会に報告するものとする。

第4条 進級要件を満たさないおそれがある学生に対しては、クラス担当教員は、科目担当教員及び学務担当教員と協力して、当該学生に対する履修指導を強化するものとする。

《資料4 「期末試験等の実施及び成績評価について」》

平成18年度後期期末試験等及び成績評価等の実施手順

平成19年1月17日

学務委員会

平成18年度前期の期末試験及び再試験(期末試験の不合格者に対する試験)並びに成績評価について、次の手順により実施するものとする。

番号	作業項目	内 容	実施期日・期限	備 考
1	期末試験 問題の作成	試験問題1部を法科大学院担当に提出	2月9日(金)	期限内に提出の場合は、法科大学院担当へ提出。期限を過ぎた場合は、原則として授業担当教員が準備
2	期末試験	定期試験の実施	期末試験時間割による	原則として、授業担当教員が監督
3	成績評価・再試験 受験者の選定	期末試験を含めた総合評価の結果を受けて、不合格者を選定し、「再試験報告書」(様式1)を法科大学院担当に提出 受講者全員の成績評価は、別途、法科大学院担当に提出 <u>授業担当教員は、直ちに再試験受験者に対して個別通知</u>	2月27日(火) 17時締切り	期末試験以外の評価項目が合格水準に達していることが前提
4	教授会	再試験の実施(再試験実施科目、受験者、試験時間割、試験監督者等)について報告→直ちに個別通知	2月28日(水) 14時30分 第一会議室	
5	試験解説、 成績分布の公表	試験問題の解説、答案返却・成績分布の公表等を行うものとする。基本科目以外は適宜実施	3月1日(木) 2日(金)	
6	再試験	再試験の実施	3月6日(火) 7日(水)	再試験の問題は3月2日(金)までにご提出下さい
7	成績評価	再試験の採点を含め、最終的な成績評価を行い、「不可」の学生	3月7日(水) 17時締切り	

		について、「最終成績報告書」(様式2)を法科大学院担当に提出 再試験受験者全員の最終成績評価は、別途、法科大学院担当に提出		
8	教授会	「不可」の学生について報告 単位認定 進級認定	3月8日(木) 14時30分 第一会議室	
9	成績・進級 認定通知	後期の成績及び進級認定を学生 に通知	3月28日(水) (前期オリエン) を目途に	

(備考) 成績評価等については、「成績評価に関する細則」(別添1)及び「進級基準等に関する細則」(別添2)に基づき、厳格に行う。

《資料5 成績分布(平成18年度2年次必修科目)》

授業科目	成績評価分布					合計
	秀(%)	優(%)	良(%)	可(%)	不可・評価 無(%)	
憲法1	0.0	9.3	35.2	55.6	0.0	100.0
憲法2	0.0	18.9	52.8	28.3	0.0	100.0
行政法	0.0	16.7	31.5	51.9	0.0	100.0
物権法	5.6	14.8	46.3	33.3	0.0	100.0
不法行為法	0.0	18.9	79.3	1.9	0.0	100.0
契約法1	0.0	11.1	83.3	5.6	0.0	100.0
契約法2	0.0	20.8	62.3	17.0	0.0	100.0
家族法	9.4	17.0	24.5	49.1	0.0	100.0
会社法1	0.0	7.4	24.1	64.8	3.7	100.0
会社法2	11.3	9.4	24.5	47.2	7.6	100.0
民事訴訟法1	5.7	18.9	15.1	58.5	1.9	100.0
民事訴訟法2	5.7	7.6	28.3	54.7	3.8	100.0
刑法1	5.6	18.5	27.8	48.2	0.0	100.0
刑法2	7.1	17.9	25.0	46.4	3.6	100.0
刑事訴訟法	7.4	16.7	25.9	50.0	0.0	100.0
民事実務基礎	1.9	18.5	53.7	25.9	0.0	100.0
刑事実務基礎	5.7	15.1	52.8	26.4	0.0	100.0

《資料6 平成18年度後期期末試験講評日程》

	学年	3月1日(木)	教官/教室	3月2日(金)	教官/教室
1 (8:50 ~10:20)	1			基礎刑法2	林 講義室3
	2				
	3				
2 (10:30 ~12:00)	1			基礎民法2	鎌野 講義室3
	2	憲法2	藤井 マルチ講	会社法2	青木 マルチ講
	3				
3 (12:50 ~14:20)	1	基礎憲法2	岩間 講義室3	基礎民法4	岡林 講義室3
	2	契約法2	半田 マルチ講	行政救済法	木村 マルチ講
	3				
4 (14:30 ~16:00)	1	基礎商法2	遠藤 講義室3	基礎行政法	鈴木 講義室3
	2	不法行為法	小賀野 マルチ講	家族法 労働法	岡林 マルチ講
	3				
5 (16:10 ~17:40)	1				
	2			刑事実務基礎 知財法	鶴田 マルチ講
	3				
6 (17:50 ~19:20)	1				
	2	刑法2	林 マルチ講	独占禁止法	
	3				

《資料7 平成18年度後期期末試験時間割》

後期	学年	2月16日 (金)	2月19日 (月)	2月20日 (火)	2月21日 (水)	2月22日 (木)
1 (8:50 -10:20)	1					
	2					
	3					
2 (10:30 -12:00)	1	基礎民訴法 我妻 講3 林(美)		基礎商法2 遠藤 講3	基礎行政法 鈴木 講3	
	2	刑事実務基礎 鶴田・菅野他 101講 林	憲法2 藤井 メディア講	刑法2 林 メディア講	家族法 岡林 メディア講	行政救済法 北村 メディア講
	3					
3 (12:50 -14:20)	1					
	2	刑事訴訟法特 論 藤原 101講 森田	契約法2 半田 メディア講		民事訴訟法 1 北村 メディア講	
	3	倒産処理法 (再試)松本・ 宮本・宮嶋 講3 後藤				
4 (14:30 -16:00)	1	基礎刑法2 林 講3	基礎憲法2 岩間 講3	基礎民法2 鎌野 講3	基礎民法4 岡林 講3	基礎刑訴法 安村 講3
	2	企業法務 堀・六川 101講 後藤	不法行為法 小賀野 メディア講	会社法2 青木 メディア講	民事訴訟法 2 北村 メディア講	
	3					
5 (16:10 -17:40)	1					基礎刑訴法 安村 講3
	2	独占禁止法基 礎 栗田 講1	国際私法基礎 森田 講1	特許法 青山 講2	国際法 藤澤 講1	
	3					

(注) 2月16日(金) 刑事実務基礎の試験時間は、10:00より12:00までとする。
 濃い部分は必修科目である。
 試験時間は90分とする。
 後期科目のうち、3年次配当科目は試験実施済み。
 基礎刑事訴訟法は2コマ連続。
 法社会学はレポートに変更。

《資料8 再試験実施状況（平成16年度～平成18年度）》

年度	期	科目名	受験者数	合格者数	不合格者数
平成16年度	前期	基礎憲法1	3	3	0
		憲法1	1	1	0
		基礎商法2	1	1	0
		会社法1	2	2	0
		刑法1	2	2	0
	後期	基礎憲法2	1	1	0
		憲法2	8	8	0
		基礎民法3	3	3	0
		基礎商法1	2	2	0
		基礎刑事訴訟法	2	2	0
平成17年度	前期	基礎憲法1	2	2	0
		憲法1	27	27	0
		行政法	12	12	0
		基礎商法1	3	2	1
		物権法	17	17	0
		会社法1	5	5	0
		基礎刑法1	4	3	1
		刑法1	6	6	0
		裁判法	5	5	0
		リーガルリサーチ	1	1	0
		民事実務基礎	2	2	0
	国際ビジネス法	1	1	0	
	後期	基礎憲法2	1	1	0
		基礎民法4	5	5	0
		基礎商法2	2	2	0
不法行為法		3	3	0	
刑法2	12	9	3		
平成18年度	前期	憲法1	8	8	0
		行政法	10	10	0
		契約法1	1	1	0
		会社法1	8	6	2
		刑法1	7	7	0
		民事実務基礎	4	4	0
		基礎民法3	1	1	0
		基礎刑法1	1	1	0
	後期	基礎刑法2	1	1	0
		契約法2	5	5	0
		会社法2	15	11	4
		民事訴訟法1	14	14	0
民事訴訟法2	11	9	2		
刑法2	9	7	2		

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

本研究科においては、研究科規程第 15 条に基づいて、学生が入学前の他大学院での既修得単位の認定を希望する場合には、単位認定を行っている。単位認定を希望する学生は、4月に「単位認定申出書」を提出し、それを学務委員が検討し、運営委員会にかけ、最終的には教授会で単位を認定している。《資料1「研究科規程」第15条、資料2「大学院学則」第31条、資料3「既修得単位認定申出書」》

単位認定に際しては、初めて単位認定の申出があった平成 17 年 4 月の学務委員会において、当面次のような基準で認定を行うことを決定し、平成 17 年 4 月の教授会において、この基準により単位認定することを承認した。

- ①法律基本科目ではないこと
- ②必修科目（選択必修科目も含む。）ではないこと
- ③成績証明書に加えて、学習した内容がわかるような文書（リサーチペーパー、関連する論文等）が存在すること
- ④授業担当教員が認めること

このような決定を行った理由としては、従来の法学系大学院の授業と法科大学院の授業では、その目的・方法等が大きく異なるため、既修得単位の認定を安易に行うことは法科大学院の教育目的上適切ではないことが挙げられる。したがって、本研究科としての教育課程の一体性が損なわれない場合に限り、既修得単位として認定することとしている。

なお、これまで、平成 17 年度において 1 名から単位認定の申出（「情報法」）があり、上記の手続により単位認定を行った。

今後の課題として、他の法科大学院を中退・修了した者が入学してくる場合にどのように対応すべきかという問題がある（基準 4-3-1 参照）。

《資料 1 「研究科規程」第 15 条》

第 15 条 本研究科の学生が、大学院学則第 31 条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を希望するときは、別に定めるところにより、研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、前 3 条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

《資料2 「大学院学則」第31条》

第31条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（略）を、本大学院に入学したのちの本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。ただし、専門法務研究科にあつては、30単位を超えないものとする。

《資料3 「既修得単位認定申請書」》

専門法務研究科既修得単位認定申請書

平成 年 月 日

専門法務研究科長 殿

学籍番号

氏名

印

下記のとおり千葉大学大学院学則第31条の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書（単位修得証明書）及びシラバス等授業内容を明記した資料を添えて申請します。

記

入学前に他の大学院等で修得した 授業科目・単位等			認定を希望する専門法務研究科の 授業科目・単位等	
授業科目	単位	成績	授業科目	単位

基準 4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

本研究科においては、進級細則に基づき、年次ごとに進級要件を定める「進級バリア制」（一定数以上の必修科目について単位の修得ができない場合に、次年次への進級を認めない制度）を実施している。1年生に関しては、1年次終了の時点で、1年次必修科目のうち4科目（8単位）以上が未修得である場合には、2年次に進級できない。2年生に関しては、2年次終了の時点で、1年次必修科目のいずれかが未修得の場合又は2年次必修科目のうち4科目（8単位）以上が未修得である場合には、3年次に進級できない。なお、原級に留まった者は、原則として、未修得科目及び当該年次配当科目を履修することになる。《資料1「進級基準等に関する細則」》

進級バリア制は、本研究科におけるカリキュラムが、積上げ式になっており、段階的履修を可能にするように組み立てられていることと深く関係している。1年次においては、法律基本科目の基礎を学び、それらを修得したことを前提として、2年次の法律基本科目が配置されている。さらに、3年次に配置されている多様な科目の理解のためには、2年次の法律基本科目や法律実務基礎科目を履修済みであることが前提となる。したがって、履修成果が一定の水準に達しない場合には進級を認めないことが、次の年次における段階的で効果的な履修のためには不可欠であり、また、修了認定の実効性を担保することにつながる。

同制度は、以上のほかにも、学生に真剣な学習態度を要求する意味でも、有益である。双方向的・多方向的な授業においては、少数であっても真剣な学習態度を欠く学生がいた場合、クラス全体の士気を低下させ、学習効果を殺ぐことにつながりかねない。厳格な成績評価と並んで進級バリア制が存在することにより、仮に法科大学院入学後に法学への適性を欠いていることが分かった場合、あるいは法学学習の意欲が失われた場合にも、早い時期に進路変更を考えるきっかけを与えることになり、当該学生にとっても有益な制度といえる。

本研究科の進級バリア制の下では、さらに、同一学年次に2年を超えて在学することとなる者に対しては、研究科教授会の議を経て、退学勧告を含め、適切な指導をすることがある。そして、これらの学生に不利益な処分を行う制度を設けている反面として、クラス担任教員による学生ごとの個別指導を（特に、原級留置にはならなかったとしても、前年度の成績に問題がある学生について）行うこととしている。

以上については、履修案内やオリエンテーションにおいて学生に対して周知している。《別添資料「平成19年度履修案内」10頁》【解釈指針4-1-3-1】

なお、平成18年度に、原級留置の場合の再履修を要する科目の範囲等を確定するための検討を行い、平成19年度から実施している。《資料2 原級留置の場合の再履修を要する科目の範囲》

平成16年度から平成18年度に至るいずれの年度においても、1年次、2年次とも原級に留まった者はいない。なお、平成17年度及び18年度においては、3年次生全員が修了しており、したがって、3年次の原級に留まった者もない。これまで原級に留まった者がいない理由として、①学生の授業への出席・参加が極めて良好であることから、期末試験（レポートを含む。）の点数に平常点を加味した場合には、通常、単位修得が可能になること、②学生が追試験を受験するまでに、授業担当教員の個別指導を受ける等更なる学習を継続することにより向上がみられ、単位修得が可能になること等が考えられる。

他方、平成17年度においては、1年次生において2名、2年次生において3名が必修科目の単位を修得することができなかった。内訳は、1年次の「基礎商法1」が1名、「基礎刑法1」が1名、2年次の「刑法2」が3名であり、複数の必修科目の単位を修得できなかった者はいない。それぞれは、平成18年度に、進級した年次の配当科目以外に、未修得の科目を履修登録し、当該科目の期末試験を受け、平成18年度に全員が単位を修得した。

さらに、平成18年度においては、2年次生において7名が必修科目の単位を修得することができなかった。内訳は、2年次の「会社法1」が2名、「会社法2」が4名、「民事訴訟法2」が2名、「刑法2」が2名であり、3科目の単位を修得することができなかった者が1名、2科目の者が1名、1科目の者が5名となっている。

平成19年度から、複数の必修科目の単位未修得者が増加してきていることに伴い、時間割等の調整に困難が生じていることから、これらの者については、過年度試験の適用対象とすることとした。ここで「過年度試験」とは、履修登録の上授業に出席して履修した科目について、期末試験の評価のみが不良であった場合（期末試験を受験しなかった場合を含む。）において、翌年度に期末試験を受験させ、その試験の評価と前年度の平常点等を合算して合格の評価を得たときには、当該科目の単位を修得させる制度における当該翌年度の期末試験をいう。期末試験のみを翌年度に行うものであり、基本的な学習は履修登録をした年度に行われるものであるが、翌年度の期末試験に合格した場合に修得する単位は翌年度の単位であるから、翌年度においてあらためて履修登録をさせる取扱いをしてきた。ところが、平成19年度から本大学院の履修登録にも千葉大学全学のコンピュータ履修登録システムを採用した結果、過年度試験を受験しようとして履修登録を行おうとしても、年度によって授業開講時間が変更されるなどの事情により、当該過年度試験受験予定科目と他の必修ないし選択必修科目とが同一時限に開講されているため、コンピュータシステムが履修登録を受けつけない事態が生じた。そこで、このような場合に対応するため、過年度試験を受験するために必ずしも履修登録を必要としない旨を定める「過年度試験に関する申合せ」を行った。この申合せは、履修登録を不要とすることの代替として、過年度試験を受験しようとしている科目を事前に申し出るべきことを定めている（第3項）。この申出の結果、当該年度に履修登録した科目と過年度試験を受験しようとする科目とを合わせて、履修科目登録単位数の上限を超えることとなる場合には、当該年度に修得することとなる単位数を上限以下に抑えるよう個別に指導して、事前事後の学習時間が十分に確保されるよう配慮することとしている。《資料3「研究科規程」第10条第5項、資料4

「過年度試験に関する申合せ」

《資料1 「進級基準等に関する細則」(平成16年4月1日制定)(抜粋)》

第2条 1年次終了時に、1年次に履修すべき必修科目のうち4科目8単位以上を修得していない場合には、2年次に進級できない。

2 2年次終了時に、1年次に履修すべき必修科目の単位を修得していない場合又は2年次に履修すべき必修科目のうち4科目8単位以上を修得していない場合には、3年次に進級できない。

第3条 科目担当教員は、「不可」の成績評価をするおそれのある学生に対して注意を喚起し、適切な履修指導を行うとともに、当該状況をクラス担当教員及び学務担当教員に報告するものとする。

2 科目担当教員は、「不可」の成績評価を行う場合には、クラス担当教員及び学務担当教員に通知するとともに、教授会に報告するものとする。

第4条 進級要件を満たさないおそれがある学生に対しては、クラス担当教員は、科目担当教員及び学務担当教員と協力して、当該学生に対する履修指導を強化するものとする。

第5条 原級にとどまった学生に対しては、新旧クラス担当教員は、学務担当教員及び関係科目担当教員と協力して適切な履修指導を行うものとする。

第6条 同一学年に2年を超えて在学し、又は在学することとなる学生に対しては、研究科長は、教授会の議を経て、退学を勧告することができる。

《資料2》原級留置の場合の再履修を要する科目の範囲

③原級にとどまった者は、原則として、未修了科目及び当該年次配当科目を履修することになります。ただし、既に履修した科目で良以上の評価をとった科目については、すでに単位を修得したものとみなします。

(出典:「平成19年度履修案内」10頁)

《資料3 「研究科規程」第10条第5項》

5 不合格となった授業科目については、学期末に行う試験に限り、翌年度以降に行われる当該科目の試験(以下「過年度試験」という。)を受験することによって、考查を受けることができる。この場合の考查は、学期末に行う試験の成績として過年度試験の成績を用いるほか、第2項に定める方法による。

《資料4 「過年度試験に関する申合せ」(平成19年5月23日)》

千葉大学大学院専門法務研究科において行われる過年度試験について、次のとおり申し合わせる。

- 1 学生が履修登録をして受講(必要な回数出席し、必要な課題を提出するなど、科目履修の要件のうち期末試験受験以外をすべて満たすことをいう。以下同じ。)した科目について、期末試験の不良又は不受験により単位を修得することができなかったときは、次の年度に当該科目の期末試験を受験することができる。ただし、学生が次の年度に原級に留まったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定に基づいて、科目を受講した年度の次の年度に受験する期末試験を、「過年度試験」という。
- 3 過年度試験を受験しようとする学生は、前期セメスターにおいては6月末日、後期セメスターにおいては12月末日までに、受験しようとする科目を明らかにして、学務委員長まで届け出なければならない。
- 4 過年度試験を受験した学生は、当該科目を受講した年度における出席状況その他期末試験以外の評価と過年度試験の評価とを総合した評価が「可」以上であるときは、過年度試験を実施した年度に、当該科目の単位を当該評価により修得する。
- 5 過年度試験を受験するためには、当該過年度試験が行われる年度に当該科目の履修登録をすることを要しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修業年限及び修了要件単位数

本研究科では、研究科規程第 16 条第 1 項により、3 年以上の本研究科への在籍と 94 単位以上の修得を修了の要件としている。ただし、法学既修者については、1 年次の必修科目の単位 (28 単位) を修得したものとみなし (同規程第 12 条)、在学期間について 1 年を超えない範囲で短縮することができる (同規程第 16 条第 2 項)。【解釈指針 4-2-1-1】

基準 4-2-1 の (1) に掲げる取扱いのうち、ア (他の大学院における授業科目の履修) については、研究科規程第 13 条において定めているが、これまで履修希望の例はなく、したがって、単位を修得した例もない。

イ (入学前の既修得単位の認定) については、研究科規程第 15 条に定めており、その認定の基準及び実施状況については基準 4-1-2 において述べたとおりである。

ウ (法学既修者) については、研究科規程第 4 条第 3 項に定める方法により法学既修者としての入学者を選抜し、同規程第 12 条の規定により、1 年次必修科目の単位 (28 単位) を一括して修得したものとみなしている。入学者選抜及び法学既修者の認定については基準 4-3-1 参照。

《資料 1 修了要件に関する規定 (「研究科規程」第 16 条)、資料 2 他の大学院等における授業科目の履修に関する規定 (「研究科規程」第 13 条)、資料 3 入学前の既修得単位の認定に関する規定 (「研究科規程」第 15 条)、資料 4 法学既修者の単位の認定に関する規定 (「研究科規程」第 12 条)》

《資料 1 修了要件に関する規定 (「研究科規程」第 16 条)》

- 第 16 条 本研究科の修了の要件は、本研究科に 3 年以上在学し、94 単位以上修得することとする。
- 2 法学既修者に関しては、前項に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で短縮することができる。

《資料 2 他の大学院等の授業科目の履修に関する規定 (「研究科規程」第 13 条)》

- 第 13 条 本研究科の学生が大学院学則第 29 条の規定に基づき、他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科 (以下「他の大学院等」という。) の授業科目の履修を希望するときは、研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、30 単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる。

《資料 3 入学前の既修得単位の認定に関する規定 (「研究科規程」第 15 条)》

- 第 15 条 本研究科の学生が、大学院学則第 31 条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を希望するときは、別に定めるところにより、研究科長に願い出るものとする。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、前 3 条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

《資料4 法学既修者の単位の認定に関する規定（「研究科規程」第12条）》

第12条 法学既修者に関しては、1年次必修科目の単位を修得したものとみなし、1年次を終了したものとする。

（2）授業科目区分ごとの修得単位数

本研究科の修了要件について、平成18年度までの研究科規程においては、総単位数（94単位）のほか、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目に関する要件により定められていた（なお、本研究科では、すべての授業科目が2単位科目である。）。すなわち、必修科目として、「公法系科目」の6科目12単位、「民事系科目」の16科目32単位、「刑事系科目」の6科目12単位、「導入科目」の1科目2単位、「法律実務基礎科目」の4科目8単位の合計33科目66単位を修得し、また、選択必修科目として、「基礎法学科目」4科目（「選択必修科目第2群」と称している。）から1科目2単位、「展開・先端科目」のうちの5科目（「選択必修科目第1群」と称している。）から2科目4単位の合計3科目6単位を履修するととともに、その他の自由選択科目（導入科目、法律実務基礎科目、基礎法学科目又は展開・先端科目）から11科目22単位を修得し、合わせて総計94単位を修得することを修了要件としていた。したがって、基準4-2-1（2）が定める授業科目の区分アからエまでの基準については、これらを満たしている。《資料5「修了認定必要単位数（平成19年4月1日施行による改正前の旧研究科規程によるもの）」》《別添資料「平成18年度履修案内」資料2（研究科規程第16条、別表）31～35頁》【解釈指針4-2-1-1】

他方、同基準同項のオ（基礎法学・隣接科目）及びカ（展開・先端科目）については、そこに定められた単位数以上を修得することが修了要件となる仕組みは、平成18年度までは設けられていなかった。そこで、平成19年度のカリキュラム改正において、基礎法学・隣接科目に属する科目として、新たに「法律英語」（これまで法律実務基礎科目に分類されていたものを、内容に照らして基礎法学・隣接科目の分類に移したもの）、「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」の4科目を開設し、基礎法学・隣接科目の中から2科目4単位以上を修得し、さらにそのうちの1科目2単位以上を基礎法学科目（「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」をいい、「選択必修科目第2群」という。）の中から履修することを修了要件とした。また、展開・先端科目として開講している科目はいずれも（履修モデルで予定している進路に応じて）実務法曹として社会に奉仕する際に必要な学識を提供する科目であることから、すべてを選択必修科目とし、その中から6科目12単位以上を履修し、さらにそのうちの2科目4単位以上を「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の6科目（以上を「選択必修科目第1群」という。）の中から履修することを修了要件とした。以上の改正により、基準4-2-1（2）オ及びカの基準も満たすものとなっている。《資料6「修了認定必要単位数（平成19年4月1日施行の改正研究科規程によるもの）」》《別添資料「平成19年度履修案内」資料2（研究科規程別表）34～35頁》

（3）法律基本科目以外の科目の修得単位数

平成18年度までのカリキュラムにおいては、法律基本科目として開設している授

業科目の合計単位は 60 単位（「導入科目」4 単位を含む。）であり、修了認定のためには更に 34 単位が必要であり、修了要件単位数の 3 分の 1 である 32 単位を超えていると考えられた。

これに対して平成 18 年度に実施した予備評価において、「学生の履修次第では、法律基本科目以外の授業科目の総単位数が修了要件単位数の 3 分の 1 を下回ることがあり得る」との指摘を受けたため、平成 19 年度のカリキュラム改正に際して、法律基本科目とそれ以外に分類される科目とを厳密に洗い直し、必要に応じて分類し直すとともに、当該分類に相応しい内容を備えた授業科目とするよう教育内容の改善を行った。この結果、平成 18 年度まで法律実務基礎科目に分類されていた「公法総合演習」の内容を、憲法・行政法の基本原則と判例の動向に焦点を当てるものとし、名称を「公法演習」に改め、法律基本科目に分類することとし、また、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」及び「民刑事法総合演習」の内容を判決書を含む実務文書の起案と要件事実論の発展教育という実務への架橋を目指す科目に純化し（併せて、「民刑事法総合演習」については、民事法実務が中心となることから「法律実務総合演習」と改称し）、これらが法律実務基礎科目としての実体を確実に備えるものとした。これにより、法律基本科目として開設している科目（導入科目 1 科目（「基礎法律学演習」）を含む。）の合計単位は 62 単位となり、これらをすべて履修したとしても、修了認定のためには更に 32 単位の修得が必要である。したがって、学生の履修状況にかかわらず、カリキュラム上、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数（94 単位）の 3 分の 1 以上修得することが確保されている。《別添資料 「平成 19 年度履修案内」資料 2（研究科規程別表）34～35 頁、「平成 19 年度授業科目シラバス集」20～21 頁，91～95 頁（ただし、「刑事法総合演習」については訂正資料による。）》【解釈基準 4-2-1-2】

《資料5 修了認定必要単位数(平成19年4月1日施行による改正前の研究科規程によるもの)》

授業科目の区分			1年次	2年次	3年次	合計	
必修科目	法律基本科目	公 法	6	6	—	12	66
		民 事 法	14	18	—	32	
		刑 事 法	6	6	—	12	
		導 入 科 目	2	—	—	2	
	法律実務基礎科目		—	4	4	8	
選択必修科目	基礎法学科目		2			2	6
	展開・先端科目		4			4	
選択科目	上記以外の科目		22			22	22
合 計						94	

《資料6 修了認定必要単位数(平成19年4月1日施行の改正後の研究科規程によるもの)》

授業科目の区分			1年次	2年次	3年次	合計	
必修科目	法律基本科目	公 法	6	6	—	12	66
		民 事 法	14	14	4	32	
		刑 事 法	6	6	—	12	
	法律実務基礎科目		2	4	4	10	
選択必修科目	基礎法学・隣接科目(うち第2群)		4 (2)			4	16
	展開・先端科目(うち第1群)		12 (4)			12	
選択科目	上記以外の科目		12			12	12
合 計						94	

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本研究科の入学者選抜においては、法学既修者と法学未修者を別個の選抜単位として選抜を実施し、法学既修者の選抜において法律科目試験を実施しているため、以下では、法律科目試験を中心に説明する。

平成17年度から平成19年度までの入学者選抜において実施した法律科目試験は、憲法、民法及び刑法の3分野に係る論文式試験及びこれらの3分野に商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法を加えた7分野に係る短答式試験（マークシート方式）の2種類である。平成20年度の入学者選抜においても、同様の方法を採用する予定である。《別添資料 平成17年度法律科目試験問題、平成18年度法律科目試験問題及び平成19年度法律科目試験問題》

出題・採点の公平性（【解釈指針4-3-1-1】、【解釈指針4-3-1-2】）という観点からみた場合、各分野の問題は、そのために組織された出題者会議のメンバーによって作成され、全分野のメンバーが参加した会議において一問ずつ検討を加えて決定されたものであって、特に本学法経学部の定期試験等で用いられる問題とは全く独立に作成されている。したがって、本学法経学部出身者と他大学出身者との間で不公平を生ずるおそれは全くない。採点においても、短答式試験の採点はマークシート・リーダーとコンピュータの自動処理により機械的に行われるため、採点時に不公平な扱いが生ずるおそれはない。論文式試験も、解答用紙には受験番号以外に受験者を特定する情報は一切記載されておらず、また、受験番号は担当事務において厳重に管理されているので、不公平を生ずるおそれはない。

入学者選抜の開放性、多様性（【解釈指針4-3-1-1】）という観点においても、いわゆる基本六法に行政法を加えた基本的実定法分野についての基礎的知識を問う問題を出題しているという点で、法学既修者としての認定を受けようとするすべての者に均等な機会を提供し、かつ、少数の分野に偏らない評価を行おうとするものである。

なお、初年度に当たる平成16年度の入学者選抜において実施した法律科目試験では、上記各年度の場合とは異なり、（短答式試験の）実施分野が憲法、民法及び刑法の3分野に限られていた。《別添資料 平成16年度法律科目試験問題》

このため、法律科目試験を実施しない商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法の4分野については、「既修得法律専門科目の単位認定申請書」を提出させ、(1)本研究科1年次科目である「基礎憲法1」から「基礎行政法」までに対応する内容を教授する科目を大学学部において履修していること（履修単位数は、本研究科1年次科目の必要単位数と同等であることを要求し、又は(2)日弁連法務研究財団の実施する「法学既修者試験」において取得した点数が平均点以上であることを確認した上で、合格を

認めた。これらの方法を採用した理由は、(1)においては各大学が責任をもって認定した単位に依拠していること、(2)においては日弁連法務研究財団が実施する実績ある法律科目試験の得点を参照していることにより（【解釈指針4-3-1-3】及び【解釈指針4-3-1-4】）、法学の基礎的な学識を有するか否かを判定する上で適切な方法であって、公平性、開放性、多様性確保の要請を満足させるためである。【解釈指針4-3-1-1】

なお、以上の法律科目試験の内容は、事前に各年度の「学生募集要項」に明記する方法で、広く受験者に周知している。《別添資料 「学生募集要項」》【解釈指針4-3-1-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の成績評価の優れた点としては、まず、適切な基準を設定して、研究科として組織的に客観的かつ厳格な成績評価の実現を図っている点が挙げられる。本研究科では、成績評価細則及び進級細則を制定し、これらの細則に基づいた成績評価を行うよう、担当教員に周知徹底している。細則に基づいた成績評価の実効性を高めるために、授業計画段階、成績評価段階、成績評価後の各段階において、教員相互に、また、組織としてチェックを行う体制を整備している。

授業計画段階においては、シラバスへの成績評価の基準及び方法の明示を義務付け、教員相互にどのような成績評価を行おうとしているのかを確認している。成績評価段階においては、成績評価が教授会で示された段階で、細則への適合性（特に「秀」及び「優」の割合）のチェックを相互に行い、場合によっては修正を促すなどの対応を行っている。成績評価後においては、毎学期ごとに開催される教育方法研究会に報告し、各教員の成績評価の分布や学生への説明状況等についても併せて検討することによって、相互に成績評価の適正を確認している。

ただし、定員 50 名の少人数教育を行っている関係上、必修科目以外の科目においては、履修者数のばらつきや数の少なさ等がみられ、必修科目と同様の方法で成績評価を行うことには困難な面がある。しかし、履修者の数が少ないとしても適正な成績評価が必要であることに変わりはなく、今後、履修者数が少ない授業科目における適正な成績評価の在り方についても検討していくこととしている。

次に、本研究科においては、他大学院での既修得単位の認定が厳格に行われていることも優れた点として挙げるができる。法曹養成のためには、本研究科のカリキュラムに沿った学習が最も効果的であるとの判断から、既修得単位の認定を最小限としている。しかし、今後は他の法科大学院を修了ないしは中退した学生が入学することも考えられる。そのため、本研究科の教育の独自性と一貫性の観点から、他大学院における既修得単位の認定についてどのような制度を構築することが適切かについて検討することが不可欠である。学務委員会において既修得単位認定制度の在り方についての検討を進めており、速やかに既存の制度の見直しを行う予定である。

また、既修者認定については、この3年間実施してきた方法に一定の合理性があるとは考えているが、既修者認定の方法を成文化した規則が定められていないことから、平成 19 年度中を目途に既修者認定の方法の明文化を目指して検討していくこととしている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本研究科における教育の内容及び方法の改善については、授業担当教員が自ら行うのみならず、次のような体制と手順により、必要な措置を組織的かつ継続的に講じている。《資料1 平成18年度後期授業科目に係る教育内容・方法に関する改善の取組の日程》

- ①関係教員グループにおける検討・調整：特に複数の教員が担当するオムニバス科目（例：「法情報基礎」）、複数の細分化された科目がある民法等の基本法分野では、関係教員が学期の前後の時期や授業期間内に、教育内容を中心とする必要な検討・調整を適宜行っている。また、外部の非常勤教員が担当する科目については、専任教員の中から連絡調整担当を指名し、教育内容面についても検討・調整を行っている。
- ②授業公開：各学期に2週間程度の授業公開期間を設定し、全教員に最低2科目の授業の見学と結果報告の提出を求めている。これにより、教員相互での教育方法に関する経験共有や問題点発見が可能になる。提出された報告は、学務委員において取りまとめ、必要に応じ、授業担当教員にフィードバックしている。
- ③学生による授業評価アンケート：最終回の授業時間に受講生の匿名による授業評価アンケートを実施している。アンケートは、集計の上、授業担当教員にフィードバックし、また、個別の自由記載意見も提供している。これを受けて、授業担当教員は、学生評価に対する自己点検を行い、書面（授業報告書）により報告することとしている。さらに、平成19年度前期から、中間段階の授業公開期間中に中間アンケート調査（自由記載）を行い、学生の要望・意見を早期に把握し、授業に反映させることとし、中間アンケートの結果に基づく改善策については、直後に開催する教育方法研究会において検討することとしている。《資料2 授業報告書の記載項目》《別添資料 学生授業評価アンケート調査項目、アンケート回答用紙、アンケート集計結果（全科目）、「授業担当教員によるコメント作成の依頼」（作成例を含む。）》
- ④自己点検・評価委員会教育改善委員会：研究科長、学務委員長、第三者評価担当教員、外部評価委員等で構成される自己点検・評価委員会に、外部評価委員を除く委員で構成する教育改善委員会を設置している。教育改善委員会では、学生評価、授業担当教員の自己点検報告等に基づき、授業の内容及び方法に関する問題点、改善策の必要性等を検討し、教授会にその結果を報告し、改善策の実施を求めるほか、

必要に応じ、個別に授業担当教員に改善を求めることとしている。《別添資料 専門法務研究科自己点検・評価規程，教育改善委員会議事録，平成19年度前期教育改善案について》

- ⑤教育方法研究会：授業公開期間の直後に、全教員の参加の下、授業の内容及び方法に関する改善を図るための研修を実施している。ここでは、授業担当教員から学生評価を踏まえた対応・改善策を提示するとともに、他の教員から授業見学の結果をも踏まえた意見を開陳し、意見交換を行う中で、相互研鑽を図っている。また、特定のテーマについて、教育方法研究会を開催することもあり、平成18年度においては、同年12月20日に試験問題の作成・採点に関する研修を行った。《別添資料 教育方法研究会議事録》

教育内容の基本的な部分については、設置時の全体のカリキュラム編成の過程において十分な検討が行われた結果として現行のカリキュラムが編成されているが、平成19年度に向けてカリキュラムの全体を見直す中で、授業科目ごとの内容（いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において取り上げられるべきか）についても各授業担当教員が再検討を行い、必要に応じ、関係教員との協議・調整の上、平成19年度のシラバスに反映させている。また、教育方法（学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発声の仕方等）については、学生評価、授業見学とそれらに基づく自己点検、さらに教育方法研究会等における相互研鑽において改善を図っている。【解釈指針5-1-1-1】

教育内容等の改善を実施する組織として、上記の自己点検・評価委員会（特に、その下部組織としての教育改善委員会）及び教育方法研究会を設け、学期ごとに定例として開催している（教育方法研究会には、兼任教員や非常勤教員にも出席を要請している。）。【解釈指針5-1-1-2】

学生による授業評価については、授業改善のためのヒントを与えてくれるものとして極めて重視しており、その実施に際しては、率直な意見が表明され、また、回収率が高まるよう努めている。アンケート調査は、30項目について5段階で評価する方法を採っている。集計の上、授業担当教員には全授業科目の平均点（加えて、インテンシブ科目の担当教員にはその平均点）と担当授業科目ごとの点を示し、授業担当教員においては、特に評価が平均点より低い項目を中心に、その理由、改善策等に関する自己点検を実施し、書面（授業報告書）で報告することが求められている。また、平成17年度後期授業分から、教員による自己点検の報告書を学生に開示する措置を採っている。

「研修及び研究」の方法としては、学生及び教員相互の評価による実証的方法が中心であり、教育方法等に関する講演会、研修会等を本研究科として実施するには至っていないが、授業担当教員は、外部で実施される講演会等に積極的に参加している。

【解釈指針5-1-1-3】

《資料1 平成18年度後期授業科目に係る教育内容・方法に関する改善の取組の日程》

取組の内容	年月日
平成18年度後期授業公開期間	平成18・11・7～11・18
学生による授業評価アンケート	最終の授業時間
教員の授業報告書作成・提出	平成19・3・23提出期限
自己点検・評価委員会教育改善委員会	平成19・4・4
(平成19年度前期授業公開期間)	平成19・5・7～18
(平成19年度前期中間アンケート)	平成19・5・14～18
教育方法研究会	平成19・5・23

《資料2 授業報告書の記載項目》

- 1 開講時間，受講者数等
- 2 受験者数，成績分布
- 3 科目のねらいと成績評価基準
- 4 学生評価とそれに対するコメント
- 5 授業改善の方向

(出典：別添資料「授業担当教員によるコメント作成の依頼」)

基準5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5-1-2に係る状況)

専任教員のうちの実務家教員については、本研究科の専任教員に就任する前から、本学法経学部その他における法学教育の経験があり、また、みなし専任の実務家教員にあつては、司法研修所教官、本研究科における非常勤講師その他における法学専門教育・研修担当の経験があることから、教育上の経験に不足することはない。

他方、法律実務基礎科目その他の授業科目を担当する非常勤の実務家教員（弁護士教員）の中には、教育上の経験に乏しいものが含まれるおそれがあることは否めない。ただし、これらの授業科目は複数の教員が分担する科目であり、担当教員相互（及び千葉県弁護士会）での検討・研鑽が行われているほか、専任の研究者教員が連絡調整担当として授業担当実務家教員との連絡調整に当たっており、授業の内容や方法に関しても適切な助言等を行っている。また、基準5-1-1-1において述べた学生による授業評価、教員の自己点検、教育方法研究会等はこれらの授業科目、実務家教員も対象としており、その一環として改善が図られている。学生による授業評価のアンケート調査をみても、実務家教員の授業に対する評価はむしろ高いという結果が示されている。

また、研究者教員における実務上の知見の確保については、研究者教員各自が取り組んでおり、本研究科として直接措置を講じているわけではないが、学内外における実務的な研究会等には研究者教員が積極的に参加しており、また、学内での実務家による講演会等には研究者教員にも広く参加するよう呼びかける等により、実務上の知見の確保が図られるよう努めている。さらに、本研究科の研究者教員及び本学法経学部所属教員のほか、千葉地区の裁判所、弁護士会その他の法曹関係者を中心に組織されている「千葉法学研究会」、「千葉少年問題研究会」等の実務的な研究会に参加することにより、実務家との交流や実務上の知見の確保に努めている。【解釈指針5-1-1-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科は小規模であり、一つの開講科目を複数の教員がクラスを分担して担当することは基本的にはない（授業負担等の関係で、例外的に、単年度に限り、分担した科目がある。）。したがって、複数の教員が分担する場合に必要な教育内容や成績評価の調整という問題は基本的には生じない。これは、極めて重要な点である。

反面、複数の教員が分担する場合に不可避免的に必要な調整作業を通じて教育内容の改善を進めるといふ便益も期待できないことになる。このため、教育内容については、授業担当教員が研究と研鑽に努めるとともに、教員組織全体として組織的・継続的に改善を図っていくことが重要であると考えている。

また、授業改善においては、科目グループ（例えば、公法系、民事系、刑事系）ごとに、関係教員がグループ活動を通じて改善を図る方策が有効である。こうした活動は、現状では関係教員の自主的なアドホックな活動に委ねられており、今後、制度的に推進される必要がある。

授業公開による相互参観、教育方法研究会における意見交換等の活動は、有益であり、今後も一層拡充することが必要であるが、さらに、授業改善に関する先進的な取組を紹介し、普及させるための実践的な研修等を実施することが望ましいと考えている。このため、各期の授業科目に関する教育方法研究会だけでなく、特定のテーマ、課題を深く追求するための教育方法研究会を適時に開催することを考えている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科は、平成16年4月の開設に備えて、本学法科大学院における法曹教育の理念及び目的について、次のような基本的考え方を明らかにした。すなわち、「生きている一人ひとりのために——一人はみな、日常を暮らす生活者としての面をもっています。欠陥商品、隣人とのトラブル、病氣、老後の生活保障……。こうした問題が適切に解決されることが、暮らしやすい社会の必須条件です。千葉大学法科大学院は、最先端の分野で活躍する弁護士であっても、公的立場から正義の実現に携わる裁判官、検察官の立場にあっても、つねに生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家を輩出したいと願っています。」《出典：別添資料 パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」（設置認可申請中の平成15年7月作成）》

本研究科では、爾来一貫して、上記の基本的考え方（とりわけ「生きている一人ひとりのために」の趣旨）をもって実質的にアドミッション・ポリシーを示すものとして、入学志願者に対する説明会やパンフレットの中で明らかにし、また、平成15年6月に開設したウェブサイトにて上記の内容を掲げ、広く周知に努めてきたところである。《別添資料 ウェブサイトからのプリントアウト「教育理念と概要」》

ところで、上記の基本的考え方については、本研究科の教育理念及び目的を示すものではあっても、入学者の受入方針を示すものとしては表現上不適切ではないかという問題が指摘された。そこで、本研究科としては、上記の基本的考え方を入学者の受入方針を的確に示すものとして表現する文書を作成することとし、平成18年7月の教授会において、資料1に全文引用する「千葉大学大学院専門法務研究科 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を審議決定し、今後はこれをもって本研究科のアドミッション・ポリシーとして広く用いることとした。《資料1 「千葉大学大学院専門法務研究科 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」》

アドミッション・ポリシーの上記内容は、すべての受験生に対して公平性、開放性及び多様性を保障することを前提としている（詳細は基準6-1-2参照）。例えば、入学者選抜の基準は、できる限り客観的な数値を用いることとし、加えて、3年（法学未修者）コースについては口述試験（面接）を実施することにより、総合的評価の実効性を高めている（平成18年度からは2年（法学既修者）コースについても口述試験を実施している。）。

アドミッション・ポリシーの目的に沿うためには、入学者の適性及び能力等の評価、

その他の入学者受入れに係る業務を行うための責任ある体制がとられることが必要である。本研究科では、入試委員会（委員2名）を設置し、入試業務を進めてきている。さらに、入学者の受入方針と受入後の教育とに齟齬がないように、学務委員会（委員2名）とも密接に連携し業務を進めてきている。なお、設置初年度は、入試業務と教務業務とを一体として進めるために、学務・入試委員会（4名）を立ち上げ、機動的に活動したところである。以上の活動は、運営委員会、教授会の審議・決定を経て行われるものであり、教員と職員の全員参加により実施されている。

《資料1 「千葉大学大学院専門法務研究科 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家である。本研究科は、この理念を「生きている一人ひとりのために」とも表現する。

こうして、本研究科は、すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、次のような人材を学生として受け入れ、その教育によって社会に貢献したいと考える。

- 一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者
- 二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

基準 6-1-1 で敷衍した本研究科のアドミッション・ポリシーを要約するならば、「生活者の視点を忘れない法曹を育てるため、社会問題に対する鋭い問題意識をもって目標を実現する力のある者」を選抜することにある。以下では、入学者選抜手続について、アドミッション・ポリシーに整合的であるかに留意しつつ、具体的に述べる。

〔選抜の枠組み〕まず、入学者選抜の枠組みであるが、2年コース（法学既修者）35名、3年コース（法学未修者）15名を入学定員とする。所定の出願資格・入学要件（これが公平性・開放性をどのように反映しているかについては、基準 6-1-3 参照）を満たす受験者について、2年コース出願の場合、法律科目試験及び口述試験を実施し、3年コース出願の場合、小論文試験及び口述試験を実施する。両コースともに口述試験を課すことが特徴的である。《資料 1 「入学者選抜試験」の内容》

〔試験の問題等〕次に、試験の問題及び解答や採点方法等について述べる。2年コース、3年コースとも、大学入試センター又は日弁連法務研究財団の適性試験の成績提出を要求する。過去の入学者の成績状況等を踏まえ、3年コース出願者には一定以上の適性試験の点数（上位 30%程度に相当）を得ていることを出願の条件としている。2年コースの法律科目試験は、短答式試験（7科目）と論文式試験（3科目）によって行う。3年コースの小論文試験は、論理的で説得力のある文章を書く能力の評価を目的とする。いずれも本研究科の教員が出題・採点する。本研究科ウェブページで平成 18 年度及び平成 19 年度の試験問題を公開し、受験志願者の参考に供している。平成 19 年度における合否判定における各試験の比重は、2年コースでは適性：短答＝4：6（口述試験資格判定時点）、論文：口述＝3：1（最終判定時点）、3年コースでは適性：小論文：口述＝4：3：3であった。また、出願書類の内容は、口述試験の評価において斟酌される。

〔入学者選抜に関する会議〕本研究科では入試事務内容の説明のため、事前・事後の会議が頻繁に行われる。これは特に基準 6-1-4 で敷衍する口述試験について顕著である。口述試験は、法科大学院教育に不適合な者の発見という、いわば消極的な機能のほかに、多様な知識又は経験の評価（これらはアドミッション・ポリシーの実現に不可欠な要素と考える。）という積極的な機能を併せ持つ。これは学業情報の限られる3年コースの場合に顕著である。実際、最終判定に当たり、面接を担当した各教員は、詳細なメモや資料を手に、受験者につき所見を展開し合う（合格者に対しすぐに授業を行うことになるので、良い学生を選ぶモチベーションは高い。）。結果として、全受験者が能力を適正に評価される機会が担保されていると思われる。

〔学生数の状況等〕最後に、入学者の状況全般については、次の諸点において、バランスの取れた結果が達成されており、多様性が十分に確保されているものとする（平成 19 年度入学者選抜のデータに基づく。断りのない場合、未修・既修を合算した値に

よる。小数点以下四捨五入)。男女比(男性 84%, 女性 16%), 社会人等比率(未修 18%, 既修 27%), 他学部出身者比率(未修 24%, 既修 27%), 自校出身者比率(0%)。なお, 平成 19 年度入試の倍率は, 2 年コース 13.6 倍, 3 年コース 18.1 倍であった。《添付資料 学生数の状況(別紙様式 2)》

《資料 1 「入学者選抜試験」の内容》

選抜試験の内容・2 年コース(法学既修者)

- ③口述試験は, 第一次試験の合格者に対して実施します。口述試験においては, 学部での勉学状況, 志望理由その他さまざまな問題について質問し, これらを総合して評価します。

選抜試験の内容・3 年コース(法学未修者)

- ③口述試験は, 第一次試験の合格者に対して実施します。口述試験においては, 学部での勉学状況, 志望理由, 資格及び活動実績その他さまざまな問題について質問し, これらを総合して評価します。

(出典: 別添資料 パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために(2006-2007)」)

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科では、入学者選抜を受ける機会の公正さを極めて重視しており、アドミッション・ポリシーに照らして選抜における公平性・開放性の確保に努めている。この点について、まず、入学者選抜の公正を確認し、次いで、結果として公正が確保されていることを入学者に占める自校出身者比率を分析することによって裏付けたい。

本研究科の学生募集要項の説明事項及び用紙において、自校出身者であることにより効果が変わり得る項目は見出せない。同要項の1頁の出願資格は、広い範囲の受験資格を認めており、自校出身者でなければ満たし難い要件はない。《別添資料 「募集要項」》【解釈指針 6-1-3-1】

次に、入学願書では履歴事項として学歴の記載が要求されている（論文試験等の採点段階では、答案を無記名とする等により匿名性が保たれている。）。また、本研究科では口述試験担当者が学部の講義や演習を担当していることがある（以下「兼任者」という。）。そこで、口述試験における自校出身者に対する不当な優遇評価が疑われるかもしれないので、この点を敷衍する。まず、兼任者は、口述試験の受験予定者中に通常講義における以上に接触した自校出身者（演習参加者など）が存在することに気付いた場合、自発的に忌避することとしている。また、次の基準 6-1-4 で敷衍するように、口述試験の評価指針は（2年コースの場合）加点方向に硬直的であり、特定の学生の有利を図ることは難しい。加えて、独立した2名によって口述試験が行われ、評価が著しく異なる場合、検討会議での説明が求められることもある。最後に、全評価における口述試験評価の比率にかんがみれば、兼任者が不当に有利な評価を行うことを通して本来不合格の学生を合格させる可能性は極めて低いと考えられる。

続いて、入学者に占める自校出身者の比率をみると、過去4年間において、6%、10%、16%、0%（小数点以下四捨五入）となっている。平均すると8%であり、極めて低い部類に属するのではないかと思われる。なお、平成19年度においては自校出身者がゼロとなったことについては、複数の合格者がいたものの、近隣の有力法科大学院に入学していることが確認されている。《資料1 入学者に占める自校出身者比率》【解釈指針 6-1-3-1】

以上のことから、本研究科では、不公正な優遇措置を、その入学者選抜基準として設けていないことはもちろん、結果から見てもそうした措置が疑われる状況は全くないことが明らかである。

なお、本研究科では、入学者に対する寄付等の募集をこれまで行っておらず（対価やサービスの内容が明確な同窓会費や資料代の実費徴収が行われ、あるいは予定されているにすぎない。）、解釈指針 6-1-3-2 については該当しない。【解釈指針 6-1-3-2】

《資料1 入学者に占める自校出身者比率》

平成16年度：総入学者52名中、3名

平成17年度：総入学者51名中、5名

平成18年度：総入学者51名中、8名（法経学部以外の出身者1名を含む。）

平成19年度：総入学者50名中、0名

（出典：学生数の状況（別紙様式2））

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

基準 6-1-2 において選抜の全般的事情を述べたが、ここでは、法科大学院教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価する観点から本研究科で実施している全員面接制について説明する。全員面接制は、法科大学院開設第三年度に当たる平成 18 年度入試（平成 17 年 11 月・12 月に実施）で導入され、平成 19 年度以降も実施してきている。

入学者選抜に当たって、判断力・思考力・分析力・表現力等の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価され、こうした適性・能力等を有すると認められる者が入学することが法科大学院における教育の前提である。本研究科では、当初、3 年（法学未修者）コースについては初年度から口述試験を実施しているが、2 年（法学既修者）コースでは行っていなかった。ところが、初年度に授業を開始したところ、法科大学院の教育に馴染まない学生が相当数入学しているという印象を持つ教員が多く、その数は第二年度合格者が入学して更に増えた。「馴染まない」とは、例えば、暗記と再現とに固執し、知らない問題には沈黙するといった態度である。しかも、これらの学生の筆記試験の成績は低いとは言えず、受験生の資質と法科大学院教育との不整合を筆記試験により発見することは困難であると思われた。【解釈指針 6-1-4-1】

このため、研究科長及び運営委員会の承認と協力の下、2 年コースの入学志願者に対する口述試験の導入に関する検討が開始された。まず、所定の適性を評価するのに有効な面接方法について、本大学所属の心理学や医学の研究者の非公式な助言を得て、面接に関する基礎的理解を養った。また、受験手続が 11 月から 12 月に集中し、口述試験を 1 回でも増やすことは人員と受験会場の制約があることから、早期に計画を立て、関係者の了解を得、また、過密日程にありがちな各種事故の対処についても検討しておく必要があった。以上の作業を平成 17 年の夏までに終え、また、教授会で 2 年コースへの口述試験の導入についての説明を何度か行い、全員の賛成を得た。《資料 1 平成 18 年度入学者選抜試験日程》

全員面接制を導入した平成 18 年度入学者選抜では、口述試験の方針及び評価基準について、口述試験担当者（事実上、全専任教員）の十分な理解を得るべく、1 時間程度の説明を 2 回、30 分程度の説明を 2 回行ったほか、定例教授会での説明と意見照会を行った。面接手続や時間割を予め説示し、また、設問についても、入試委員が例題及び注意事項を作成・提供したが、最終的な質問内容及び方法は担当者の裁量に委ねた。手続の適正のため、事前説明を十分に行うとともに、担当者は 2 名一組とし（評価は独立に行う。）、また、事後検討の場を設け、合否が微妙な場合や同じ組の担当者間で評価結果が大きく異なる場合等の取扱いを検討することとした（各組の評価の平均や偏差がほぼ同等かについても確認している。）。

口述試験では、本研究科の教育方針に馴染まない学生の発見を重視しつつも、口述

試験の完全な客観性が期し難いことにかんがみ、具体的な評価指針を示した上、担当者に面接の目的及び評価方針の大枠を説明の上、運用を委ねている。2年コース受験者の場合、法律学の知識や理解は筆記試験で判定できることから、適性に特に着目し、その点が懸念される受験生について特に留意して質問・評価することが期待されている。結果として、2年コースの場合、3年コースに比べ評価の偏差が小さく、適性に疑義のある学生に特に低い評価がなされている。

平成19年度以降においても、様々な工夫、改善を重ねつつも、基本的には上述したような方法により、口述試験を3年コースのみならず2年コースにも課し、アドミッション・ポリシーに則った厳正な入学者選抜を実施している。

《資料1 平成18年度入学者選抜試験日程》		
	2年コース（法学既修者）	3年コース（法学未修者）
第一次試験	法律科目試験 平成17年12月4日（日）	小論文試験 平成17年11月6日（日）
第二次試験	口述試験 平成17年12月18日（日）	口述試験 平成17年11月20日（日）
最終合格発表	平成17年12月27日（火）	平成17年12月1日（木）

（出典：別添資料 パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」（2005-2006））

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本研究科では、「他学部出身者」及び「社会人等」を次のように解した上で、入学者選抜を実施している。

「他学部出身者」について、本研究科の機関決定による定義ではないが、部内統計等（例：法科大学院入学者選抜実施状況）の目的で次のような目安を用いており、現在のところ区分上の問題は出ていない。すなわち、「他学部」とは、以下の学部（「法学部」）以外の学校教育法 53 条にいう学部及びこれに相当すると本研究科が判断する国外教育機関の学部であり、文系・理系・保健・その他に細分される。「法学部」とは、主として法学に関する教育を行い、その授与する単位が専門職大学院設置基準第 25 条の「法学既修者」の定義にいう「単位」として認められ得るものをいう。「他学部出身者」とは、「他学部」を卒業し学位を取得した者である。

「社会人等」について、本研究科の機関決定による定義ではないが、部内統計等の目的で次のような目安を用いており、現在のところ区分上の問題は出ていない。すなわち、「社会人等」とは、「社員等としての社会経験が 1 年以上あることが出願に際して提出された履歴書から読み取れる者」である。

2 年コースの入学者選抜において、本研究科では、出願書類として、成績証明書のほか、「志望理由書」（A 4 判 1 頁，1000～1200 字）の提出を求めており、志望理由書には、「これまでの学業，社会経験を踏まえて」「志望理由及び法曹としてどのような分野でどのような活動を行いたいかな」を記述させている。本研究科では、口述試験を 2 年コース受験者（一般に大学等の在学者等の割合が高いと想定される。）にも実施しているが、口述試験担当者は、これらの出願書類を予め精査し、その内容を踏まえた的確な質問を行うことを通じて、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等を適切に評価するよう努めている。《資料 1 出願書類》【解釈指針 6-1-5-1】

3 年コースの入学者選抜においては、出願書類として、成績証明書、「志望理由書」（A 4 判 1 頁）のほか、「資格及び活動実績に関する調書」（A 4 判 1 頁。実務経験歴がある場合、その期間・勤務先・内容を記載する欄を含む。）の提出を求めている。一般に社会人等の割合が高いと想定される 3 年コース受験者の口述試験においては、これらの出願書類を予め精査し、その内容を踏まえた的確な質問を行うことを通じて、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めている。【解釈指針 6-1-5-2】

学生数の状況等の詳細は別紙様式 2 のとおりであるが、開設以来の 4 回の入学者選抜において、「他学部出身者」又は「社会人等」のいずれかに該当する入学者の全入学者に対する比率は、平成 17 年度の 2 年コースで 25%（3 年コースと合わせた全体では 27%）、平成 19 年度の 3 年コースで 24%（2 年コースと合わせた全体では 40%）となった例を除いて、3 割を上回っており、2 割を下回ったことはない。《資料 2 「他

学部出身者」又は「社会人等」に該当する入学者の割合》【解釈指針6-1-5-3】
 【解釈指針6-1-5-4】

《資料1 出願書類》

- 2年コースの出願書類
 - ・ 成績証明書
 - ・ 志望理由書
- 3年コースの出願書類
 - ・ 成績証明書
 - ・ 志望理由書
 - ・ 資格及び活動実績に関する調書（証明書等の添付は要求しない）

（出典：「平成19年度学生募集要項」）

《資料2 「他学部出身者」又は「社会人等」に該当する入学者の割合》

別紙様式2から、平成16年度から平成19年度までの各年度における「他学部出身者」又は「社会人等」に該当する学生の数が入学者数に占める割合は、平成17年度2年コースで25%、平成19年度3年コースで24%となった場合を除き、2年コース・3年コースのいずれにおいても3割を上回っている。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2年コース	31%	25%	33%	48%
3年コース	83%	33%	67%	24%
全 体	54%	27%	39%	40%

（出典：学生数の状況（別紙様式2））

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

設置以来の年度当初の在籍者数は、平成16年度52名(収容定員50名)、平成17年度101名(同100名)、平成18年度119名(同150名)、平成19年度112名(同150名)である。《資料1 在籍者数》《添付資料 学生数の状況(別紙様式2)》

以上の数字は、過去4年度における入学者、休学者、退学者、修了者等の員数から算出されたものであり、それぞれの員数は《資料1》に示したとおりである。これまでのところ、原級留置者は生じておらず、平成17年度及び平成18年度の3年次在籍者は全員が修了している。

以上のような状況から、在籍者数が収容定員を上回る状態はほとんど生じておらず、これが恒常的なものとなる気配は、現在のところ感じられない。なお、原級留置者に対するクラス担任教員による履修指導制度及び2年以上の原級留置者に対する退学勧告制度が設けられている。《資料2 進級基準等に関する細則(第4条～第6条)》(【解釈指針6-2-1-2】)

《資料1 在籍者数》

年度	入学者数	年度当初在籍者数	復学者数	休学者数	年度内退学者数	修了者数	年度末退学者数	年度末在籍者数	原級留置者数
16	52	52	—	2	0	0	2	52	0
17	51	101	1	3	1	28	4	72	0
18	51	119	1	2	0	55	2	62	2
19	50	112	0	4	0	—	—	—	—

(注)「在籍者数」には休学者を含み、「退学者数」には除籍者を含む。

《資料2 「進級基準等に関する細則」(平成16年4月1日)抜粋》

第4条 進数要件を満たさないおそれがある学生に対しては、クラス担当教員は、科目担当教員及び学務担当教員と協力して、当該学生に対する履修指導を強化するものとする。

第5条 原級にとどまった学生に対しては、新旧クラス担当教員は、学務担当教員及び関係科目担当教員と協力して適切な履修指導を行うものとする。

第6条 同一学年に2年を超えて在学し、又は在学することとなる学生に対しては、研究科長は、教授会の議を経て、退学を勧告することができる。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

これまで実施した4回の入学者選抜のうち平成16年度から平成18年度までの3回において、発表した合格者数はいずれも法学未修者25名(入学定員15名)、法学既修者50名(入学定員35名)であるところ、合格者数を決定した経緯及びその後の最終的な入学者数が決定するに至った経緯は、各年度について次のとおりである。なお、平成19年度の合格者数及び入学者数については、後述する(本基準の末尾参照)。(添付資料 学生数の状況(別紙様式2))

初回の入学者選抜である平成16年度入学者選抜においては、合格を発表した志願者のうち最終的に本研究科に入学する者の割合が全く不明であったが、他方で、設置認可が通知された後に各国公私立法科大学院の入学者選抜作業が一斉に始まった年度であり、志願者の併願大学院の数がかなり多いと予想されたことから、入学定員をかなり上回る合格者を発表しても、最終的な入学者はそれほど多くないと予想された。そこで最終合否判定の段階では、法学未修者・既修者とも入学定員の2倍の合格者を発表する案も検討の対象となったが、所定の入学定員を超えることがないようにするため、合格発表を行う数は既述の数に抑え、欠員を生じた場合には追加合格者によって補う方式を採用することとした。その結果、法学未修者にあつては12名、法学既修者では10名の追加合格者を出すことにより、法学未修者23名、法学既修者29名の入学者を得た。全体としては50名の入学定員のところ52名の入学者であり、おおむね適切な数であったが、法学未修者と法学既修者との比率が大きく前者に偏ったのは、次のような理由による。すなわち、法学未修者と法学既修者の合格発表、追加合格決定は、約1箇月の間隔を置いて法学既修者を先に実施したところ、入学辞退者が予想以上に多く、特に3月後半においても辞退申出があつたため、入学定員どおりの入学者数を確保するために更なる追加合格の決定を余儀なくされた。しかし、合格発表から1.5箇月を経過した法学既修者から追加合格を出すことは、かなり順位が劣った者を合格させることになり、既に入学を決めている志願者に対して、その教育環境を低下させる不利益を課することとなり、好ましくないと判断した。そのため、法学未修者から追加合格を決定し、本研究科全体の入学定員を満たすこととしたのである。

平成17年度入学者選抜においては、本来の時期(11月から12月)に入学者選抜を実施することができたため、現役法学部学生の学力をよりの確に判断するため法学既修者を後に、法学未修者を先に約1箇月の間隔を置いて選抜及び合格発表、追加合格決定を実施することとした。入学者数と入学定員との乖離を生じさせないため、合格発表は控え目な数に抑え、追加合格によって調整を図る方針は、前年度と同様であった。さらに、前年度における入学者数と入学定員との乖離を是正するため、法学既修者の入学者数が入学定員から大きく下回ることがないように、前年度に近い数(8名)の追加合格者を出した(入学定員の見直しではないが、趣旨において【解釈指針6-2-2-1】)。ところが、この結果、法学未修者と法学既修者との比率が後者に偏る

こととなってしまった。理由は、法学未修者と法学既修者の合格発表、追加合格決定の順序が逆であることを除いて、前年度と同様である。

そこで、平成18年度入学者選抜においては、追加合格決定を法学未修者と法学既修者について同時期に行い、入学者数と入学定員との乖離を最小限に抑えるため、両者の入学手続を同時に行うことに改めた。ところが、この年度においては、当初の合格者のうち、法学既修者では84%の42名が入学手続を行うという事態が生じたため、追加合格決定を出すまでもなく全体の入学定員を満たすこととなり(法学未修者9名、法学既修者42名)、法学未修者と法学既修者の間での入学者数のバランスを調整することができなくなった。全体としての入学者数と入学定員との乖離を生じることも好ましくないと考えたためである。

平成18年度入学者選抜の結果をみると、法科大学院適性試験の受験者数が落ち着き、全国の各法科大学院の入学者選抜スケジュールもおおむね固定化し、ようやく最初期の段階を終えて入学者選抜方法の本格的検討が可能となったと考えられる。そこで平成19年度入学者選抜においては、法学未修者と法学既修者の入学手続を同時に行う措置を引き続き実施することとし、さらに、当初発表する合格者数を極力限定し、2年(法学既修者)コース43名、3年(法学未修者)コース27名に絞り込んだところ、入学者数が2年コース33名、3年コース17名となり、各コースの入学定員に極めて近い数の入学者を得ることができた(両者を合計した入学者数は、本研究科の入学定員に一致する。)。《別添資料 学生数の状況(別紙様式2)》

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科が入学者選抜に関して優れている点を一言で要約するならば、法科大学院での教育を通じ、学生の人格の発達を願い、これに接続していけるような選抜を行っている点にある。確かに、専門職大学院として、限られた期間内に実務的な法知識や技術を教授しなければならないという制約は重い。しかしながら、幸いにも本研究科は、相当の学習能力を持つ学生を確保し、その中から書類審査や口述試験を通じて豊かな人間性を持つ集団を選ぶゆとり恵まれている。そのため、見方によっては理想主義的とも思える「生きている一人ひとりのために」「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家の育成」という理念（及びそれに繋がるアドミッション・ポリシー）を掲げることによって、それに共感する志願者を集め、それに則った教育一すなわち、徒に先端的分野の学修を急ぐことなく、基本的法律科目において柔軟な解釈能力の養成を重視する教育一を実施することができている。法科大学院制度創設の趣旨にかなり忠実な教育を行う機会が与えられていることは、本研究科にとって極めて幸いなことであるとともに、学生にとっても社会にとっても有意義なことであると考えられる。

以上のような、アドミッション・ポリシーに則った入学者選抜は、「特色ある取組」として後述する口述試験によって、かなり良く機能している。その結果、入学した学生の中に成立している、真剣だが相互の思いやりを失わない雰囲気、あるいは、自由時間の諸活動に見られる協調性（法律に関わる活動一例えばボランティア活動や「実践リーガルライティング」等の授業を通じての実務接触一はもちろんであるが、それ以外にも、例えば教員との懇話会や四季折々の催事など）といったものは、「殺伐とし攻撃的となり勝ちなロースクール学生集団」といったイメージからはかけ離れたものである。このような学生たちが専門教育を受けた法曹として社会参加することは、我が国社会をより善いものとするであろう。正に、プロセスとしての法曹養成というべきである。

また、本研究科の「特色ある取組」として、入学者選抜の局面については、特に口述試験においてアドミッション・ポリシーの実現を図っていることが挙げられる。基準6-1-4に係る状況において説明したように、口述試験の方針を示してアドミッション・ポリシーに適合した入学者を選抜することを試験担当教員に周知するとともに、社会関連質問事項の例示によってその方向付けも行っている。さらに、口述試験評価基準を提示し、それに則った評価を行うことで、「公平性」、「開放性」、「多様性」といった要請も十分に満たされている。首都圏にある国立大学法人であるなど、本研究科が置かれた状況に益された面もあるとはいえるが、今後とも、これらの良い点が失われないように注意していきたい。

以上のような特色を持つ本研究科の入学者選抜制度であるが、今後とも、次の諸点に留意し、アドミッション・ポリシーに基づいた公正かつ厳正な入学者選抜を実施していきたいと考えている。第1に、口述試験の方法に更に工夫を重ね、関係教員に周知し、その的確な実施を図ることである。第2に、本研究科のウェブサイトを通じて、入学者選抜に関する情報をより迅速かつ豊富に提供することである。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本研究科では、各年度の授業開始直前の2日間、全学生に対してオリエンテーションを実施している。1日目の前半には、全学生に対して、カリキュラム・履修上の注意事項や授業等の情報提供・利用方法の説明を行った後、新入生に対して、教室・資料室・自習室等に案内し利用方法の説明を行っている。《別添資料 「平成19年度履修案内」2頁》【解釈指針7-1-1-1】

1日目の後半と2日目には、各学年に分けて、それぞれに対して科目別オリエンテーションを行っている。この科目別オリエンテーションには、兼担教員や非常勤教員にも参加を求めており、ほぼ全科目について実施できている。法学未修者に対しては、1年次配当科目の各担当教員から20分ずつ、法律基本科目の勉強法を説明するなど、1年生がスムーズに法学学習に進めるよう特段の配慮がなされている。また、法学既修者に対しては、2年次及び3年次配当科目の各担当教員から10分ないし20分ずつ、理論的教育と実務的教育との架橋を図ることを念頭に、典型的な事例を示しつつ理論との関連についての鮮明なイメージをもたせるなどの工夫をして適切な履修指導を行っている。《別添資料 「平成19年度オリエンテーション日程」》【解釈指針7-1-1-2】、【解釈指針7-1-1-3】

なお、平成17年度までは前期、後期の2回オリエンテーションを行ってきたが、重複が多いことや前期の期末試験及び成績評価・講評等の実施時期の直後に設定しなければならないなど学生、教員ともに繁忙となることから、平成18年度から年度初めのみ行うこととした。なお、平成19年度においては、後期開始直前に、主に履修手続の確認のために2時間程度のオリエンテーションを実施する予定である。

本研究科は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができるだけでなく、常に生活者の視点を忘れない、「心」ある法律家の養成を目的としており、その観点から、研究科長を先頭に、オリエンテーションにおいて学生に心構えを説き、また、日々の授業の中で紛争事案において保護すべき法益とは何かを深く考えさせ、「心」ある法律家の養成に努めている。《別添資料 「平成19年度履修案内」1頁》【解釈指針7-1-1-1】、【解釈指針7-1-1-4】

また、日常的な履修指導については、授業担当教員が授業の前後に学生の質問等に答えるほか、オフィスアワーにおいて個別的な対応をしている。また、クラス担任教

員は、担任するクラスの学生の学習上の種々の相談についても受け付けているほか、学生が履修や学習上の悩み等を率直に話し合えるような雰囲気を作り、仲間意識を醸成して相互に研鑽を深めるようにするための様々な努力をしている。《別添資料 「平成19年度履修案内」9頁、「授業情報ウェブ上のオフィスアワー情報」》【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

個々の学生の履修を支援するために、本研究科の授業を担当する本学の教員は、全員が毎週1コマ程度のオフィスアワーを設定している。その有効活用を図るため、学生に対して各教員のオフィスアワーの曜日・時限等を、オリエンテーション時の配布物によって周知しているほか、ウェブ上の授業情報ページにおいても、一時的な時間変更を含め、情報提供している。また、オフィスアワー以外の時間帯に特に教員に面談したい場合に事前にその予約日時を設定したり、メールで質問・相談したりすることができるように、オリエンテーション時の配布物によって各教員のメールアドレスを提供している。さらに、各教員の研究室の電話番号等も、履修案内等によって周知されている。《別添資料 「平成19年度履修案内」9頁、同資料8（授業担当教員）53～54頁、「授業情報ウェブ上のオフィスアワー情報」》【解釈指針7-1-2-1】

この支援態勢の実効性を高めるため、教員の役割が次のように分担されている。第1に、当該授業科目の内容に関する質問、学習方法等に関する相談については、当該授業を担当する教員が対応している（非常勤教員においては、原則として授業時間の前後に対応している。）。第2に、履修上の相談、学習方法等に関する一般的な相談、進路に関する相談については、学年ごとに5～10名ずつのクラスが設けられ、その各クラスに置かれているクラス担任教員が、当該クラスの学生に対応している。平成19年度においては、1年次（19名）が3クラス、2年次（41名）が8クラス、3年次（52名）が5クラスに分かれている。第3に、履修上の質問・相談、学習方法等に関する一般的な相談については、2名の学務委員が対応している。

さらに、平成19年度からは、学生支援委員を置き、学生とのコミュニケーションを一層図るための工夫をしている。学生支援委員は、通常の学生相談のほか、月1回程度、学生との懇談会を持つ等、学生からの様々な意見・要望を汲み上げ、運営改善や指導等に迅速に反映させるよう努めている。《資料1 履修支援体制》《別添資料 「平成19年度履修案内」9頁》【解釈指針7-1-2-2】

この他、研究科長ほか出席する学生との懇談会を年1回以上開催し、提出された意見・要望等については学務委員会等の関係機関で対応を検討し、必要に応じ、措置を講じており、また、全授業科目において授業アンケートを実施し、適切な意見に対しては真摯に対応している。【解釈指針7-1-2-2】

《資料1 履修支援体制》

区分（名称）	主 な 役 割
授業担当教員	当該科目の内容に関する質問，学習方法等に関する質問
クラス担任教員	履修上の相談，学習方法等に関する一般的相談，進路に関する相談
学務委員	履修上の質問・相談，学習方法等に関する一般的相談
学生支援委員	学習・学生生活・進路等に関する個別的相談

（出典：別添資料 「平成19年度履修案内」9頁）

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

本研究科では、パート職員を雇用して、担当教員の資料作成や研究補助（特に、非常勤講師が担当する授業科目の教材のコピーや配布）、授業の機器類やマイクの準備・録音、図書室・自習室のパソコン管理などの学習環境整備、模擬裁判・講演会・行事の際の手伝い等、様々な形で教育補助者による学習支援を行っている。このような学習支援は、教員の依頼を受けて助手を補助するという間接的な形で実施されるにとどまっており、学生に対して直接的な形で実施されるには至っていない。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

本研究科においては、学生が課程の履修に専念できるように、いくつかの奨学金制度を利用できるように努めている。

本研究科特有の奨学金制度として、千葉銀行との連携による奨学金制度が存在する。千葉銀行法科大学院専用の「ちばぎんスーパー教育ローン〔学生生活〕」は、千葉大学法科大学院に入学又は在学する学生を持つ保護者を対象に、一定の条件の下に、入学金・授業料等の学校に納付する学費、教科書代・アパートの敷金等の教育関係費用が通常金利より0.5%優遇される金利で貸し付けられる。なお、これまでのところ、利用実績はない。《別添資料 「ちばぎんスーパー教育ローン〔学生生活〕」案内パンフレット》

また、日本学生支援機構奨学金に関しても、第1種奨学金、第2種奨学金が取得できるように、本専攻特別枠を設け、履修案内において紹介するなど、利用のための便宜を図っており、利用比率は極めて高い。さらに、日本学生支援機構奨学金以外の奨学金についても、各種奨学団体からの推薦依頼があった場合には、適宜学生に紹介している。《資料1 日本学生支援機構奨学金の利用状況》【解釈指針7-2-1-1】

さらに、平成18年度からは、「千葉大学法科大学院奨学金制度」を設け、法科大学院の教育のために寄付された金額に応じて、奨学金を支給している。奨学金の額は、1人月額5万円であり、平成18年度には1名の学生に対して支給した。《資料2 千葉大学法科大学院奨学金給付生選考基準》

このほか、大学全体の制度として授業料免除制度があり、本研究科の学生も利用可能であり、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている。《資料3 授業料免除制度の利用状況》

学生の健康相談に関しては、キャンパス内の総合安全衛生管理機構が健康相談や診療を毎日行っている。また、場合によっては、別キャンパスにある千葉大学医学部附属病院における相談診察も可能である。《資料4 総合安全衛生管理機構の概要と診療科目》

生活相談に関しては、学生支援室がグランドフェロー制度（教員・元教員が相談に応じる制度）を設けているほか、専門法務研究科所属の教員が定期的に学生生活一般についての相談を受け付けている。《資料5 なんでも相談「学生相談室」の運用状況》

ハラスメントに関しては、セクシャル・ハラスメント等の防止等に関する規程に基づいて、ハラスメントを解決するための仕組みを用意している（平成18年4月1日にセクハラ以外のハラスメントも含める改正が行われた。）。相談者は、相談窓口（学生支援室の相談窓口及び部局ごとに選任されたセクハラ相談員）に対して、相談又は調査若しくは調停の希望を申し込む。調停の希望があった場合には、対策委員会が必要

な対応を行う。また、防止のための委員会も設定されている。なお、毎年パンフレットを学生・担当教員に配布するとともにウェブサイトに掲載して周知している。《資料6 ハラスメントに対する対応》《別添資料 ハラスメントのないキャンパスを》【解釈指針7-2-1-2】

《資料1 日本学生支援機構奨学金の利用状況》

平成16年度	受給決定者	1年次	10名	2年次	14名		
平成17年度	受給決定者	1年次	8名	2年次	26名	3年次	4名
平成18年度	受給決定者	1年次	1名	2年次	18名	3年次	8名

《資料2 千葉大学法科大学院奨学金給付生選考基準》

2. 選考は年度毎に行い、教授会において決定する。
3. 給付学生数は、前年度の新司法試験合格者数を上限とする。
4. 選考は成績順に行う。但し、学生が当該奨学金の受給を辞退した場合には、次順位の者に給付する。辞退者は、法科大学院が受入れる他の奨学金給付を優先して受給する資格を有する。
5. 第6位までの選考は以下のとおりとし、第7位以下の選考はそれに準ずる。
(略)
6. 教授会は、上記5. 以外の基準により奨学生を選考する特段の事情があると認める場合には、5. 以外の基準により選考することができる。

《資料3 授業料免除制度の利用状況》

平成16年度	受給決定者	1年次	4名	2年次	6名		
平成17年度	受給決定者	1年次	3名	2年次	8名	3年次	6名
平成18年度	受給決定者	1年次	3名	2年次	12名	3年次	4名

《資料4 総合安全衛生管理機構の概要及び診療科目》

総合安全衛生管理機構は平成16年4月1日に旧保健管理センターと旧有害廃棄物処理施設が統合して発足した新たな組織です。

その業務は、大学における環境安全と健康安全を確保することで、キャンパスでの環境面の安全と、学生に対する修学管理、修学環境管理、職員に対する作業管理、作業環境管理に責任を負うことです。

具体的には、大学から排出される有害物に責任を持つこと、学生・職員が修学・教育・研究する環境を安全快適に保つこと、健康障害がないことを確かめることが主たる業務になると思います。そして万が一、心身の体調を崩した学生・職員の方々には早期に相談に応じるべく体制を整えております。

(出典：<http://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/info.html>)

一般診療

健康相談，初期治療（応急治療），他の医療機関への紹介を行っています。

受付時間 午前9：30－11：00 午後1：00－3：50

※ただし、定期健康診断，特別健康診断中を除く。

	月	火	水	木	金
午前	一般診療	一般診療	一般診療	一般診療	一般診療
午後	一般診療	一般診療 循環器(3週)	一般診療 精神科 中国語での内 科診療(1週)	一般診療	一般診療

《資料5 なんでも相談「学生支援室」の概要》

なんでも相談「学生支援室」では、学生相談員の先生方及びグランドフェローの先生方が相談に応じます。

先生方の在室日は、次のとおりです。

予約は不要です。遠慮なくお立ち寄りください。

場所 福利厚生施設2階（生協トラベルセンターの上）

開室日および時間帯 月曜日から金曜日 9時～17時

曜日・時間	9:00～10:20	10:30～12:00	12:00～12:50	13:00～14:20	14:30～16:00	16:00～17:00
月		グランドフェロー 隈部智雄	グランドフェロー(性問題全般) 武田敏夫	教育学部准教授 中西僚太郎	グランドフェロー 大野隆司	
火	グランドフェロー 相見則郎	グランドフェロー 相見則郎 教育実践センター准教授 笠井孝久(TA)	教育学部助教(キャリアコンサルタント) 山下修一	グランドフェロー 中川良三	法経学部講師 小柏喜久夫	文学部准教授 柏端達也
水		法経学部准教授 関谷昇	工学部助教 佐藤建吉	OGキャリアカウンセラー 岩淵桂子		
木	教育学部准教授 下永田修二		グランドフェロー 武田敏夫 専門法務研究科教授 後藤弘子 教育学部准教授 花澤寿	グランドフェロー 桑沢好則(第1・3週目) 13:30～15:00	園芸学部准教授 児玉浩明 15:00～16:00	教育学部准教授(障害支援) 眞城知己
金	教育学部准教授(スポーツ課外活動) 西野明	教育学部教授 宮野モモ子	工学部准教授 ウエダ エジューソン	教育学部教授 宮野モモ子		教育学部准教授(健康一般) 塩田瑠美

(出典: <http://www.chiba-u.ac.jp/student/advice/advice.html>)

《資料6 ハラスメントに対する対応》

○国立大学法人千葉大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学就業規則第24条の規定に基づき、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)における職員の就労上及び学生等の就学上の快適な環境を形成するため、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

○本研究科の状況

相談員 2名

対策委員会 研究科長ほか1名

防止委員会 研究科長ほか1名

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

身体に障害のある者に対しても等しく受験及び修学の機会を確保するために、そのような者から申し出があれば学内で協議し、然るべき対応を採る態勢が全学的にできている。また、施設及び設備の整備についても、全学の対応に従っている。現在まで本専攻に対して上記の申し出がなされた事例がないため、学部受験時の対応を記載するが、本専攻においてもこれに準ずる対応を採ることになる。すなわち、受験予定者からの申し出がなされた場合には、障害の程度、受験時の措置に関する希望や入学後の措置に関する要望などを記載した①身体障害者等事前相談申請書、②医師の診断書（障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの）を提出いただき、教育担当理事，入試担当副理事，総合安全衛生管理機構長，受験予定の学部における学部長の四者による協議を行って、大学としての対応を検討しその結果を回答している。《資料1「学生募集要項（抜粋）」，資料2「障害者申し出事項（抜粋）」参照》【解釈指針7-3-1-1】【解釈指針7-3-1-2】

《資料1「学生募集要項（抜粋）」》

7. その他の留意事項

- (4) 身体に障害があり、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、9月13日(水)までに法科大学院担当に電話で申し出てください。

(出典：平成19年度「学生募集要項」4頁，10頁)

《資料2「障害者申し出事項（抜粋）」》

(申請書の内容)

障害の程度について該当する箇所に○印を付す。〔例；(区分)視覚障害，(障害の程度)両眼の矯正視力が0.1未満の者〕，症状及び障害の状態(具体的に記入)，出身学校での修学状況(出身学校関係者が具体的に記入)，個別学力検査等の際に希望する措置事項(具体的に記入)，入学後の要望措置事項(具体的に記入)

(出典：身体障害者等事前相談申請書)

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

学生の進路選択においては、法曹に関連した職業支援として、平成 16 年度には、元検察官による講演、平成 17 年度には、司法制度改革担当者による講演を実施するなどして、具体的な法曹のイメージの形成に努めている。また、千葉県の法曹三者の責任者との懇談の機会を折りにふれて設けるなどしている。

これまで開催した講演会としては、伊藤眞東京大学教授（資料 1-1）、熊崎勝彦明治大学教授（資料 1-2）、佐藤幸治近畿大学教授（資料 1-3）によるものがあり、平成 18 年度に入っても山崎潮千葉地方裁判所長（資料 1-4）によるものがある。

さらには、法経学部や専門法務研究科所属の教員によって定期的に開催される千葉法学会（資料 2-1）、千葉少年問題研究会（資料 2-2）等、研究者以外に裁判官や弁護士が参加して行う研究会に参加することを通じて、自らの進路を決めるための情報の収集を行うことができる。

学生からの進路の相談に対しては、クラス担当教員又は学生支援委員が相談に応じることとしている。さらには、就職相談室には、法経学部を退職した教員を配し、相談・情報提供を行っているほか、事務部に大学院就職指導担当を置き、情報の収集・管理・提供に当たっている。

法曹以外の職業支援についてどのように行うべきかを考えるために、平成 19 年度から学生支援委員をおき、検討を始めているほか、修了生との懇談会等を行うことなどを通じて、学生のニーズの把握等に努め、より適切な情報を提供できるように努めている。

《資料 1-1 千葉大学法科大学院開設及び法経学部法学科新入生歓迎記念講演》

日 時 2004 年 6 月 8 日(水) 5 時限 16:10~

場 所 けやき会館大ホール

講演者 伊藤 眞 氏 「民事司法制度改革について」

《資料 1-2 千葉大学法科大学院開設記念祝賀会における講演》

日時 2004 年 7 月 6 日

「千葉大学法科大学院の門出にあたって」千葉銀行取締役頭取 早川恒雄

「ロースクールに期待するものー検察における実務経験をふまえてー」

最高検察庁公安部長 熊崎勝彦

《資料1-3 平成17年度法科大学院講演会》

講 師 佐藤幸治先生（京都大学名誉教授・法科大学院協会理事長）
 テーマ 「裁判員制度導入の根底にあるもの」
 日 時 平成17年11月25日（金）2時半～4時
 場 所 千葉大学けやき会館大ホール

《資料2-1 千葉法学研究会》

日時 2005年11月30日（水）18時30分～
 場所 千葉大学法経学部第一会議室
 報告 1. 鈴木庸夫教授「改正行訴法について」
 2. 鎌野邦樹教授「貸金業規制法等の見直しについて」

《資料2-2 第13回千葉少年問題研究会》

日 時 2007年1月26日（金）午後6時30分から
 場 所 千葉大学西千葉キャンパス
 法経学部棟 2階 第1会議室
 テーマ 千葉家庭裁判所の保護的措置の取組—3年間の軌跡
 報告者 山田 稔（千葉家庭裁判所統括主任調査官）

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の学生の支援体制について、特に優れている点としては、履修指導の充実が挙げられる。

履修指導は、入学式に先立って行われるオリエンテーションから始まる。オリエンテーションでは、一般的な履修上の説明・注意から全科目の具体的な説明までが総合的に実施されている。開設当初の平成16年度及び平成17年度においては、後期の開始前にも重ねてオリエンテーションを行うことで、学生が教育課程上の成果を十分に上げることができるよう配慮した。

通常の授業時間後の質問では十分ではない場合には、オフィスアワーでの対応が行われている。オフィスアワーに関しては、本研究科に所属していない法経学部等の兼任教員にもオフィスアワーでの学生への対応を求めている。

また、クラス担任制（1クラス5名から10名）を導入して、学習面のみならず生活面においてもきめ細かな対応を行っている。また、年に1回は学生との懇談会を行い、教育上の要望のほか施設・生活面等の要望までを聞くことで、学生のニーズの把握に努め、具体的な対応や制度・環境の整備等に役立てている。

教員と学生との意思疎通は、ウェブ上の授業情報や電子メール等を通じて活発に行われているほか、節目節目に教員と学生との懇談の機会（新入生歓迎会、修了祝賀会等）を設ける等の対応を行っている。さらに、平成19年度からは学生支援委員を新たに設けるなど、きめ細かな対応が迅速にできるように支援体制を強化している。

経済的な支援については、千葉銀行の連携による奨学金制度が存在するが、活用が困難なことが少なくないことから、平成18年度から新たな奨学金制度を始めるなど、更なる経済的支援の方途を模索している。

学生の進路選択の支援については、これまで様々な形を通じて、法曹としてのロール・モデルを提示することを積極的に行ってきた。この点に関しては、これまで、裁判官・検察官の講演会・懇談会の開催や「実践リーガルライティング」における弁護士との関係において、一定の成果を上げてきていると考えている。

今後、法曹三者以外の職業選択の支援を行うことも必要であることは認識しており、新司法試験の結果等や学生のニーズを踏まえた上で、引き続き適切な支援の在り方を検討することとしている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科には、教育上必要な教員が適正に置かれている。《添付資料 教員一覧(別紙様式3)、資料1「教員組織調査対象教員一覧」、資料2「教員業績調書」、資料3「評価実施年度に担当している授業科目の概要」、資料4「文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た授業科目の概要」》

非常勤教員を含む全教員のプロフィール、教育・研究上の業績等を掲載した「授業担当教員」の冊子を学生に配布している。また、この冊子の内容を速やかにウェブ上で公開する予定である。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科には、専攻分野について、(1) 教育上又は研究上の業績を有する者、(2) 高度の技術・技能を有する者、(3) 特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が専任教員として置かれている。《添付資料 教員一覧 (別紙様式 3)、資料 1 「教員組織調査対象教員一覧」、資料 2 「教員業績調書」、資料 3 「評価実施年度に担当している授業科目の概要」、資料 4 「文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果 (P 可) を得た授業科目の概要」》

本研究科の専任教員 18 名 (平成 19 年 5 月 1 日現在) のうち、4 名が本学法経学部又は教育学部の専任教員を兼ねているが、基準 8-1-2 に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲である。【解釈指針 8-1-2-3】、【解釈指針 8-1-2-4】

専任教員の教育上の経歴や経験、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料については、自己点検及び評価の結果としてウェブサイトにおいて速やかに公開する予定である。【解釈指針 8-1-2-1】《添付資料 資料 2 「教員業績調書」》

専任教員の学外での公的活動や社会貢献活動に関しても、自己点検及び評価の結果としてウェブサイトにおいて速やかに公開する予定である。【解釈指針 8-1-2-2】《添付資料 資料 2 「教員業績調書」》

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本研究科における教員の採用及び昇任に関する評価の体制及び手続については、次のとおりである。

専任教員の採用については、「千葉大学大学院専門法務研究科教員選考内規」に基づいて実施している。研究科長の推薦により教授会が選出する3名の委員によって教員選考委員会を設置し、当該選考委員会は、「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程」に基づく審査を行い、選考の経過と結果を関係資料とともに教授会に報告する。教授会では審議を行い、教員候補者を決定する。なお、教員選考においては、研究者教員については、既存の大学院法学研究科等で5年以上の教育経験があること及び直近の5年間で相応の研究業績を有することを重視し、実務家教員については相当の実務経験を有することを重視している。また、教員の昇任については、平成元年6月21日決定の法経学部法学科申し合わせを準用している。専任教員の採用・昇進における教授会決議は、定足数が構成員の3分の2以上であり、決議要件は出席者の3分の2以上による。《別添資料 「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程」,「教授会規程」,「千葉大学大学院専門法務研究科教員選考内規」及び「助教授の教授昇進に関する申し合わせ」》

非常勤教員の採用に関しては、候補者の履歴書・業績書を添付して任用計画書を作成し、教授会で審議の上、決定している(決議は、普通決議要件による)。従来、非常勤教員の採用に関する明文の規定がなかったことから、兼任教員の任用を含め、「千葉大学大学院専門法務研究科における兼任教員及び兼任教員の任用手続に関する申し合わせ」を平成19年6月の教授会において行った。《別添資料 「千葉大学大学院専門法務研究科における兼任教員及び兼任教員の任用手続に関する申し合わせ」》

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

基準8-2-1の規定により本研究科に置くことが必要な専任教員の数は、12名であるところ、平成19年5月1日現在、本研究科には18名の専任教員が置かれている。本研究科には法務専攻の1専攻のみ置かれており、これらの専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】

また、専任教員18名のうち、16名が教授であり、基準8-2-1の規定により置くものとされる専任教員の半数以上が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

すべての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。【解釈指針8-2-1-3】

本研究科の入学定員は50名であるが、憲法（2名）、行政法（2名）、民法（2名）、商法（2名）の4科目について複数の専任教員を置いている。【解釈指針8-2-1-4】、【解釈指針8-2-1-5】

《添付資料 教員一覧（別紙様式3）、授業科目別専任教員数一覧（別紙様式4）》

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

本研究科には、基礎法学・隣接科目を担当する専任教員が2名、展開・先端科目を担当する専任教員が7名（うち展開・先端科目のみを担当する専任教員が4名）置かれている。【解釈指針 8-2-2-1】

また、専任教員の年齢構成は、資料1のとおり、各年代に分かれており、バランスが取れている。《資料1 専任教員の年齢構成》【解釈指針 8-2-2-2】

《資料1 専任教員の年齢構成》	
60歳～	4名
50歳～59歳	7名
40歳～49歳	6名
～39歳	1名
(出典：教員一覧 (別紙様式3))	

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本研究科には、4 名の実務家教員がおり、基準 8-2-1 に規定する専任教員の数 (12 名) の 2 割を超す比率となっている。

4 名の実務家教員の実務経験及び担当科目は、次表のとおりであり、専攻分野における長年の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すると認められる。また、担当する授業科目は、その実務経験との関連が認められる科目である。【解釈指針 8-3-1-1】

区分	教員名	実務経験	担当授業科目
実務家・専任教員	青山 絃一	37 年 0 月	知的財産法 1, 知的財産法 2
実務家・専任教員	栗田 誠	24 年 3 月	独占禁止法, 独占禁止法基礎
実務家・みなし専任教員	鶴田 六郎	36 年 3 月	刑事訴訟法, 刑事実務基礎, 刑事法総合演習, 法曹倫理
実務家・みなし専任教員	眞田 範行	18 年 0 月	法律実務総合演習, 民事実務基礎 2, 民事法総合演習, 実践リーガルライティング

(出典：教員一覧 (別紙様式 3))

実務家教員 4 名のうち 2 名は、1 年につき 6.9 単位又は 7.2 単位の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を有する者であり、いわゆる「みなし専任」である。【解釈指針 8-3-1-2】《別添資料 教員一覧 (別紙様式 3)》

基準 8 - 3 - 2

基準 8 - 3 - 1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 2 に係る状況)

実務家専任教員のうち法曹としての実務の経験を有する者は2名であり、専門職大学院設置基準で必要とされる数(3名)の3分の2以上が確保されている。《別添資料 教員一覧, 教員分類別内訳(別紙様式3)》

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

「教育上主要と認められる科目」として、必修科目のほか、本研究科が重視している選択必修科目第1群（労働法、環境法、ジェンダーと法、医事法、土地・住宅法及び消費者法の6科目から2科目を選択必修）を取り上げ、専任教員が担当している割合を次に示す。

区分	必修科目				選択必修 第1群	合計
	1年次	2年次	3年次	小計		
単位数 (A)	28	30	8	66	12	78
専任教員担当 単位数 (B)	16	26	6	48	4	52
割合(A)/(B)	57%	87%	75%	73%	33%	67%

(注) 平成19年度における授業科目及び授業担当教員による。なお、「基礎刑事訴訟法」(1年次後期)については、平成19年9月着任予定の専任教員が担当することから、これを「専任教員担当単位数」に含めている。

専任教員とそれ以外の教員とが担当する「法情報基礎」、「刑事実務基礎」及び「法曹倫理」は、「専任教員担当単位数」に含めている。

(出典：教員一覧(別紙様式3))

上表のとおり、専任教員が担当する割合は、選択必修科目第1群を含む全体では67%、必修科目のみでは73%となっている。

専任教員とそれ以外の教員とが分担するオムニバス方式の授業について、当該授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価等を行う体制は、次のとおりであり、専任教員が責任を持って当たる体制が採られている。

授業科目名	担当教員	実施体制	専任教員の役割
法情報基礎	専任教員(8名) 兼任教員(2名)	専任教員(木村)が全体の調整・連絡を担当 各教員が各法分野を分担	専任教員がほとんどを担当 兼任教員は労働法及び国際法を分担(各1回)
実践リーガルライティング	専任教員(嶋津) 兼任教員(弁護士) 多数	専任教員が事前・事後の指導、兼任教員が法律事務所における文書の起案・作成実習の指導を行う	授業計画の立案・進管理 各兼任教員との連絡調整 成績評価の最終責任

《別添資料 開講授業科目一覧(別紙様式1)》

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

本研究科の専任教員の年間授業負担は、《添付資料 教員一覧 (別紙様式 3)》のとおりであり、平均すると 15.7 単位である。《資料 1 専任教員の授業負担》

《資料 1 専任教員の授業負担》

年間授業負担	人数
10 単位以下	6 名
10 単位超 15 単位以下	2 名
15 単位超 20 単位以下	5 名
20 単位超 25 単位以下	3 名
25 単位超 30 単位以下	2 名
30 単位超	0 名

(出典：教員一覧 (別紙様式 3))

基準 8 - 5 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 5 - 2 に係る状況)

専任教員について、研究専念期間を設けることは現時点では困難であるが、中長期的な課題として検討したい。

基準 8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 5 - 3 に係る状況)

本研究科の教育上及び研究上の職務を補助する職員として、法経学部の助手を兼務の形で1名(司書及び司書教諭資格有)が配置されている。十分な陣容とはいえないが、パート職員の雇用等により補っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の教員組織については、小規模校にあつて、まずまずの陣容となっているものと考えている。それは、本研究科の専任教員だけでなく、兼任教員（本学法経学部、なかんづく法学科所属教員）が豊富であること、千葉県弁護士会の協力の下に、経験豊富な弁護士教員を確保できていることに負う所が大きい。

改善を要する点としては、第1に、現状では、刑事訴訟法について専任の研究者教員がいないことであるが、平成19年9月に刑事訴訟法専攻の研究者教員を採用する予定である。

第2に、民法担当の専任教員が他大学への転出により一時的に減少しており、兼任教員及び兼任（非常勤）教員に依存していることである。法科大学院教育における民法の位置付けにかんがみれば、早急に専任教員を補充することが必要である。

第3に、基本法律科目の専任教員においては、インテンシブ科目として2クラス担当し、授業内容も濃密で、かつ、頻繁な試験の実施等のために過重な負担となっている。教員の陣容を拡充する努力と併せて、特に教育上の職務を補助する職員の配置を拡充することが不可欠である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として、教授会を設置している。教授会は、全専任教員（准教授を含む。）によって組織され、本研究科に係るすべての重要事項の審議・決定を行う。教授会は、月に1度（第4水曜日）に開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。

教授会の審議を効果的に行うため、運営委員会を組織し、教授会上程事項のほか、管理運営上の諸事・雑事の審議を行っている。運営委員会は、月に1度（第3水曜日）に開催することを原則とするが、必要に応じて臨時に開催することも多い。《別添資料「平成19年度履修案内」資料8（授業担当教員）53頁、「教授会規程」、「各種委員会規程」》【解釈指針9-1-1-1】

本研究科の専任の長として研究科長を置いている。研究科長は、教授会の全構成員による選挙により選出され、学長により任命され、その任期は2年である。また、研究科長に事故ある場合に備えて、職務代行者を研究科長が指名し、教授会の承認を得て選定している。《別添資料「平成19年度履修案内」資料8（授業担当教員）53頁、「教授会規程」、「各種委員会規程」、「研究科長推薦内規」、「学則」》【解釈指針9-1-1-2】

本研究科では、本研究科の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員人事その他運営上の重要事項については、すべて教授会の議を経ることを要することとしており、教授会における審議が尊重されている。《別添資料「平成19年度履修案内」資料8（授業担当教員）53頁、「教授会規程」、「各種委員会規程」、「自己点検・評価規程」》【解釈指針9-1-1-3】

みなし専任教員は、教授会の構成員として位置付けられており、本研究科の教育課程の編成等に関して責任を担うことができる体制を構築している。《別添資料「平成19年度履修案内」資料8（授業担当教員）53頁、「教授会規程」、「各種委員会規程」》【解釈指針9-1-1-4】

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本研究科の管理運営を行うための事務組織は、文学部・法経学部事務部であり、事務長の総括の下 21 名のスタッフが、専門法務研究科、文学部、法経学部及び平成 18 年度新設の人文社会科学研究所並びに平成 18 年度学生募集を停止した文学研究科、社会科学研究所及び社会文化科学研究所の事務を担当している。

本研究科に係る庶務、人事、会計、施設及び学務に関する事務は、事務長、総務経営グループ及び大学院学務グループが担当している。なお、教授会運営及び学生に対する窓口業務は、専門職員（学務企画担当）と係員で対応しており、窓口対応の繁忙時には専門職員（経営担当）も加わり対応している。また、入試業務や行事等の実施時には、事務部全体で対応する体制を組んでいる。

また、本研究科の教務事務及び図書室の管理業務を担当するスタッフとして、法経学部の助手を兼務の形で 1 名（司書及び司書教諭資格有）及びパート職員 2 名を配置している。《別添資料 事務組織図、千葉大学文学部・法経学部事務部業務担当表》【解釈指針 9-1-2-1】

本研究科の管理運営を適切に行うに際しては、職員の能力の向上を図る必要がある。千葉大学では、スタッフ・ディベロップメントの強化・充実を図るための各種研修会が全学職員研修プログラムにおいて実施されている。また、国立大学協会、国立大学財務・経営センター等が主催する研修にも参加しており、職員の能力の向上を図っているところである。《別添資料 平成 18 年度千葉大学事務系職員研修の実施状況》【解釈指針 9-1-2-2】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人千葉大学は、本研究科における教育活動等を適切に実施するため経費を負担している。《別添資料 平成 17 年度決算報告書 (国立大学法人千葉大学)、平成 17 年度大学院専門法務研究科予算・決算表》【解釈指針 9-1-3-1】

本研究科の設置者である国立大学法人千葉大学は、本研究科において生じる収入及び本研究科の運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように十分配慮している。《別添資料 平成 17 年度決算報告書 (国立大学法人千葉大学)、平成 17 年度大学院専門法務研究科予算・決算表》【解釈指針 9-1-3-2】。

本研究科の設置者である国立大学法人千葉大学は、本研究科の運営に係る財政上の事項について本研究科の意見を聴取する機会として、部局長連絡会、学長・理事と部局との懇談会等が行われており、適切な機会が十分に設けられている。《別添資料 学長・理事と部局との懇談会の開催について》【解釈指針 9-1-3-3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本研究科では、教育面を中心とする自己点検及び評価を行うために、「自己点検・評価委員会」を設けている。当初、研究科長を委員長とし、5名の運営委員及び1名の実務家教員の合計7名で構成されていたが、外部の有識者による検証を実施するため、外部の評価委員の参画を得ることとし、平成19年度から新たな「自己点検・評価規程」を制定した。新たな自己点検・評価委員会は、研究科長、学務委員長、第三者評価担当教員、外部の評価委員2名及びその他委員会が必要と認めた者をもって構成される。

従来の自己点検評価委員会においては、学生による授業評価に対する授業担当教員による報告書について審議検討し、改善勧告の要否等を判断してきているが、その結果は公表してきていない。

新たな自己点検・評価委員会では、平成19年度に第1回の自己点検・評価を実施することとしており、本年6月末までに自己点検・評価報告書を作成し、外部の評価委員を交えた委員会を開催して審議の上、本年9月定例教授会に報告し、その要旨を公表することとしている(基準5-1-1参照)。《別添資料 専門法務研究科自己点検・評価規程、自己点検評価委員会議事録》

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

従来の自己点検評価委員会を発展改組し、外部の有識者の参画を得るため、「自己点検・評価委員会」を平成 19 年度より発足させている。新たな自己点検・評価委員会は、研究科長、学務委員長、第三者評価担当教員、外部の評価委員 2 名及びその他委員会が必要と認めた者をもって構成される。外部の評価委員には、川村正幸氏（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）及び山岸憲司氏（弁護士，前日本弁護士連合会事務総長）に委嘱している。

自己点検・評価委員会においては、公平性・開放性・多様性を旨としプロセスとしての法曹養成機関として教育の質的充実が図られているかという観点から、目的・教育理念，教育内容，教育方法，成績評価及び修了認定，教育内容などの改善措置，学生の受入れ，学生の支援体制，教員組織，管理運営等について点検・評価を行うこととしている。

また，自己点検・評価委員会の下部組織として，外部の評価委員を除く委員で構成される「教育改善委員会」を設けており，教育内容，教育方法，成績評価及び修了認定，教育内容などの改善措置に関する改善案及び措置案を立案し，教授会に提出することを任務としている。平成 19 年 4 月にその第 1 回の会合を開催し，平成 18 年度に開講した授業科目について改善措置の要否を検討し，平成 19 年度前期教育改善案を取りまとめ，4 月定例教授会に報告したところである。《別添資料 自己点検・評価規程，教育改善委員会議事録，平成 19 年度前期教育改善案について》

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するため、「教育方法研究会」を定例的に開催している(基準 5 - 1 - 1 参照)。教育方法研究会は、非常勤教員を含む全教員で組織され、自己点検・評価委員会教育改善委員会の点検結果の報告と改善策の検討を活動内容の一つとしている。《別添資料 教育方法研究会議事録》

自己点検・評価において、現時点では教育活動等に関する改善目標を設定するには至っていないが、今後、目標の設定と目標実現のための方法を具体化することを検討したい。【解釈指針 9 - 2 - 3 - 1】

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

平成 19 年度より、外部の者による検証を行うことができるように、新たな「自己点検・評価委員会」を設置したところである。外部の評価委員は、教授会の議を経て、法科大学院の教育研究活動に高い識見を有する者から選任し、そのうち 1 名は法律実務経験者から選任することとされている。現在、外部の評価委員には、川村正幸氏（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）及び山岸憲司氏（弁護士，前日本弁護士連合会事務総長）に委嘱している。《別添資料 自己点検・評価規程》【解釈指針 9 - 2 - 4 - 1】

平成 19 年度に新たな体制による自己点検・評価を実施する予定であり、その結果は、平成 19 年 9 月の定例教授会に報告される予定である。この自己点検・評価の一環として、川村評価委員による授業，施設等の視察が平成 19 年 6 月 4 日に行われた。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

印刷物による公表とウェブサイトにおける公表とに分けて述べる。

平成 15 年度から平成 18 年度までの 4 年度に亘って、主として入学志望を検討している者を読者として想定としたパンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」を発行し、大学院窓口において無料で配布したほか、法学予備校 4 校に対し本校及び分校での無料配布を依頼して、提供してきた。設置前であって教育実績をもたない平成 15 年度版 (2003-2004) を除いて、①アドミッション・ポリシーと教育理念、②カリキュラム構成、③履修モデル、④成績評価の方法、⑤時間割、⑥施設・設備、⑦専任教員の紹介、⑧入学者選抜の各事項について大要を把握できるような記述を行い、さらに、在学生の状況についても大まかな説明を行っている。授業風景、教材、施設・設備などに関する写真を多用し、教育活動等の状況が生き活きと伝わるような内容としている。《別添資料 パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」(2006-2007)》

他方、入学者選抜に関する詳細な情報は、上記各年度に作成した「学生募集要項」において公表している。《別添資料 「学生募集要項」》

また、設置申請当初の平成 15 年 6 月から本研究科のウェブサイト (<http://www.le.chiba-u.ac.jp/1s/index.html>) を開設し、教育活動等の状況について即時性のある情報提供を行っている。

ホームページ (《別添資料 HP0.pdf》) においては、最近更新のあった事項のリストを掲載し、継続的に当サイトを閲覧している読者に対して便宜を与えている。

ホームページ以外の各ページ (《別添資料 HP1.pdf 以下》) においては、①アドミッション・ポリシーと教育理念、本研究科の特色、②授業担当教員の組織、③カリキュラム、授業科目等の説明、④入学者選抜、⑤よくある質問 (FAQ)、最近あった質問への回答、⑥ニュースをそれぞれ掲載し、特に即時性が要求される⑤、⑥については、1 週間に 1 回は更新の可否をチェックして、必要があれば更新している。

閲覧者の属性については特に調査していないが、過去 40 箇月を平均して毎日 200 件近くのアクセスがあり、特に入試時期には 1000 件を超える日もあるなど、情報提供手段として有効に機能していると考えられる。《資料 1 ウェブサイトへのアクセス数調べ》

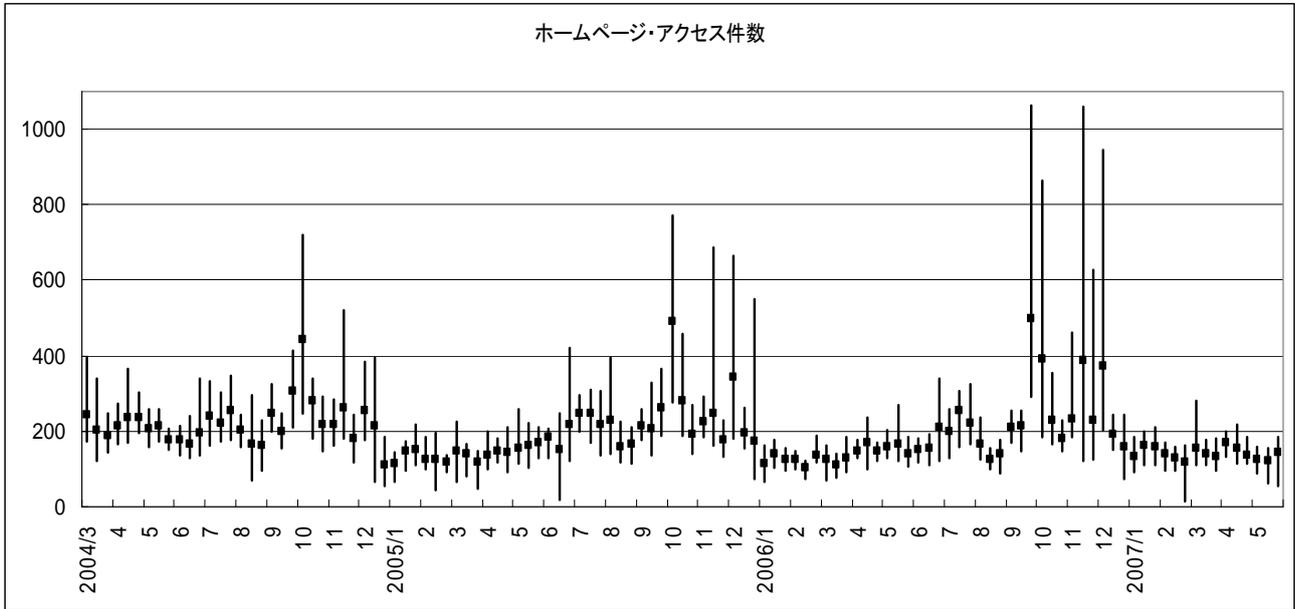
《別添資料》

パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」(2006-2007)
「学生募集要項」

ウェブサイトからのプリントアウト「トップページ」(HP0.pdf)、「教育理念と概要」

(HP1.pdf), 「授業担当教員」(HP2.pdf), 「カリキュラム」(HP3.pdf), 「平成20年度入学者選抜の概要について」(HP4.pdf), 「FAQ(よくある質問コーナー)」(HP5.pdf), 「NEWS」(HPNews.pdf)

《資料1 ウェブサイトへのアクセス数調べ》



(注)ホームページへのアクセス件数の推移を,各月の旬ごとに調べたもの。
各旬のうち,アクセス件数が最も多い日,少ない日のそれぞれアクセス数,及び旬間の1日あたりアクセス数の平均値をグラフにまとめた。

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本研究科では、教育活動に関する重要事項を記載した年次報告書を毎年度公表することとし、「平成 16 年度法科大学院年次報告書」及び「平成 17 年度法科大学院年次報告書」を平成 18 年 6 月に公表しており、また、「平成 18 年度法科大学院年次報告書」については平成 19 年 7 月に公表する予定である。各年度の年次報告書には、解釈指針 9-3-2-1 に掲げる 10 項目がすべて記載されている。【解釈基準 9-3-2-1】

このほか、入学志願者を主たる対象としたパンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」及び「学生募集要項」という紙媒体による公表と、ウェブサイトにおける電子情報としての公表を行っている。パンフレットにおいては、設置者、教員組織、学費について記載をするほか、入学者選抜、教育課程及び教育方法、成績評価及び課程の修了について大まかな情報を提供している。

また、「学生募集要項」においては、設置者、入学者選抜、標準修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての明確な記載がある。

他方、電子的なものであるが、ウェブサイトにおいては教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修了年限、教育課程及び教育方法、成績評価及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度について、繁簡はあるものの、掲載している。

《別添資料》

「平成 16 年度法科大学院年次報告書」、「平成 17 年度法科大学院年次報告書」、「平成 18 年度法科大学院年次報告書」

パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために」(2006-2007)

「学生募集要項」(各年度)

ウェブサイトからのプリントアウト「トップページ」(HP0.pdf)、「教育理念と概要」(HP1.pdf)、「授業担当教員」(HP2.pdf)、「カリキュラム」(HP3.pdf)、「平成 20 年度入学者選抜の概要について」(HP4.pdf)、「FAQ (よくある質問コーナー)」

(HP5.pdf)、「NEWS」(HPNews.pdf)

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

評価の基礎となる情報の収集及び保管については、全学的な情報保管の規則以外には制度化されたものは存在しない。今回の自己評価に際して、特に教育活動に関する情報を一元的に収集・保管する必要性を認識し、そのための体制作りを進めているところである。具体的には、まず授業科目についての資料・情報の収集体制の整備を次のように進めている。

- ① 第三者評価担当教員において、作成・収集・保管すべき資料・情報の標準的なリストを作成し、授業担当教員に提供する。
- ② 授業担当教員において、それぞれの授業科目の実情、教員ごとの教育方法の違い等を反映した当該授業科目の資料・情報リストを作成するとともに、授業期間において実施する。
- ③ 授業期間終了後、授業担当教員は、作成・収集した資料・情報のうち、一元的に保管すべきものを選別し、第三者評価担当教員（実際には助手）に提出する。
- ④ 第三者評価担当教員においては、提出された資料・情報の内容をチェックし、欠けているものについては追完するよう求める。

また、保管期間については、「国立大学法人千葉大学法人文書管理規程」において、「成績評価に関するもの」は5年間保存することとされており、これに準ずることとしている。

「評価の基礎となる情報」として、平成16年度から平成18年度に開講した全授業科目についての情報の収集を行ったほか、自己点検・評価に関連する文書・資料の整理・収集を行った。【解釈指針 9-4-1-1】、【解釈指針 9-4-1-2】

授業関係資料は、本研究科助手事務室において一元的に保管している。また、その他の情報（会議資料・議事録等）については、内容に応じ、事務部総務グループ又は大学院学務グループにおいて保管している。《別添資料 「国立大学法人千葉大学法人文書管理規程」》【解釈指針 9-4-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科は、独立した部局として設置されており、形式的には独自の運営の仕組みを有し、管理運営されている。反面、設置されて間もないこと、小規模であること等もあり、万全な管理運営体制になっているとは言い難い。また、独立した事務組織を有しておらず、この面でも改善の余地がある。

特に、授業内容や方法を中心とする自己点検及び評価については、平成 19 年度から体制を改め、外部の評価委員による検証を実施できるようにしたところであるが、今後、その的確な実施とその結果の迅速な公表を行うこととしている。

本研究科では、情報担当という役職を設け、これに情報の公表のほとんどの作業（パンフレット、「学生募集要項」、ウェブサイトの編集・管理）を行わせているため、公表される情報の中に齟齬が生ずることがなく、また、公表内容の迅速な更新が可能になっている。その意味での一元化が行われている点も、優れた点として挙げることができよう。

情報の公表に関しては、「優れた点」に掲げた「一元化」の裏面として、公表される情報がやや多面性に欠け、単調になり勝ちであることを指摘することができる。また、情報担当教員のキャパシティの限界から、包括的・網羅的な情報の公表には困難があったことも否定できない。

今般、本自己評価書の作成のために、多様で網羅的な情報の集約を研究科内で行うことができた。公表のための適切な編集作業がさらに必要であるが、これを機に、より充実した情報の公表に努めたい。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

従来、本研究科の運営に必要な施設、特に教室、自習室、図書室等の教育施設は、法経学部棟、大学院棟、文科系総合研究棟等に分散配置され、教育上の不便をかこってきた。しかし、千葉大学施設整備計画の一環として、平成18年度に法科大学院施設統合計画が立案・実施され、耐震改修された総合校舎A号館の4階及び5階にこれらの施設を統合して配置することができ、平成19年6月から供用を開始した。これにより、本研究科における教育上の利便は大きく向上し、学生の学習環境が大きく改善された。《図1 総合校舎A号館4階・5階平面図》《別添資料 棟別平面図》

本研究科における授業のための教室として、専用の大講義室（総合校舎A号館4階、410号室、179㎡、108席）、小講義室1（同5階、528号室、89㎡、40席）、小講義室2（同5階、527号室、90㎡、40席）のほか、小講義室3（同5階、526号室、37㎡、18席）、小講義室4（同5階、525号室、37㎡、22席）を使用している。インテンシブ科目（2クラス開講科目）については、各クラスの受講者が30名弱であるので、小講義室1及び小講義室2を相互に使い、また、1年次（未修者）科目については、平成19年度においては17名であるので、小講義室3を基本的に使用している。受講者総数がこれらの席数を超える科目については、大講義室を使用している。このほか、演習室（総合校舎A号館5階、522号室、37㎡、16席）が用意されているが、本研究科学生の自主ゼミ等に使用するほか、一部の時間帯には人文社会科学研究科の授業に使用している。以上のような施設状況であり、現在のところ、本研究科で提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるよう確保されていると考えられる。《資料1 各年度の使用教室》【解釈指針10-1-1-1】

教員室については、本研究科の専任教員は18名であり、各専任教員には1室の研究室（平均18㎡）が供与されている。みなし専任教員の教員室については、平成16年度以来、第三演習室として予定していた部屋（文学部・法経学部3号棟2階、208号室、32㎡）を提供してきたが、総合校舎A号館の改修に伴い、その5階に2部屋（523号室、18㎡；524号室、20㎡）を用意している。非常勤教員についても、同じく5階に非常勤教員室（同棟5階、510号室、18㎡）を設置している。【解釈基準10-1-1-2】

教員室の立地が分散していることについては、平成19年度の法科大学院施設統合計画により、一部（2教員研究室）の教員室を改修後の総合校舎A号館5階に移転しているほか、今後の教員組織の充実のために研究室を予め確保しておく必要から3教員研究室を確保しているが、なお相当数の教員室が文学部・法経学部1号館5階（3教員研究室）、6階（3教員研究室）、7階（5教員研究室）、文科系総合研究棟5階（3教員研究室）に分散している状況にある。

教員と学生とが面談することのできるスペースについては、学問的な議論を授業終了後も行いたいなど学部学生とは異なる要求があるところから、従来から文科系総合研究棟にグラジュエイトラウンジを設置してきたところであり、平成16年度には文科系総合研究棟2階（206㎡、他の大学院学生と共用）に確保し、平成17年度及び平成18年度には自習室2の設置のためにこれを移動し、理学部1号館1階西側（213㎡、他の大学院学生と共用）に設置していたが、現在は総合校舎A号館5階の演習室（前掲）のほか、小会議室（同館5階、37㎡）が使用できることになっている。学生との個別面談のための特別の施設・スペースは設けていないが、専任教員の研究室で個別の面談が可能なスペースがあり、現状で対応できていると思われる。従来、みなし専任教員や非常勤教員が学生と個別面談する上での支障があったが、今回の施設統合計画の中で、独立のみなし専任教員の研究室及び非常勤教員室も確保できたことから、十分対応できるものとなった。【解釈指針10-1-1-3】

本研究科の事務のために、司書を兼ねる職員（助手）と総務・経営事務及び大学院学務事務を行う事務系職員が配置されている。司書を兼ねる職員は、研究科助手事務室（総合校舎A号館5階、19㎡）のほか、法経学部棟7階にも法経学部共用の法学資料室にも執務スペースがあり、十分なスペースが確保されている。本研究科の総務・経営及び学務事務を行う職員の執務スペース（大学院学務グループ：文学部棟1階、38㎡、総務・経営グループ：文学部棟2階、38㎡）も相応のスペースを有していると考えられる。【解釈基準10-1-1-4】

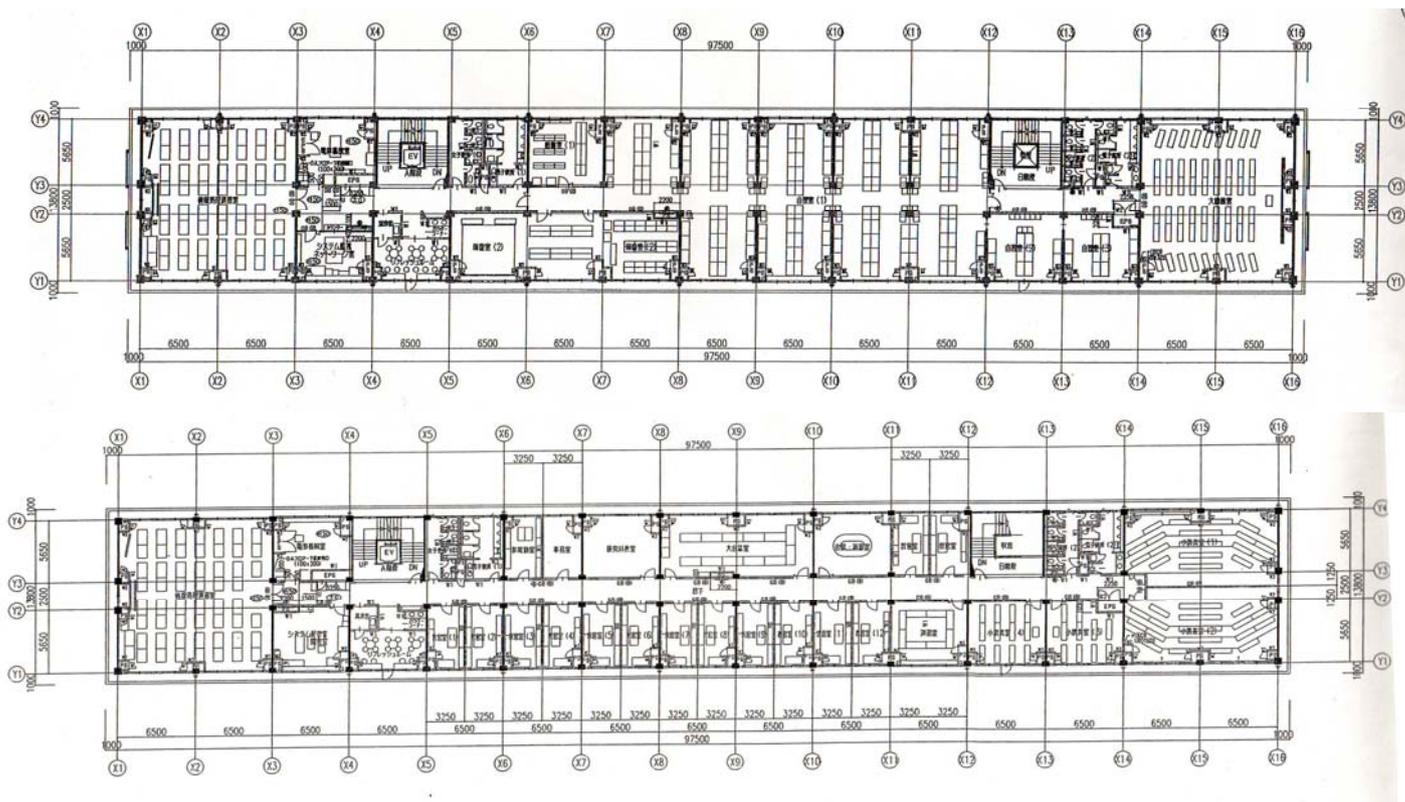
本研究科学生の自習室については、在学生の数に見合う席数を確保することを最優先に整備に努めてきている。平成16年度から平成18年度においては文科系総合研究棟の2階及び4階に分散していたが、平成19年6月から総合校舎A号館4階に統合し、専門法務研究科自習室1（総合校舎A号館4階、407号室、424㎡、120席）、同自習室2（同4階、408号室、36㎡、10席）、同自習室3（同4階、409号室、36㎡、10席）が設置されており、引き続き、1人1席を確保することができている。また、上記施設統合計画により、基準10-3-1に規定する図書室のうち主たるものが総合校舎A号館4階（405号室、110㎡）に設置されているほか、図書関連の情報検索室（同4階、406号室、38㎡）が併設されている。これらの施設は、カードキーにより入室管理がなされ、休日を含め24時間利用が可能となっている。自習室と図書室とが近接して配置されていることは、図書資料を有効に活用することにつながっている。なお、本研究科の図書室のほかに、法経学部棟1号館7階に法経学部法学科資料室があり、その利用も可能であるほか、附属図書館の法学関係図書も利用可能である。

これらの施設のほか、附属図書館1階南側（88㎡）にも自習室4が設置されており、この自習室4の30席については、専用図書室を含めて他の施設とは場所が多少離れて

いるが、本研究科修了生用に今後も確保しておく予定である。具体的には、平成16年度以降の修了者で自習室の継続使用を願い出ているものについては、使用方法を検討した上で、引き続き自習室の使用を認めることとしている。

学生の厚生施設としては、リフレッシュルーム（総合校舎A号館4階，404号室，37㎡；同5階，504号室，36㎡）を設置し、昼食や歓談の場を提供している（全学共通スペースとして利用）。

《図1 総合校舎A号館4階・5階平面図》



《資料1-1 平成16年度の教室》

区分	名称	場所	備考
講義室	第一講義室	大学院棟5階エレベータ寄り	
	第二講義室	大学院棟5階法経学部棟寄り	
	第三講義室	大学院棟3階	
演習室	第一演習室	総合校舎A号館4階	
	第二演習室	総合校舎A号館4階	授業では使用せず
	第三演習室	大学院棟2階	授業では使用せず

《資料1-2 平成17・18年度の教室》

区分	名称	場所	備考
講義室	第一講義室	大学院棟5階エレベータ寄り	
	第二講義室	大学院棟5階法経学部棟寄り	
	第三講義室	大学院棟3階	
演習室	第一演習室	総合校舎A号館4階	
	第二演習室	総合校舎A号館4階	

《資料1-3 平成19年度の教室》

区分	名称	場所	備考
講義室	大講義室	総合校舎A号館4階410号室	
	小講義室1	総合校舎A号館5階528号室	
	小講義室2	総合校舎A号館5階527号室	
	小講義室3	総合校舎A号館5階526号室	
	小講義室4	総合校舎A号館5階525号室	
演習室	演習室1	総合校舎A号館5階522号室	

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

本研究科に備えられている教育用の設備及び機器は、《資料1 平成19年度備品機器等リスト》のとおりである。講義室（小講義室1から4まで）には、通常の講義室に必要な講義机、ホワイトボード、パワーポイントを含む映像機器類に対応するためのスクリーンが備え付けられている。そのほか、インテンシブ科目や10名台の少人数クラスの授業以外は大講義室があるが、これらの教室の設備、備品についても資料1のとおりである。その他、これらの講義室で使用するための機器として、モニターテレビ等が用意されている（資料1では「移動式」と記載）。

教員による教育研究用の機器として、パソコンをはじめ資料1のと通りの機器が設置されているほか、主要な法律雑誌がDVDによって検索可能な状態で配架されており、これらの一部は各科目の授業資料として使われている。

自習室には、ブースが総計170設置されており、24時間利用可能な状態にある。各ブースの専用面積は3.04㎡である。書架、電灯、椅子、LANケーブルが付属しており、持込のパソコンと接続でき、LANを経由して法科大学院専用の授業情報サイトや学内外のウェブサイト等にアクセスできるようになっている。また、この授業情報サイトからTKC提供のデータベースへのアクセスが可能であり、判例や文献等に容易にアクセスできるようになっている。《写真1 自習室の机と椅子の様子》

なお、共通スペースではあるが、休憩や食事、歓談の場としてリフレッシュルームが設置されており、教員と学生、学生間で多角的に利用されている。リフレッシュルームの設備についても、資料1のとおりである。

《写真1 自習室の机と椅子の様子》



《資料1 平成19年度備品機器等リスト》

	机	椅子	備品	機器
大講義室	36	108	講義机, ホワイトボード, 固定スクリーン, プロジェクター, AVラック(マイク設備)	
小講義室1	12	40	講義机, 脇机, ホワイトボード, 固定スクリーン, プロジェクター	
小講義室2	12	40	講義机, ホワイトボード, 固定スクリーン	
小講義室3	9	18	講義机, ホワイトボード, 移動スクリーン, プロジェクター用台	
小講義室4	11	22	講義机, ホワイトボード, 移動スクリーン, プロジェクター用台	
演習室	6	18	ホワイトボード, 移動スクリーン, プロジェクター用台	
(移動式)				液晶モニターテレビ 1台 VHS・HDD・DVD一体ビデオ 1台 撮影用ビデオ 2台 ノートパソコン 2台 プロジェクター 3台 録音用ICレコーダー 2台
リフレッシュルーム	2	15	8人用カウンター 1台 流し 1台, 洗面台 2台	
自習室1	120	120	ロッカー 120	
自習室2	10	10	ロッカー 10	
自習室3	10	10	ロッカー 10	
自習室4	30	30	ロッカー 30 加湿器, 空気清浄機	

*自習室の机のサイズ…横120cm×奥行70cm

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本研究科の図書館は、「専門法務研究科図書室」の名称で、講義室や教員研究室、助手事務室のある総合校舎A号館の4階に位置し、学生の自習室に隣接し、本研究科の管理の下、授業で使用する法令集・判例集、図書・雑誌等の冊子体資料を配架し、図書室内の文献を複写するコピー機と学習用の机と椅子を備えている。他に事務用として机、パソコン、プリンター、事務用品等が配置されている。《資料1 図書室及び情報検索室の設備》

図書室に併設された情報検索室では、本研究科のウェブ授業情報や資料の検索、DVD資料、判例・文献検索データベース等の利用のための共用の検索用パソコンが8台あり、そのうち4台は印刷用複合機に接続されている。

図書室は、カードキーによる入室管理がなされ、本研究科の教員と学生のみ24時間の利用が可能となっている。必要に応じて許可を得た学部学生や修士・博士課程の院生も利用できるが、利用時間は法経学部法学科資料室の開室時間の平日9時から17時までに限られている。《別添資料 法科大学院図書室利用案内》

また、専門法務研究科図書室は、約1,400冊の講義用図書や実用書と約30タイトルの判例・雑誌を配架し、学生の学習の用に供している。不足する資料は、附属図書館や法経学部法学科資料室の資料を利用することで補っている。【解釈指針10-3-1-1】

専門法務研究科図書室には職員が1名配置されているが、法経学部法学科資料室との兼任となっている。【解釈指針10-3-1-2】

専門法務研究科図書室の職員は、司書及び司書教諭資格を有し、附属図書館、法学科資料室での司書の経験を蓄積しており、法情報調査に関する基本的素養を備え、「法律図書館連絡会」の研修等にも参加し、学部や法科大学院において法情報ガイダンスを行っている。【解釈指針10-3-1-3】

専門法務研究科図書室には、開講科目の教材や参考資料、学生の学習に必要な図書や資料を収集・配架している。法律専門書・実務書、判例雑誌・法律雑誌の配架の他に、主要法律雑誌（「最高裁判所判例解説」、「判例タイムズ」、「ジュリスト」、「判例百選（別冊ジュリスト）」、「労働判例」、「金融・商事判例」、「旬刊金融法務事情」）のDVDや、LEX/DB（判例・文献の検索データベース）を中心とした「法科大学院教育支援システム」（TKC提供）を導入している。【解釈指針10-3-1-4】

専門法務研究科図書室及び法学科資料室では、教員の推薦書や学生の購入希望書のほか、新刊・改訂書を図書室職員がチェックし、法学系図書委員会において図書委員が審議した上で購入書を選定しており、常に最新の図書・資料が得られるように維持管理している。【解釈指針10-3-1-5】

授業科目「法情報基礎」を通して教員による法情報教育がなされているほか、図書室職員や利用可能なデータベースの専門インストラクターによるガイダンスを随時開催し、検索・利用方法を習得する機会を提供するなど、学習を支援する体制が整えられている。【解釈指針10-3-1-6】

図書室に併設された情報検索室では、本研究科の授業情報サイトや資料を検索し、法令・判例・文献検索データベース、主要法律雑誌DVD、「法科大学院教育支援システム」などを利用するための共用の検索用パソコンが8台あり、そのうちの4台は印刷用複合機1台と繋がっており、印刷が可能となっている。事務用としてパソコン1台とプリンター1台が備えられている。また、図書室内の資料の複写のためのコピー機が備えてある。【解釈指針10-3-1-7】

《資料1 図書室及び情報検索室の設備》

機器類	パソコン	9台（事務用1台，学生用8台）
	プリンター	1台（事務用）
	コピー機	1台（生協よりリース）
で 主要 検 法律 索 雑誌 可 資料 能 な 資 資料 料 D V D	最高裁判所判例解説	昭和29年度～平成14年度版 民事篇・刑事篇
	判例タイムズ	1～1191号（1950・4・15～2005・12・15）
	旬刊金融法務事情	1～1758号（1953・6・15～2005・12・25）
	金融・商事判例	1～1230号（1966・5・2～2005・12・15）
	労働判例	1～901号（1967・3・11～2005・12・15）
	ジュリスト	1～1300号（1952・1・1～2005・11・1）
	判例百選	1～165号（1960・4～2002・11）

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科は、定員を50名とする比較的小規模な法科大学院であるが、設立当初から大学内の関係学部、研究科等の協力を得て、施設、設備、図書館等については良好な状態を確保できている。特に、平成19年6月からは、分散していた施設も相当部分が統合され、接近した場所に集中配置されて、大幅な改善が図られた。小規模校ならではの顔の見える教育体制も確立し、全体的なモラルも高まっていると考えられる。

平成16年度に開設された本研究科は、平成18年度までは施設の中心部分が、関係各部局からのいわば間借り状態であったのであり、利用面での不便さや財政面での光熱費等の負担など、施設が分散しているための有形無形の負担も大きかった。スペースの点でも、十分な教室や非常勤教員室が確保できないことや図書室なども階段を経由しなければならないなど、使い勝手は決してよいものではなかった。しかし、耐震補強がテーマとなった平成17年度補正予算で総合校舎A号館の改修整備が予算化され、平成18年度上期より改修工事が始まり、平成19年度上期に改修工事も終了した。この改修整備により、分散状態にあった専門法務研究科の施設が総合校舎A号館の全学共同スペースに集約することとされ、平成19年4月から6月にかけて、教室、図書室、自習室等の教育施設や事務室を改修された総合校舎A号館の4階及び5階に移転した。改修後の施設の概要は、以下のとおりである。

- ① 講義室として大講義室1，小講義室4，演習室1，図書室，図書室関係の情報検索室1を設け、また、大会議室1のほか、小会議室1，研究科長室，助手事務室を設けた。自習室，図書室の24時間利用体制を維持する。
- ② 自習室は、耐震構造のため、壁は残るが、総席数160席を確保した。自習室と図書室は連続して使いやすいものとした。
- ③ 教員室は12あるが、法経学部との協議の結果、当面、2専任教員及び2みなし専任教員が移動し、3教員研究室を今後の教員組織の充実のための研究室として確保しておくこととした。その他、非常勤教員室1を設置した。

以上、平成19年度上期に完了した総合校舎A号館の改修によって、本研究科も大学内に独自のスペースを有することになり、施設の状況は飛躍的に改善されたものと考えている。特に、図書室、情報検索室については、学生が多く時間を過ごしている自習室と同じ総合校舎A号館4階に位置して利用しやすく、自習室と同様、平日のみならず土日も含めて24時間の利用が可能であるため、学生の利便は極めて高いものとなっている。

今後、改善すべき点として、次の点が挙げられる。

- ① 図書室内の資料については、貸出の要望が非常に強いが、現在のところ、利用頻度の高いものは複冊配架されているものの、ごく一部であり、ほとんどが単冊であり、必要とされる書籍の利用が集中することから、図書室内での閲覧とコピーに限定している。利用頻度の高い書籍については、複数配架が望まれてきたが、平成18年度より基本的図書については複数購入することとし、自習室までの貸出を検討している。徐々に複数購入を増やし、学生の要望に応えられるように準備中である。
- ② 職員が法学科資料室と兼任のため、不在時の機器のトラブルや検索等のレファレ

ンスなどが不十分な状況であり、専任職員の配置が望まれる。

- ③ 図書室の配架本、雑誌タイトルが限られているため、附属図書館や法学科資料室を利用する必要があるが、法学科資料室の開室時間が平日9時から17時であり、授業時間との関係で利用しにくい状況にある。開室時間延長の要望が強いが、時間外の管理上の問題と時間外の職員配置の問題がある。